

公共住宅建設工事積算基準説明会 (平成19年度版)

関 係 資 料

公共住宅事業者等連絡協議会
公共住宅事業者等連絡協議会 地方協議会

目 次

1. 公共住宅建設工事積算基準（平成19年度版）の主な改訂項目一覧
 - 1-1. 公共住宅建築工事積算基準
 - 1-2. 公共住宅屋外整備工事積算基準
 - 1-3. 公共住宅電気設備工事積算基準
 - 1-4. 公共住宅機械設備工事積算基準
-
-

1. 公共住宅建設工事積算基準

(平成19年度版)の主な改訂項目一覧

1-1 公共住宅建築工事積算基準
(平成19年度版)

改訂方針

<p><改訂方針></p> <p>(1) 公共建築工事積算基準への整合 公共住宅建設工事積算基準を統一基準に位置づけることを視野に入れ、「公共建築工事積算基準(平成19年改訂)」との整合を図りつつ、公共住宅用の積算基準として使い勝手の良いものを目指す。</p> <p>(2) 公共住宅建設工事共通仕様書改定への対応 公共住宅建設工事共通仕様書の改定に対応した内容とする。</p> <p>(3) 市場単価追加導入への対応 新たに市場単価に移行された資材について、積算基準に反映する。</p> <p>(4) 会員要望事項への対応 平成16年度版に対する、質疑や意見等への対応を行う。</p>

共通事項

項目	改訂事項
項目の参照をする場合の表現	<ul style="list-style-type: none"> 編が異なる場合 項目⇒1編1章1節「目的及び適用範囲」、1編1.1.1「目的」 表 ⇒1編表1.5.1「一般管理費等補正率」、1編別表-1「共通仮設費」、 同じ編の場合 項目⇒1章1節「目的及び適用範囲」、1.1.1「目的」 表 ⇒表1.5.1「一般管理費等補正率」、別表-1「共通仮設費」
本文中の表及び図の番号	<ul style="list-style-type: none"> 本文中の表⇒表1.1.1((章番号). (節番号). (節における表の順番)) 図⇒図1.1.1((章番号). (節番号). (節における図の順番)) 章の末尾に記載の表⇒別表-1 共通仮設費(章ごとに振りなおす) 別表以外「-」は使わない。

1編 総則

項目	改訂事項	ページ	改訂理由等
1編 総則			
1章 工事費の積算			
1節 目的及び適用範囲			
1.1.1 目的	本基準は、公共住宅建築工事を請負施工に付す場合において、 <u>予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費(以下「工事費」という。)の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。</u>	P1	「目的」を追加(公共建築工事積算基準に整合)
1.1.2 適用範囲	1 本基準は、次に示す公共住宅建設工事における <u>工事種別</u> のうち「建築工事」の積算に適用するものとして、その取扱いを定めたものである。	P1	<ul style="list-style-type: none"> ・工事種別=「建築工事」、「電気設備工事」、「機械設備工事」などであることの明確化 ・『なお、特殊な工法によるもの又は、工事規模・内容等が特殊なものでこの基準によることが適切でない」と判断される場合には、実情に応じ一部変更などのうえ適用するものとする。』を削除(各事業体で定めることであるため)

2節 工事費の区分及び構成			
1.2.1 工事費の区分	工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。 <u>直接工事費については、各工事種目に区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。</u>	P1	文章の整理(公共建築工事積算基準に整合)
3節 工事費内訳書			
1.3.1	<u>工事費内訳書は、4編「建築工事内訳書標準書式」による。</u>	P1	節の追加(公共建築工事積算基準に整合)
4節 直接工事費			
1.4.1 直接工事費	1 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、 <u>直接仮設に要する費用を含み、その算定は次による。</u> (1) <u>材料価格及び機器類価格(「材料価格等」という。)に個別の数量を乗じて算定する。</u> (2) <u>単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。</u> (3) (1)又は(2)によりがたい場合は、 <u>施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。</u>	P2	文章の整理(公共建築工事積算基準に整合) 『なお、工事中に発生する材料の端材に価値のあるときは、その数量に有価額を乗じて算定した額を控除する。』を削除
	2 <u>直接工事費は、各工事種目に区分する。工事種目は工事別、建物の棟別、用途別等に区分する。</u>	P2	文章の整理
	3 <u>各工事種目は、科目及び細目に区分する。</u> (1) <u>科目区分は、表 1.4.1「科目の区分」を標準とする。また、科目別の他に部分別又は機能別により区分することができる。</u> (2) <u>細目は、各科目を細分化したもので、材料費、労務費、仮設費、機械器具費、運搬費等又はそれら複数を組み合わせたものに区分する。</u>	P2	科目区分と細目の文章の整理
1.4.2 数量	細目に計上する数量は、2編「数量」による。	P2	文章の整理 PC工法の表記削除
1.4.3 単価及び価格	細目に計上する単価及び価格については、3編「単価」による。	P2	文章の整理 PC工法の表記削除
5節 共通費			
1.5.1 共通費の区分と内容	<u>共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ別表-1「共通仮設費」、別表-2「現場管理費」及び別表-3「一般管理費等」の内容と付加利益を一式として計上する。</u>	P3	「共通費の区分と内容」を追加(公共建築工事共通費積算基準に整合)
1.5.2 共通仮設費	2 <u>共通仮設費は、別表-1「共通仮設費」の内容について、費用を積み上げにより算定するか、直接工事費に対する比率(以下「共通仮設費率」という。)により算定する</u>	P3	・文章の整理(公共建築工事共通費積算基準との整合) ・標準共通仮設費→共通仮設費(公共建築工事共通費積算基準に整合)
	3 <u>共通仮設費は、原則として共通仮設費率を用いて次により算定する。</u> (1) <u>直接工事費に、共通仮設費率を乗じて算定する。</u> (2) <u>共通仮設費率に含まれる内容は、別表-4「共通仮設費率に含む内容」による。</u> (3) <u>共通仮設費率は、別表-5「共通費率」の共通仮設費率による。</u> (4) <u>共通仮設費率に含まれない内容は、必要に応じ別途積み上げにより算定して、(1)により算定した共通仮設費に加算する。</u>	P3	文章の整理(公共建築工事共通費積算基準との整合)
1.5.2.1 特殊工事費を含む工事費の共通仮設費	特殊工事費を含む工事費の <u>共通仮設費は、次式により算定する。</u> $\text{特殊工事費を含む工事費の共通仮設費} = A \times \alpha$ なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。	P3	・標準共通仮設費→共通仮設費(公共建築工事共通費積算基準に整合) ・『なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。』の追加(文章の整理)

<p>1.5.2.3 支給材を含む工事費の共通仮設費</p>	<p>支給材を含む工事費の共通仮設費は、次式により算定する。</p> $\text{支給材を含む工事費の共通仮設費} = (A+B) \times \alpha$ <p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p>A: 支給材評価額を除く直接工事費 B: 支給材評価額 α: (A+B)の額に対する共通仮設費率</p>	<p>P4</p>	<p>「支給材の計算方法」の追加</p>
<p>1.5.2.5 総合発注(一括発注)工事の共通仮設費</p>	<p>「建築工事」と「電気設備工事(屋外含む)」、「機械設備工事(屋外含む)」及び「屋外整備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の共通仮設費は、次式により算定する。</p> <p>なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独発注工事扱いとすることができる。</p> <p>α_1: A_1の額に対する建築工事の共通仮設費率</p>	<p>P4</p>	<p>・文章の整理 ・『なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独発注工事扱いとすることができる。』の追加 ・標準共通仮設費→共通仮設費(公共建築工事共通費積算基準に整合)</p>
<p>1.5.3 現場管理費</p>	<p>1 現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。</p> <p>2 現場管理費は、別表-2「現場管理費」の内容について、費用を積み上げにより算定するか、純工事費に対する比率(以下「現場管理費率」という。)により算定する。</p> <p>3 現場管理費は、原則として現場管理費率を用いて次により算定する。</p> <p>(1) 純工事費に、現場管理費率を乗じて算定する。 (2) 現場管理費率に含まれる内容は、別表-2「現場管理費」による。 (3) 現場管理費率は、別表-5「共通費率」の現場管理費率による。 (4) 現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して、(1)により算定した現場管理費に加算する。</p>	<p>P5</p>	<p>・文章の整理(公共建築工事共通費積算基準に整合) ・現場管理費と一般管理費の分離 ・1.5.2「共通仮設費」と表現の統一</p>
<p>1.5.3.1 特殊工事費を含む工事費の現場管理費</p>	<p>特殊工事費を含む工事費の現場管理費は、次式により算定する。</p> $\text{特殊工事費を含む工事費の現場管理費} = A \times \alpha$ <p>なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。</p>	<p>P5</p>	<p>・文章の整理 ・現場管理費と一般管理費の分離 ・『なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。』の追記</p>
<p>1.5.3.2 支給材を含む工事費の現場管理費</p>	<p>支給材を含む工事費の現場管理費は、次式により算定する。</p> $\text{支給材を含む工事費の現場管理費} = (A+B) \times \alpha$ <p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p>A: 支給材評価額を除く純工事費 B: 支給材評価額 α: (A+B)の額に対する現場管理費率</p>	<p>P5</p>	<p>・現場管理費と一般管理費の分離 ・文章の整理</p>
<p>1.5.3.3 総合発注(一括発注)工事の現場管理費</p>	<p>「建築工事」と「電気設備工事(屋外含む)」、「機械設備工事(屋外含む)」及び「屋外整備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の現場管理費は、次式により算定する。</p>	<p>P6</p>	<p>・文章の整理 ・現場管理費と一般管理費の分離</p>

<p>1.5.4 一般管理費等</p>	<p>1 一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益からなる。 2 一般管理費等は、別表-3「一般管理費」の内容と付加利益について、工事原価に対する比率(以下「一般管理費等率」という)により算定する。 なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。 3 一般管理費等率は、別表-5「共通費率」の一般管理費等率による。 4 一般管理費等率に含まれる内容は、別表-3「一般管理費」と付加利益の合計による。</p>	<p>P6</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文章の整理 ・現場管理費と一般管理費の分離 ・付加利益の文章を追加(公共建築工事共通費積算基準に整合) 										
	<p>前払金支出割合が35パーセント以下において一般管理費等を算定する場合は、表1-4-1の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乘じるものとする。</p> <p>表1-4-1 一般管理費等率補正係数</p> <table border="1" data-bbox="319 638 1117 817"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分(%)</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5以下</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>5を超え15以下</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>15を超え25以下</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>25を超え35以下</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table>	前払金支出割合区分(%)	補正係数	5以下	1.05	5を超え15以下	1.04	15を超え25以下	1.03	25を超え35以下	1.01	<p>P-</p>	<p>旧3項の文章を削除(公共建築工事共通費積算基準についても改訂予定あり。改訂内容は、緊急的に発注する工事等で、予算の関係上前払ができない場合に適用する)</p>
前払金支出割合区分(%)	補正係数												
5以下	1.05												
5を超え15以下	1.04												
15を超え25以下	1.03												
25を超え35以下	1.01												
<p>1.5.4.1 特殊工事費を含む工事費の一般管理費等</p>	<p>特殊工事費を含む工事費の一般管理費等は、次式により算定する。</p> $\text{特殊工事費を含む工事費の一般管理費等} = (A+B) \times \alpha$ <p>なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。</p>	<p>P6</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文章の整理、現場管理費と一般管理費の分離 ・『なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。』の追加(文章の整理) 										
<p>1.5.4.2 支給材を含む工事費の一般管理費等</p>	<p>支給材を含む工事費の一般管理費等は、次式により算定する。</p> $\text{支給材を含む工事費の一般管理費等} = A \times \alpha$ <p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。 A: 支給材評価額を除く工事原価 α: Aの額に対する一般管理費等率</p>	<p>P6</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現場管理費と一般管理費の分離 										
<p>1.5.4.3 総合発注(一括発注)工事の一般管理費等</p>	<p>「建築工事」と「電気設備工事(屋外含む)」、「機械設備工事(屋外含む)」及び「屋外整備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の一般管理費等は、次式により算定する。</p> $\text{総合発注工事の一般管理費等} = A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 + A_4 \times \alpha_4$	<p>P7</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文章の整理 ・現場管理費と一般管理費の分離 										
<p>1.5.5 特殊工事費等</p>	<p>(改訂前) 特殊工事とは次の工事をいう。 (1) 鉄骨工事の工場製作費(工場加工組立費、工場溶接費、工場塗装費、運搬費) (2) 建設発生土、解体発生材等の処分費(運搬費を除く) (3) 有料道路の通行料金 その他、一般的な工事内容に、共通して存在するとは限らない工事で、請負者の現場での関わりが、比較的少なく、現場管理費を特に計上する必要がないと考えられる工事費。</p> <p>↓ (改定後) 1 特殊工事費とは、一般的な工事内容に、共通して存在するとは限らない工事で、請負者の現場での関わりが、比較的少なく、現場管理費を特に計上する必要がないと考えられる工事費をいい、下記を標準とする。 (1) 鉄骨工事の工場製作費(工場加工組立費、工場溶接費、工場塗装費、運搬費) (2) 建設発生土、解体発生材等の処分費(運搬費を除く) □ 有料道路の通行料金</p>	<p>P7</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊工事費の定義を冒頭に記載 ・旧文章では、その他の適用範囲が広くとれるため、会員からの質疑等も多く文章の改訂をする。 										

<p>1.5.6 単一専門工事を分離発注する工事の現場管理費及び一般管理費等</p>	<p>(改訂前) 建築工事から分離して、単一の専門工事を発注する工事の現場管理費及び一般管理費等は、「8節 下請経費等」を以って現場管理費及び一般管理費等とする。 (例) 畳工事、襖工事 ↓ (改定後) 単一専門工事を分離発注する工事の現場管理費及び一般管理費等は、現場管理費及び一般管理費等を併せた「諸経費」とし、「諸経費」は、専門工事業者の経費等(「1.9.1 下請経費等」)のみとする。</p>	<p>P7</p>	<p>旧文章では、現場管理費及び一般管理費等の比率を下請経費等の率を用いて算定するように読めるとの指摘があり、文章の改訂をする。</p>
<p>7節 変更工事</p>			
<p>1.7.1 変更工事</p>	<p>1 設計変更による変更部分の工事費は、本節によって求めた積算額に当該工事の落札率を乗じて得た額を目途として、請負者と協議の上決定した額に、消費税等相当額を加えたものとする。</p> <p>2 落札率 <u>ただし、落札率は、小数点以下3位までを定める。</u></p> <p>3 変更工事費の協議は、原則として、発注者と請負者の両者の積算総額について行う。なお、積算総額の差が著しい場合には、請負者の<u>変更工事費内訳書</u>の数量及び単価を検査し、再度協議する。</p> <p>4 <u>設計変更等による手もどり又は手待ちが生じた場合には、協議の上それらにかかると費用を工事費に計上する。</u></p>	<p>P8 P8 P8 P8</p>	<p>文章の整理 落札率の算定方法の削除(各事業体により定める。) 文語の整理 手戻りについての文章削除(標準的なことではないため)</p>
<p>1.7.2 変更工事の直接工事費</p>	<p>(3) <u>設計変更により、新しい細目等の単価を必要とする場合は、変更時(変更指示時点)の単価による。</u></p> <p>2 この場合の単価は、増減とも変更時(変更指示時点)の単価による<u>ことができる。</u></p> <p>3 <u>工事請負契約書の「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」の規定に基づき、請負代金額の変更を行った工事の場合は、当該時点で単価が見直されたこととなるため、以降の変更工事の積算にあたっては、十分留意する。</u></p>	<p>P8 P8 P8</p>	<p>文章の追加 文章の変更(原設計の単価を用いることが考えられるため) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更について追加</p>
<p>1.7.3 変更工事の共通仮設費</p>	<p>1 <u>変更工事の共通仮設費は、変更工事の内容を当初発注内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。</u></p> <p>2 変更工事の共通仮設費は、次式により算定する。</p> <p>3 当初発注工事に複数の棟が混在する場合の変更工事の共通仮設費は、次式により算定する。</p> <p>4 <u>変更工事における積み上げ部分の共通仮設費の増減額は、原則として、次の(1)から(4)に定めるところにより算定する。</u></p>	<p>P9 P9 P9 P9</p>	<p>文章の整理 文章の整理 文章の整理 文章の整理</p>
<p>1.7.4 変更工事の現場管理費</p>	<p><u>変更工事の現場管理費は、変更工事の内容を当初発注内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とし、次式により算定する。</u></p>	<p>P10</p>	<p>文章の整理 現場管理費と一般管理費の分離</p>
<p>1.7.5 変更工事の一般管理費等</p>	<p><u>変更工事の一般管理費等は、変更工事の内容を当初発注内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とし、次式により算定する</u></p> $\text{変更工事の一般管理費等} = (A+B) \times \alpha(a+b) - A \times \alpha a$	<p>P10</p>	<p>文章の整理 現場管理費と一般管理費の分離</p>
<p>8節 追加工事</p>			
<p>1.8.4 追加工事の</p>	<p>文章構成の変更</p>	<p>P11</p>	<p>文章の整理 現場管理費と一般管理費</p>

現場管理費			の分離
1.8.5 追加工事の 一般管理費 等	文章構成の変更	P11	文章の整理 現場管理費と一般管理費 の分離
9節 下請経費等			
1.9.1 下請経費等	<p>1 <u>下請経費等は、下請経費及び小器材の損耗費等をいい、標準歩掛りの「その他」にて算定する。</u></p> <p>2 <u>下請経費は、請負者が工事の施工の一部を、専門工事業者に下請けさせる場合の専門工事業者の現場管理費及び一般管理費等をいい、別表-2「現場管理費」及び別表-3「一般管理費」に準ずる。</u></p>	P11	文章の整理 下請け経費率を3編単価 のその他の率に
	旧3項の削除	P11	旧3項『標準歩掛りで定める「その他」の率は、表1.8.1による。』を3編単価へ移動(公共建築工事標準単価積算基準に整合)
別表1～5	「共通仮設費率に含む内容」を別表-4として、区分する。	P 12 ～ P15	公共建築工事共通費積算基準に整合

2編 数量

2編 数量			
全般	1.1.2「表記」の追記をして、 複合単価等×設計数量 の表記とする。		3編単価の整理に伴い数量編上での単価の表記方法の変更
1章 直接工事費			
1節 共通事項			
1.1.2 表記	本編に記載の「材料価格等」とは、3編 1.2.1「材料価格等」をいい、「複合単価等」とは、3編 1.2.2～1.2.4をいう。	P17	3編単価の整理に伴い数量編上での単価の表記方法の追加
2節 直接仮設工事			
1.2.1～ 1.2.10	延床面積を延べ面積へ改訂	P 18 ～21	文言の整理
1.2.5 安全手すり	2 外部足場頂部に設置する。なお、外部足場の複合単価等に安全手すりが含まれる場合は、各層ごとの安全手すりは計上しない。	P20	手すり先行方式の採用にあたって留意事項の追記
1.2.7 内部躯体足場	1 階高4.0m未満の床面積→4.0m以下の床面積 2 階高4.0m以上の階の部分・・・別計上する。→階高4.0mを超える階の部分・・・別計上する。	P20	単価編の歩掛りの区分の改訂に整合
1.2.8 内部仕上足場	1 階高4.0m未満の床面積→4.0m以下の床面積 2 階高4.0m以上の階の部分は、別計上する。→階高4.0mを超える階の部分は、別計上する。	P20	単価編の歩掛りの区分の改訂に整合
1.2.9 災害防止	養生防護棚 「コーナー部の加算」を別途計上する。	P20	単価編の歩掛りの改訂に整合しコーナー部を別途加算
1.2.12 運搬費	・内部躯体足場(4.0m以下の階)の運搬費は、建築面積を数量として計上→内部仕上げ足場へ転用することとして内部躯体足場の運搬費は計上しない。 ・内部仕上げ足場運搬費の数量は、建築面積を数量として計上→内部仕上げ足場の転用は、単価で考慮することとして、内部仕上げ足場運搬の数量は、床面積とする。	P21	公共建築工事積算基準に整合
5節 鉄筋工事			
1.5.4 鉄筋加工組立	1 構造種別(RC造、SRC造、壁式構造)に区分し、さらに次のとおり区分し、計上する。 (1) 棒鋼 (2) スパイラルフープ (3) 梁貫通孔補強(細物、太物)	P30	市場単価との整合
7節 型枠工事			
旧 1.7.5 型枠発生材処分	削除	P33	公共建築工事標準単価積算基準に整合し削除。個別計上はしない。
18節 ガラス工事			
1.18.8 ガラスとめ材	2 設計数量は、片面のガラスの周長の2倍の長さとする。	P51	市場単価との整合
19節 塗装工事			
1.19.2 平面部分	オイルステインワニス塗りを削除	P52	仕様書の改訂に整合
21節 内外装工事			
1.21.12～ 1.21.14	ポリスチレンフォーム → 発泡プラスチック 合成樹脂発泡材 → 発泡プラスチック保温材	P56 P57	仕様書に整合

2章 共通仮設費			
1節 一般事項			
2.1.1 ～	<ul style="list-style-type: none"> 標準共通仮設費とその他の共通仮設費(積み上げ部分)→<u>共通仮設費率を用いて算定する内容と積み上げにより算定する内容</u> その他の共通仮設費(積み上げ部分)→<u>積み上げにより算定する内容は、</u> <u>月数の算定は、小数点以下第2位を四捨五入とする。</u> 	P60	文章の整理
2.1.2 一般事項、共通仮設費内訳区分			

3編 単価

3編 単価			
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 表番号 (旧) → (改訂後) 表1-1-1 表1.1.1 標準歩掛りの単位の表記 → 右上寄せに 標準歩掛りにて適用条件及び留意事項の追加 		
1章 総則	(旧) → (改訂後) 一般事項 総則	P65	章の名称変更(公共建築工事標準単価積算基準に整合)
1節 基本的事項			
1.1.1 基本的事項	本編は、公共住宅建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。なお、山間へき地、離島等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等は、実情に応じた適切な単価を用いる。	P65	「基本的事項」の追加(公共建築工事標準単価積算基準に整合)
2節 単価の算定			
共通事項	単価の構成を変更 材料価格等 →材料費のみを計上する単価 複合単価 →3編「単価」の歩掛りによる単価 市場単価 →物価資料等掲載の単位施工当たりの単価 その他単価 →上記以外の単価全て	P65	公共建築工事標準単価積算基準に整合
1.2.1 材料価格等	材料価格等は、現場渡し価格とし、物価資料等の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。 なお、材料価格等とは、次による。 (1) 構造主体部分に使用する鋼材、レディーミクストコンクリート及び既製杭 (2) 木材	P65	・単価構成の変更により改訂(公共建築工事標準単価積算基準に整合)
1.2.2 複合単価	複合単価は、材料、労務、機械器具等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量(以下「所要量」という。)から構成される歩掛りに、次の単価等乗じて算定する。 (1) 材料単価 材料単価は、物価資料等の掲載価格等による。 (2) 労務単価 労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、基準作業時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。 (3) 機械器具費 機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」(昭和49年3月15日付建設省機発第44号)による。また、建設機械賃料は、物価資料等の掲載価格による。 (4) 仮設材費 仮設材費は、物価資料等の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。	P65	・単価構成の変更により改訂(公共建築工事標準単価積算基準に整合) ・構成図の削除
1.2.3 市場単価	市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料等に掲載された「建築工事市場単価」による。なお、2章「標準歩掛り(直接工事費)」に定める工種に適用する。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。	P66	単価構成の変更により改訂(公共建築工事標準単価積算基準に整合)
1.2.4 上記以外の単価	上記以外の単価及び価格は、物価資料等の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考に定める。	P66	単価構成の変更により改訂(公共建築工事標準単価積算基準に整合)

3節 歩掛り																																																																								
1.3.1 歩掛り	<p>1章2節「単価及び価格の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、2章「標準歩掛り(直接工事費)」に定める歩掛りを標準(以下「標準歩掛り」という。)とする。なお、歩掛りにおける構成については次による。</p> <p>(1) 材料 材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等(以下「端材等」という。)を考慮した割増しを含む。</p> <p>(2) 労務 労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。</p> <p>(3) 機械器具 機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。</p> <p>(4) その他 「その他」は、下請経費及び小器材の損耗費等であり、表 1.3.1「「その他」の率」の工種毎の率による。 下請経費の内容は、1編1章9節「下請経費等」とする。</p>		P66	節の追加(公共建築工事標準単価積算基準に整合)																																																																				
	<p>表 1.3.1 下請経費等率→「その他」の率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種別</th> <th>「その他」の率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設工事</td> <td>(労) × (12~20%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土工事</td> <td>(労+雑) × (12~20%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地業工事</td> <td>(労+雑) × (12~20%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>(労+雑) × (12~20%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>(労+雑) × (12~20%)</td> <td>(雑)に工場管理費を含む。</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>(労+雑) × (12~20%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型枠工事</td> <td>(材+労+雑) × (12~20%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>(労+雑) × (12~20%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既製コンクリート工事</td> <td>(材+労) × (10~15%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>(材+労+雑) × (10~15%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>(材+労) × (10~15%)</td> <td>(材)に石材は含めない。</td> </tr> <tr> <td>タイル工事</td> <td>(材+労) × (10~15%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木工事</td> <td>(労) × (12~20%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金属工事</td> <td>(材+労) × (10~15%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>(材+労) × (13~18%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木製建具工事(取付け)</td> <td>(労) × (10~15%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金属製建具工事(取付け)</td> <td>(労) × (10~15%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガラス工事</td> <td>(材+労) × (10~15%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>(材+労+雑) × (13~18%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仕上塗材工事</td> <td>(材+労+雑) × (13~18%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内外装工事</td> <td>(材+労) × (10~15%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仕上ユニット工事</td> <td>(労) × (12~20%)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 表中(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(雑)は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。</p>		工種別	「その他」の率	備考	仮設工事	(労) × (12~20%)		土工事	(労+雑) × (12~20%)		地業工事	(労+雑) × (12~20%)		鉄筋工事	(労+雑) × (12~20%)		鉄筋工事	(労+雑) × (12~20%)	(雑)に工場管理費を含む。	コンクリート工事	(労+雑) × (12~20%)		型枠工事	(材+労+雑) × (12~20%)		鉄骨工事	(労+雑) × (12~20%)		既製コンクリート工事	(材+労) × (10~15%)		防水工事	(材+労+雑) × (10~15%)		石工事	(材+労) × (10~15%)	(材)に石材は含めない。	タイル工事	(材+労) × (10~15%)		木工事	(労) × (12~20%)		金属工事	(材+労) × (10~15%)		左官工事	(材+労) × (13~18%)		木製建具工事(取付け)	(労) × (10~15%)		金属製建具工事(取付け)	(労) × (10~15%)		ガラス工事	(材+労) × (10~15%)		塗装工事	(材+労+雑) × (13~18%)		仕上塗材工事	(材+労+雑) × (13~18%)		内外装工事	(材+労) × (10~15%)		仕上ユニット工事	(労) × (12~20%)		P67
工種別	「その他」の率	備考																																																																						
仮設工事	(労) × (12~20%)																																																																							
土工事	(労+雑) × (12~20%)																																																																							
地業工事	(労+雑) × (12~20%)																																																																							
鉄筋工事	(労+雑) × (12~20%)																																																																							
鉄筋工事	(労+雑) × (12~20%)	(雑)に工場管理費を含む。																																																																						
コンクリート工事	(労+雑) × (12~20%)																																																																							
型枠工事	(材+労+雑) × (12~20%)																																																																							
鉄骨工事	(労+雑) × (12~20%)																																																																							
既製コンクリート工事	(材+労) × (10~15%)																																																																							
防水工事	(材+労+雑) × (10~15%)																																																																							
石工事	(材+労) × (10~15%)	(材)に石材は含めない。																																																																						
タイル工事	(材+労) × (10~15%)																																																																							
木工事	(労) × (12~20%)																																																																							
金属工事	(材+労) × (10~15%)																																																																							
左官工事	(材+労) × (13~18%)																																																																							
木製建具工事(取付け)	(労) × (10~15%)																																																																							
金属製建具工事(取付け)	(労) × (10~15%)																																																																							
ガラス工事	(材+労) × (10~15%)																																																																							
塗装工事	(材+労+雑) × (13~18%)																																																																							
仕上塗材工事	(材+労+雑) × (13~18%)																																																																							
内外装工事	(材+労) × (10~15%)																																																																							
仕上ユニット工事	(労) × (12~20%)																																																																							
4節 単価及び価格の適用																																																																								
1.4.1 単価及び価格の適用	<p>単価及び価格の適用については、2章「標準歩掛り(直接工事費)」又は3章「標準歩掛り(共通仮設費)」によるほか、次による。</p> <p>(1) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。</p> <p>(2) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施</p>		P67	「単価及び価格の適用」の追加(公共建築工事標準単価積算基準に整合)																																																																				

	<p><u>工当たりが必要となる単価及び価格に含む。</u></p> <p>(3) 材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、<u>単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含まない。</u></p>		
5節 単価及び価格の決定方法			
1.5.1 単価の決定 方法	<p>1 物価資料等とは、次のものとする。</p> <p>(1) 積算資料（財）経済調査会発行</p> <p>(2) 建設物価（財）建設物価調査会発行</p> <p>(3) 建築施工単価（財）経済調査会発行</p> <p>(4) 建築コスト情報（財）建設物価調査会発行</p>	P68	文章の整理
	<p>2 物価資料等からの算定方法は、次による。</p> <p>(1) 材料単価は、原則として「大口需要者渡し価格」を採用する。</p> <p>(2) 物価資料等の掲載価格を比較し安価を採用する。</p> <p>(3) 物価資料等の比較にあたっては、掲載価格で施工条件、取引条件が異なる場合は、条件を考慮のうえ価格を比較する。</p> <p>(4) 施工規模、取引条件等が大きく異なる工事においては、物価資料等の掲載価格を補正することができる。</p>	P68	文章の整理
	<p>3 製造業者・専門工事業者の見積価格等とは、次のものとする。</p> <p>(1) 製造業者・専門工事業者の見積価格及び取引価格</p> <p>(2) 製造業者・専門工事業者のカタログ及び定価表の掲載価格</p> <p>(3) 類似工事における実例価格</p>	P68	文章の整理
	<p>4 <u>見積価格等からの決定方法は次による。</u></p> <p>(1) 見積依頼先は、工事規模、施工難易度及び過去の施工実績を勘案のうえ、<u>複数社</u>選定する。</p> <p>(2) 見積を依頼する場合には、「見積依頼書」、「見積条件書」及び「設計図書、仕様書等」を明示する。</p> <p>(3) 見積内訳書の様式は、見積依頼先の様式とするが、原則として仮設費、材料費、労務費、機械器具費、運搬費、経費等の内訳とともに「工事名称」、「見積り月日」及び「見積り有効期限」を明示する。</p> <p>(4) <u>見積価格等からの価格決定については、見積り条件、内容等を十分に確認し、項目ごとに、2編「数量」により算出した数値を基準として査定する。また、市場の実勢取引状況を勘案の上、適正補正して設定する。</u></p>	P68	文章の整理
2章 標準歩掛り（直接工事費）			
1節 直接仮設工事			
1 一般事項	<p>(3) <u>仮設材の運搬費は往復とし、車両はトラック4t積みで、運搬距離は30km程度（片道）を標準とする。</u></p> <p>(4) <u>本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、1章「総則」に基づき適切に算定する。</u></p>	P69	公共建築工事標準単価積算基準に整合
2 標準歩掛り	<p>(1) <u>適用条件及び留意事項</u></p> <p><u>イ.仮設資材価格の算定は、以下による。</u></p> <p><u>建設用仮設材のうち賃貸仮設材の利用に係る費用（以下「仮設資材賃料」という。）は、物価資料等による仮設資材賃料（基本料＋日額賃料×設計供用日数）又は基礎価格に1現場当たり損料率を乗じて算定する。なお、リース材の返還時に必要な軽微な補修費用を修理費として計上する。</u></p> <p><u>ロ.修理費は、仮設資材賃料の5%を標準とする。</u></p> <p><u>ハ.建設用仮設材において、掛けと払いを別々に計上する必要がある場合は、基本料は掛け手間に、修理費は払い手間に計上する。</u></p> <p><u>ホ.安全手すりの設計供用日数は、基礎コンクリート完了（地下階のある場合は、1階床完了）から完成工期の1か月前までの設置期間とする。手すり先行方式を採用の場合は、最上階の下階のコンクリート完了から完成工期の1か月前までの設置期間とする。ただし、現場説明書等で、足場撤去時期が明記されている場合は、それにより算定する。</u></p>	P69	公共建築工事標準単価積算基準に整合 手すり先行方式の使用に伴う追記

表 1.3 養生・整理清 掃後片付け	整理清掃後片付けの歩掛りの改訂有り	P70	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
表 1.4 地足場	歩掛りの改訂有り → 仮設資材が損料から賃料に変更 修理費の追加 注) 供用日数の変更	P70	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
表 1.5～1.7 枠組本足場	歩掛りの改訂有り → 仮設資材が損料から賃料に変更 修理費の追加 手すり先行方式の採用 注) 掛けと払いの割合の変更	P71 P72	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
表 1.8 単管本足場	歩掛りの改訂有り → 仮設資材が損料から賃料に変更 修理費の追加 注) 掛けと払いの割合の変更	P72	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
表 1.9 単管抱き足場	歩掛りの改訂有り → 仮設資材が損料から賃料に変更 修理費の追加 注) 掛けと払いの割合の変更	P73	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
表 1.10 安全手すり	歩掛りの改訂有り → 仮設資材が損料から賃料に変更 修理費の追加 手すり先行方式の採用 注) 掛けと払いの割合の変更	P73	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
表 1.11 登り棧橋	歩掛りの改訂有り → 仮設資材が損料から賃料に変更 修理費の追加 注) 掛けと払いの割合の変更	P73	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
表 1.12 内部躯体足 場	歩掛りの改訂有り → 仮設資材が損料から賃料に変更 修理費の追加 注) 1・2・3の追加	P74	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
表 1.13.1 内部仕上足 場	歩掛りの改訂有り → 仮設資材が損料から賃料に変更 修理費の追加 注) 1・2・3の追加	P74	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
表 1.13.2 転用率	今回設定 → 内部仕上足場の複数階へ転用	P74	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
表 1.14 災害防止 (金網類)	歩掛りの改訂有り → 仮設資材が損料から賃料に変更 ・修理費の追加 ・注) 1・2・3の追加	P75	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
表 1.15 災害防止 (シート・ネット類)	歩掛りの改訂有り → 仮設資材が損料から賃料に変更 ・修理費の追加 ・注) 掛けと払いの割合の変更	P75	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
表 1.16 災害防止 (小幅ネット)	歩掛りの改訂有り → 仮設資材が損料から賃料に変更 ・修理費の追加 ・注) 掛けと払いの割合の変更	P75	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
表 1.17 養生防護棚 (直線部)	歩掛りの改訂有り → 仮設資材が損料から賃料に変更 ・修理費の追加 ・注) 掛けと払いの割合の変更	P76	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
表 1.18 養生防護棚 (コーナー部)	歩掛りの改訂有り → 仮設資材が損料から賃料に変更 ・修理費の追加 ・注) 掛けと払いの割合の変更	P76	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
表 1.19 及び 別表 1.19.1～ 1-19-10 仮設材運搬	歩掛りの改訂有り → 6t車積みから4t車積みに改訂	P76 P77	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
別表 1.19.5 内部仕上足 場の運搬	歩掛りの改訂有り → 数量編の改訂に合わせて対象面積を建築面積から延べ面積に 対応 ・6t車積みから4t車積みに改訂	P77	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合

	・内部躯体足場(階高4.0m以下)は、仕上足場へ転用するので、内部躯体足場の運搬費は計上しない。		
表 1.20 トラック運転	歩掛りの改訂有り → 6t車積みから4t車積みに改訂	P77	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
2節 土工事			
1 一般事項	(4) 単価に対応する土砂数量は、地山数量とする。 (5) 根切りは、根切り付近に堆積又は運搬機械への積込みまで含む。 (6) 根切り土を現場内外を問わず運搬機械により仮置きする場合は、仮置き場所までの運搬費を計上する。 (7) 埋戻し、盛土等に購入土を使用する場合は、該当する単価に購入土材料費を加える。また、購入土の所要量は20%を標準として割増しを見込む。 (8) 埋戻し、盛土等に他現場の建設発生土を使用する場合は、実情に応じて別途運搬費を計上する。 (9) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、1章「総則」に基づき適切に算定する	P78	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
2 標準歩掛り	(1) 適用条件及び留意事項 イ. 根切り(人工土工)は、機械施工が不可能な場合又は小規模工事に適用する。	P78	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
表 2.8 土工機械運 転	燃料(軽油)、機械損料の歩掛りの改訂	P82	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
表 2.8.1 ~ 2.8.2 運転1日当 り単価表	その他(労+雑)×(12~20%) → その他(労)×(12~20%)	P83	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
3節 地業工事			
1 一般事項	(2) 既成コンクリート杭地業における既成コンクリート杭の材料単価は、物価資料等の掲載価格による。また、これによりがたい場合は製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に定める。 (3) 現場打ちコンクリート杭地業における資材単価及び運搬費は4節、5節及び7節による。 (4) 杭施工費については、専門工事業者の見積価格等を参考に定める。 (5) 鉄筋及び鋼材を工場にて加工する場合は運搬費を計上する。 (6) 鉄筋及び鋼材を加工する際に発生する材料の残材については、4節及び7節による。 (7) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、1章「総則」に基づき適切に算定する。	P84	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
4節 鉄筋工事			
1 一般事項	(3) 鉄筋を加工する際に発生する材料の残材に価値がある場合は、その価値を評価しスクラップ控除として直接工事費から控除する。 (4) 鉄筋材料単価及び鉄筋屑等のスクラップ単価は、物価資料等の掲載価格による。ただし、これによりがたい場合は製造業者の見積価格等を参考に定める。 (5) 鉄筋材料を工場にて加工する場合は運搬費を計上し、運搬距離30km程度(片道)を標準とする。 (6) 標準歩掛り及び市場単価には、鉄筋の材料費は含まない。 (7) 鉄筋加工組立は、工場加工及び現場組立とする。 (8) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、1章「総則」に基づき適切に算定する。	P85	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
2 標準歩掛り	(1) 適用条件及び留意事項 イ. 梁貫通孔補強鉄筋の加工組立において細物とはD13以下、太物とはD16以上とする。	P85	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合

5節 コンクリート工事												
1 一般事項	(2) <u>コンクリートは、普通コンクリートを標準とする。</u> (3) <u>コンクリート材料単価は、物価資料等の掲載価格による。ただし、これによりがたい場合は製造業者の見積価格等を参考に定める。</u> (4) <u>温度補正の費用については、別途計上する。</u> (5) <u>配管式ポンプ車で打設する場合は、コンクリート足場を計上する。</u> (6) <u>本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、1章「総則」に基づき適切に算定する。</u>	P86	公共建築工事標準単価積算基準に整合									
6節 型枠工事												
1 一般事項	(3) <u>型枠材の運搬費は往復とし、運搬距離30km程度(片道)を標準とする。</u> (4) <u>本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、1章「総則」に基づき適切に算定する。</u>	P87	公共建築工事標準単価積算基準に整合									
7節 鉄骨工事												
1 一般事項	(2) <u>鋼材を加工する際に発生する材料の残材に価値がある場合は、その価値を評価しスクラップ控除として直接工事費から控除する。</u> (3) <u>鋼材単価及び鋼材屑等のスクラップ単価は、物価資料等の掲載価格による。ただし、これによりがたい場合は製造業者の見積価格等を参考に定める。</u> (4) <u>鉄骨工場加工費については、専門工事業者の見積価格等を参考に定める。ただし、これによりがたい場合は物価資料等の掲載価格等によることができる。</u> (5) <u>鋼材を工場にて加工する場合は、運搬費を計上する。</u> (6) <u>鉄骨建て方用揚重機の費用は、別途計上する。</u> (7) <u>本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、1章「総則」に基づき適切に算定する。</u>	P88	公共建築工事標準単価積算基準に整合									
表 7.1 現場建て方	注) 2の追記・・・揚重機は別途計上する。	P88	公共建築工事標準単価積算基準に整合									
表 7.2 トルシア形高力ボルト締付け	注) 1 <u>締付機器は、電動レンチ(最大トルク1200N・m) →電動レンチ(M24)に改訂</u>	P89	公共建築工事標準単価積算基準に整合									
表 7.5 軽量鉄骨	簡易・一般・複雑の区分をとりやめ	P89	公共建築工事標準単価積算基準に整合									
表 7.7 柱底均しモルタル	セメント、砂の歩掛りの改訂	P90	公共建築工事標準単価積算基準に整合									
表 7.8 鉄骨足場	・つりボルトを足場チェーンへ改訂 ・損料率の改定	P91	公共建築工事標準単価積算基準に整合									
表 7.9 鉄骨足場運搬費	・6t車積みから4t車積みに改訂 ・節数を10節→5節までの設定に改訂	P91	公共建築工事標準単価積算基準に整合									
表 7.10 トラック運転	6t車積みから4t車積みに改訂	P91	公共建築工事標準単価積算基準に整合									
8節 既成コンクリート工事												
1 一般事項	(2) <u>本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、1章「総則」に基づき適切に算定する。</u>	P92	公共建築工事標準単価積算基準に整合									
2 標準歩掛り	(1) <u>適用条件及び留意事項</u> <u>イ、コンクリートブロック帳壁は、非耐力壁に適用する。</u> <u>ロ、コンクリートブロック積みの鉄筋の配筋は、次表による。</u> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>縦筋</th> <th>横筋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内壁</td> <td>D10-400@</td> <td>D10-400@</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>D13-400@</td> <td>D10-400@</td> </tr> </tbody> </table>	用途	縦筋	横筋	内壁	D10-400@	D10-400@	外壁	D13-400@	D10-400@	P92	公共建築工事標準単価積算基準に整合 仕様書との整合
用途	縦筋	横筋										
内壁	D10-400@	D10-400@										
外壁	D13-400@	D10-400@										

表 8.1～8.4 内壁コンクリート ブロック帳壁	空洞コンクリートブロック → 建築用空洞ブロック	P92 P93	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
9節 防水工事			
1 一般事項	(1) アスファルト防水及びシーリングの単価は、1章2節 1.2.3「市場単価」による。 (2) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、1章「総則」に 基づき適切に算定する。	P95	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
旧表 9.1～9.2 シーリング	市場単価に移行	P-	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
旧 10節 石工事		P-	石工事の削除
10節 タイル工事			
1 一般事項	(2) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、1章「総則」に 基づき適切に算定する。	P95	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
2 標準歩掛り	(1) 適用条件及び留意事項 イ. 張付けモルタルに混入する保水剤を含む。 ロ. タイルの洗い手間を含む。 ハ. 下地モルタルは、左官により別途計上する。 ニ. 接着張り工法の下地コンクリート面の下地処理は、1章2節 1.2.3「市場単価」 による。	P96	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合 塗装の下地処理よ り査定
旧表 11.2 床タイル (セメントペースト)	仕様書より削除 → 歩掛り削除	P-	仕様書の改訂に整 合
表 10.5 ～ 10.9 壁タイル	既成調合モルタルにて張付ける工法が標準とする。 歩掛りは、旧、直張り工法と同じ。	P97 P98 P99	仕様書の改訂に整 合
11節 木工事			
1 一般事項	(2) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、1章「総則」に 基づき適切に算定する。	P100	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
12節 金属工事			
1 一般事項	(3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、1章「総則」に 基づき適切に算定する。	P101	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
2 標準歩掛り	(1) 適用条件及び留意事項 イ. といの付属金物には、一般的な取付工法で用いる支持金物、留付け金物及び 継手等を含む。	P101	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
表 12.1 ルーフトレイン	注)1の改訂有り アスファルト防水又はシート防水、断熱防水、塗膜防水、モルタル防水の場合に適用 する →防水工法に関係なく適用する	P101	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
表 12.2 鋼管とい	注)1の追記	P101	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合
表 12.5 とい防露巻き 塗装	その他(労+雑)×(10～15%) → その他(材+労+雑)×(13～18%)	P102	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合 塗装工による。
表 12.8 鋼管とい 塗装	その他(労+雑)×(10～15%) → その他(材+労+雑)×(13～18%)	P103	公共建築工事標準 単価積算基準に整 合 塗装工による。

13節 左官工事			
1 一般事項	(3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、1章「総則」に基づき適切に算定する。	P105	公共建築工事標準単価積算基準に整合
表 13.1 打放し面補修	面補修の種別・・・コーン処理→ A種（コーン処理） B種（部分目違いばらいコーン処理） C種（全面目違いばらい）	P105	・公共建築工事標準単価積算基準に整合 ・仕様書に整合
14節 ガラス工事			
1 一般事項	(2) ガラス及びガラスとめシーリングの単価は、1章2節 1.2.3「市場単価」による。 (3) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、1章「総則」に基づき適切に算定する。	P106	公共建築工事標準単価積算基準に整合
表 14.1 ガラス清掃	歩掛改訂有り	P106	・公共建築工事標準単価積算基準に整合 ・仕様書に整合
旧表 15.1～7	型板ガラス、網入り型板ガラス、フロート板ガラス、網入り磨き板ガラス、複層ガラス、小窓ガラス、ガラスとめ材 →市場単価に移行	P106	公共建築工事標準単価積算基準に整合 参考資料に移行
15節 塗装工事			
1 一般事項	(1) 素地ごしらえ及び塗装の単価は、1章2節 1.2.3「市場単価」による。 (2) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、1章「総則」に基づき適切に算定する。	P107	公共建築工事標準単価積算基準に整合
旧表 16.1～ 16.13	一般木部面の素地ごしらえ →市場単価に移行 ラワン合板面及び繊維板面の素地ごしらえ →市場単価に移行 鉄鋼面及び亜鉛めっき面の素地ごしらえ →市場単価に移行 コンクリート面の素地ごしらえ →市場単価に移行 モルタル面の素地ごしらえ →市場単価に移行 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ →市場単価に移行 SOP塗り、CL塗り、EP塗り、OS塗り、UC塗り、GP塗り、アルミ建具廻り木部SOP又はCL塗り →市場単価に移行	P107	・公共建築工事標準単価積算基準に整合 ・参考資料に移行
16節 仕上塗材工事			
1 一般事項	(1) コンクリート面の下地処理は、1章2節 1.2.3「市場単価」による。 (2) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、1章「総則」に基づき適切に算定する。	P108	公共建築工事標準単価積算基準に整合
17節 内外装工事			
1 一般事項	(1) ビニル床シート張り及びビニル幅木張り、せっこうボード張り、けい酸カルシウム板張り、ロックウール吸音板張りの単価は、1章2節 1.2.3「市場単価」による。 (2) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、1章「総則」に基づき適切に算定する。	P109	公共建築工事標準単価積算基準に整合
表 17.3 木毛セメント板打込み、発泡プラスチック保温材張り込み及び打込み	合成樹脂 → 発泡プラスチック保温材	P110	公共建築工事標準単価積算基準に整合
旧表 18.2～3	ビニル床シート張り及びビニル床タイル張り →市場単価に移行 ビニル幅木張り →市場単価に移行	P-	・公共建築工事標準単価積算基準に整合 ・参考資料に移行

18節 仕上ユニット工事			
1 一般事項	(2) <u>本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、1章「総則」に基づき適切に算定する。</u>	P111	公共建築工事標準単価積算基準に整合
19節 その他工事			
1 一般事項	(2) <u>本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、1章「総則」に基づき適切に算定する。</u>	P112	公共建築工事標準単価積算基準に整合
3章 標準歩掛り（共通仮設費）			
1節 共通仮設工事			
1 一般事項	(2) <u>各工事種目に共通して必要な仮設（以下「共通仮設」という。）のうち、共通仮設費率に含まれないものについて適用する。</u> (3) <u>仮設材の運搬費は往復とし、車両はトラック4t積みで、運搬距離は30km程度（片道）を標準とする。</u> (4) <u>本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、1章「総則」に基づき適切に算定する。</u>	P113	公共建築工事標準単価積算基準に整合
2 標準歩掛り	(2) <u>適用条件及び留意事項</u> イ. <u>建設用仮設材のうち賃貸仮設材の利用に係る費用（以下「仮設資材賃料」という。）は、物価資料等による仮設資材賃料（基本料＋日額賃料×設計供用日数）又は基礎価格に1現場当たり損料率を乗じて算定する。なお、リース材の返還時に必要な軽微な補修費用を修理費として計上する。</u> ロ. <u>修理費は、仮設資材賃料の5%を標準とする。</u> ハ. <u>建設用仮設材において、掛けと払いを別々に計上する必要がある場合は、基本料は掛け手間に、修理費は払い手間に計上する。</u>	P113	公共建築工事標準単価積算基準に整合
表 1.2 監理事務所 運搬	歩掛りの改訂有り → 6t車積みから4t車積みに改訂	P113	公共建築工事標準単価積算基準に整合
表 1.3 仮囲い	歩掛りの改訂有り → 仮設資材が損料から賃料に変更 修理費の追加 注) 掛けと払いの割合の変更	P114	公共建築工事標準単価積算基準に整合
表 1.4 仮囲い運搬	歩掛りの改訂有り → 6t車積みから4t車積みに改訂	P114	公共建築工事標準単価積算基準に整合
表 1.5 仮設鉄板敷	歩掛りの改訂有り → 仮設資材が損料から賃料に変更 仮設鉄板敷の仮設資材賃料は、整備費＋設置期間に応じた日額賃料×設計供用日数とする。なお、不足弁償費は計上しない。	P114	公共建築工事標準単価積算基準に整合
表 1.6 仮設鉄板敷 運搬	歩掛りの追加	P114	公共建築工事標準単価積算基準に整合
表 1.7 トラック運転	歩掛りの改訂有り → 6t車積みから4t車積み及び11t車積みに改訂	P115	公共建築工事標準単価積算基準に整合

4編 建築工事内訳書標準書式

1章 内訳書標準書式			
1.1.1 一般事項	構成及び文章変更	P	公共建築工事内訳書標準書式に整合
1.4.1 書式		117,118	
標準書式	数量編・単価編に整合	P119～	

5編 参考資料

1章 参考歩掛り			
1節 総則			
1 基本的事項	基本的事項を追加	P157	・定義付け ・公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
2 適用条件	適用条件を追加	P157	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
2節 直接仮設工事			
1 一般事項	一般事項を追加	P158	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
2 参考歩掛り	適用条件及び留意事項を追加	P158	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
表 2.1～2.3 枠組本足場	歩掛りの設定 → 単価編にて手すり先行方式の採用したため標準の足場を追加	P159 P160	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
表 2.4 安全手すり	歩掛りの設定 → 単価編にて手すり先行方式の採用したため標準の足場用を追加	P160	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
表 2.5～5.2 仮設材運搬	歩掛りの設定 → 表2.1～表2.4の追加に伴い追加	P160	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
3節 土工事			
1 参考歩掛り	イ. 埋戻し及び盛土等に購入土を使用する場合は、該当する単価に購入土材料費を加える。また、購入土の所要量は20%を標準として割増しを見込む。 ロ. 埋戻し、盛土等に他現場の建設発生土を使用する場合は、実情に応じて別途運搬費を計上する。	P161	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
表 3.37 土工機械運転	歩掛りの改訂有り	P168	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
表 3.39 トラック運転	歩掛りの改訂有り	P170	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
表 3.40 土工機械分解組立	歩掛りの改訂有り	P170	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
旧2節 地業工事			今回改訂にて削除
4節 鉄筋工事			
表 4.10 トラック運転	歩掛りの改訂有り	P173	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
5節 コンクリート工事			
表 5.8 コンクリート配管受台	歩掛りの改訂有り	P176	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
表 5.9 コンクリート配管受台 運搬費	歩掛りの改訂有り → 6t車積みから4t車積み運搬に改訂	P176	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
表 5.10 トラック運転	歩掛りの改訂有り → 6t車積みから4t車積み運搬に改訂	P176	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
6節 型枠工事			
表 6.11 トラック運転	歩掛りの改訂有り → 6t車積みから4t車積み運搬に改訂	P181	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
8節 防水工事			

表 8.1 屋根保護防水 密着工法	歩掛りの改訂有り	P185	・公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合 ・仕様書の改訂による。
表 8.2 屋根保護防水 絶縁工法	歩掛りの改訂有り	P185	・公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合 ・仕様書の改訂による。
表 8.3～8.4 シーリング	参考歩掛りへ編入 → 市場単価へ移行により歩掛りの追記	P186	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
9節 タイル工事			
1 参考歩掛り	今回追加 → 仕様書の改訂に伴い張付けモルタルに現場調査モルタルを使用する歩掛を設定	P187	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
表 9.1 コンクリート面の 素地ごしらえ	塗装工事の下地処理の市場単価と比較するために歩掛り設定	P187	仕様書の改訂による。
表 9.2～9.6 壁タイル張り	塗装工事の下地処理の市場単価と比較するために歩掛り設定	P187 P188	・公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合 ・仕様書の改訂による。
12節 左官工事			
表 12.5 階段役物 モルタル塗り	歩掛りの改訂有り	P193	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
旧 11節 木製建具工事		今回改訂にて削除	
旧 12節 金属製建具工事		今回改訂にて削除	
13節 ガラス工事			
1 参考歩掛り	今回追加	P198	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
表 13.1～13.5 ガラス	歩掛りの追加 → 市場単価に移行により歩掛りの追記	P198 P199	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
表 13.6 小窓ガラス	歩掛りの追加 → 市場単価に移行により歩掛りの追記	P199	
表 13.7 ガラスとめ材	歩掛りの追加 → 市場単価に移行により歩掛りの追記	P199	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
14節 塗装工事			
1 参考歩掛り	今回追加	P200	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
表 14.1～14.6 素地ごしらえ	歩掛りの追加 → 市場単価に移行により歩掛りの追記	P200 P201	・公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合 ・仕様書の改訂による
表 14.7 鉄鋼面錆止め 塗料塗り	歩掛りの追加 → 市場単価に移行により歩掛りの追記	P201	・公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合 ・仕様書の改訂による
表 14.8～14.14 塗装	歩掛りの追加 → 市場単価に移行により歩掛りの追記	P202 P203	仕様書の改訂による
15節 仕上塗材工事			
表 15.1 コンクリート面の 素地ごしらえ	塗装工事の下地処理の市場単価と比較するために歩掛り設定	P204	仕様書の改訂による。
16節 内外装工事			
表 16.1 ビニル床シート張り 及びビニル床タイル 張り	歩掛りの追加 → 市場単価に移行により歩掛りの追記	P205	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
表 16.2 ビニル幅木張り	歩掛りの追加 → 市場単価に移行により歩掛りの追記	P205	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合

1-2 公共住宅屋外整備工事積算基準
(平成19年度版)

改訂方針

＜改訂方針＞

- (1) 公共住宅建築工事積算基準の改定との整合
 - (2) 国交省「土木工事標準歩掛り」、「土木工事標準積算基準書」、
「下水道用標準歩掛表」の改訂内容に準拠
また一部については他の公共工事にかかる積算基準に準拠
 - (3) 歩掛りの表現方法について、国交省の基準書に準拠して、表形式にまとめて記載
 - (4) 歩掛り数量の単位を国交省に合わせ、必要なものについては、1m²当り、1m³当り
→100m²当り、100m³当りに改訂
 - (5) 「15節園路広場整備工事」の歩掛り記載順序の内容を改訂
国交省基準に習い、項目立てを下記の順序で記載
1)不陸整正、2)路盤工、3)アスファルト舗装工(機械、人力)、4)安定処理工
 - (6) 型枠の適用で、均し基礎コンクリートの分類項目を改訂
各種舗装、縁石基礎の型枠規格を、均し基礎コンクリート型枠に改訂
- ⑥ 支柱工の種類改訂

頁	項目	改訂事項	改訂根拠(理由)
1編 総則			
1章 工事費の積算			
1	1節 目的及び適用範囲	1節として目的を示す内容を追加	建築工事積算基準に整合
2	3節 工事費内訳書	3節として工事費内訳書の項目を追加	建築工事積算基準に整合
2	4節 直接工事費	直接工事費の算定を明確にする内容に改訂	建築工事積算基準に整合
3～8	5節 共通費	<ul style="list-style-type: none"> ・「共通費の区分と内容」を明確に示す ・「特殊工事費を含む工事費」と「総合発注工事」の共通費計算 ・現場管理費と一般管理費を分けて記載 ・「特殊工事費」の内容を明確にする 	建築工事積算基準に整合
12・15	別表-1、別表-4	「共通仮設費の内訳」を、別表-1「共通仮設費」と別表-4「共通仮設費率に含む内容」に分けて記載	
2編 数量			
2章 直接工事費			
1節 直接仮設工事			
19	2.1.2 外部足場	2.1.1表 盛土部と掘削部擁壁を区分	他の公共工事にかかる積算基準に準拠
12節 ウォール・擁壁工事			
33	2.12.2 一般事項	内容の改訂(土工事は複合単価に含まず)	国交省積算体系に整合
13節 植栽工事			
34	2.13.1.5 (植栽)支柱工	<ul style="list-style-type: none"> ・支柱の種類改訂 ・中木支柱の複合単価を市場単価として追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の公共工事にかかる積算基準に準拠 ・市場単価導入による
35	2.13.2.2 張芝工	高麗芝・野芝の耕耘、客土の区分を取止め	国交省土木に準拠
36	2.13.3.6 (移植)支柱工	支柱の種類改定	他の公共工事にかかる積算基準に準拠
3章 共通仮設費			
47～49	2節準備費、3節仮設建物費、4節工事施工費、5節環境安全費、6節動力用水光熱費、7節屋外整理清掃費、8節その他	新規に追加	建築工事積算基準に整合

3編 単価			
1章 総則			
51～53	1節 基本的事項、2節 単価及び価格の算定、3節 歩掛り、4節 単価及び価格の適用、5節 単価及び価格の決定方法	新規に追加及び内容の整理	建築工事積算基準に整合
2章 標準歩掛り			
1節 直接仮設工事			
54	1-1 足場工	・諸雑費率の改訂 ・ホイールクレーンをラフテレンクレーンに改訂	国交省土木の改訂に準拠
55	1-2 支保工	・諸雑費率の改訂 ・ホイールクレーンをラフテレンクレーンに改訂	国交省土木の改訂に準拠
2節 土工事			
57～59	2-2 機械土工 2.機械歩掛り	・バックホウ運転の特殊運転手の歩掛りを改訂 ・振動ローラ、タンパの歩掛りを改訂	国交省土木の改訂に準拠
61	2-2-1 床掘り 3.歩掛り	バックホウ運転の単位を1m ³ →100m ³ 当りに改訂	国交省土木に準拠
63・64	2-2-2 掘削押土 2.歩掛り	掘削押土の歩掛り改訂	国交省土木の改訂に準拠
65	2-2-3 敷地整地 2.歩掛り	敷地整地の単位を100m ² 当りに改訂	国交省土木に準拠
66・67	2-2-4 埋戻し 3.歩掛り	埋戻しの単位を100m ³ 当りに改訂	国交省土木に準拠
69	2-2-5 残土処分 1.不用土処分	(注)6を追加	国交省土木の改訂に準拠
70	2-2-5 残土処分 2.残土処分	構内敷均しの歩掛り改訂	国交省土木の改訂に準拠
72	2-3-3 法拵え	法拵えの単位を100m ² 当りに改訂	国交省土木に準拠
4節 コンクリート工事			
75	4-1-2 無筋、鉄筋構造物人力打設	諸雑費率の改訂	国交省土木の改訂に準拠
76	4-1-3 無筋、鉄筋構造物コンクリートポンプ車打設 2.施工歩掛り	コンクリートポンプ車投入打設歩掛りに、300m ³ 以上600m ³ 未満を追加	国交省土木の改訂に準拠
77	4-1-5 養生工	諸雑費率の改訂	国交省土木の改訂に準拠
81	4-2 表4-3 型枠の適用区分	均し基礎コンクリートの分類の改定	他の公共工事にかかる積算基準に準拠
81	4-2-2 型枠の製作・設置・撤去歩掛り	諸雑費率の改訂 (注)4の追加	国交省土木の改訂に準拠
81	4-2-3 合板円形型枠の施工歩掛り	諸雑費率の改訂	国交省土木の改訂に準拠
82	4-2-4 均し基礎コンクリート型枠	諸雑費率の改訂	国交省土木の改訂に準拠
82	4-2-5 マンホール鋼製型枠	歩掛りの単位を100m ² 当りに改訂	国交省都市局下水に準拠
83	4-2-6 化粧型枠	割増率の改訂	国交省土木の改訂に準拠
6節 左官工事			
85	6-3 モルタル配合及び労務歩掛り	(注)の空練り歩掛りを削除	国交省土木の改訂に準拠
10節 植栽基盤工事			
86	10-1 築山工	築山工の単位を100m ² 当りに改訂	他の公共工事にかかる積算基準に準拠
11節 ウォール・擁壁工事			
87・88	11-1 ウォール工事	伸縮目地杉板2等を杉板1等に改訂	材料の実態に則して改訂
89	11-2-2 コンクリートブロック擁壁	・積工に緑化ブロックを追加 ・諸雑費率の改訂 ・ホイールクレーンをラフテレンクレーンに改訂 ・(注)10を追加	国交省土木の改訂に準拠
90・91	11-2-3 胴込・裏込コンクリート、裏込材工	歩掛り表を(1)～(4)に分けて記載	国交省土木に準拠
91	11-2-4 使用材料	材料の補正係数を一覧表で記載	国交省土木に準拠
12節 植栽工事			
95	12-1-1 一般事項	適用区分の中木の支柱を本積算基準から市場単価へ改訂	市場単価導入による
97	12-1-4 幹巻き	諸雑費率の改訂	国交省土木の改訂に準拠
98～103	12-1-5 支柱工	・支柱の種類の変更及び歩掛り改訂	他の公共工事にかかる積算基準に準拠
105	12-1-6 高麗芝・野芝	耕耘する場合、客土する場合を削除し、一律の歩掛りとする。	国交省土木に準拠

107	12-2 植樹工(緑化ブロック積工)	植樹工を新規に追加	国交省土木の改訂に準拠
111	12-3-5 運搬	幹廻りサイズにより、積込み、卸し時間の扱いの整理	国交省土木の改訂に準拠
13節 道路工事			
112・113	13-2-1-2 各種ブロック設置歩掛り	・ブロック長さの区分を2区分から3区分に改訂 ・歩掛り、日当り施工量、諸雑費率の改訂	国交省土木の改訂に準拠
115	13-2-2-2 L形側溝及びV形側溝布設歩掛り	諸雑費率の改訂	他の公共工事にかかる積算基準に準拠
120	13-2-3 U形側溝工	・U形側溝の断面図、側面図、寸法表の削除 ・U形側溝標準数量の削除 ・U形側溝蓋標準数量の削除	・一般的に使用されている製品のため(JISに規定) ・市場単価によるため ・一般的に使用されている製品のため
120	13-3-1 取付管布設歩掛り	(注)2.の追加	他の公共工事にかかる積算基準に準拠
121	13-3-2 支管取付歩掛り	(注)2.の追加	国交省都市局下水に準拠
127・128	13-5-1 並木柵(A),並木柵(B)	13-2-1-2 各種ブロック設置歩掛り改訂	国交省土木に準拠
131・132	13-7-1 ガードケーブル	歩掛り作成表現を改訂	国交省土木に準拠
14節 雨水・汚水排水設備工事			
136	14-2-2 合成樹脂管	(注)3.の追加	国交省都市局下水に準拠
138	14-3-1 管渠砂基礎の歩掛り	歩掛りの単位を100m3当りに改訂	他の公共工事にかかる積算基準に準拠
140	14-3-3 管渠クラッシャーラン基礎の歩掛り	4)材料の補正、5)諸雑費の追加	国交省都市局下水に準拠
141	14-4-1 マンホールブロック等据付け	(1)斜壁、直壁とスラブ据付けを一つの表にまとめる	国交省都市局下水の改訂に準拠
142	14-4-2 組立式マンホールブロックの据付け	(注)3.4を追加	国交省都市局下水の改訂に準拠
148	14-6-1 排水柵ブロックの据付け	・基礎碎石費率の改訂 ・(注)7.の追加	国交省都市局下水の改訂に準拠
15節 園路広場整備工事			
154	15-2 不陸整正	不陸整正の歩掛り作成表現を改訂	国交省土木に準拠
156・157	15-3 路盤工	路盤工の歩掛り作成表現を改訂	国交省土木に準拠
158～164	15-4 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工の歩掛り作成表現を改訂	国交省土木に準拠
166・167	15-5 安定処理工	・路床改良工を安定処理工に名称を改訂 ・歩掛り作成表現を改訂	国交省土木に準拠
171～173	15-7-2 コンクリート歩道	・型枠の規格を均しコンに改訂 ・伸縮目地杉板2等を1等に改訂	・他の公共工事にかかる積算基準に準拠 ・材料の実態に則して改訂
176～178	15-7-4 レンガ舗装	・型枠の規格を均しコンに改訂 ・伸縮目地杉板2等を1等に改訂	・他の公共工事にかかる積算基準に準拠 ・材料の実態に則して改訂
179・180	15-7-5 タイル舗装	・型枠の規格を均しコンに改訂 ・伸縮目地杉板2等を1等に改訂	・他の公共工事にかかる積算基準に準拠 ・材料の実態に則して改訂
16節 修景施設整備工事			
182	16-1-1 施工歩掛り	(1)景石規格を改訂 (2)石組、景石歩掛り表を一つにまとめる (3)景石規格4tのトラッククレーン歩掛りを改訂	他の公共工事にかかる積算基準に準拠
18節 管理施設整備工事			
191	18-1 フェンス	単価表例の歩掛り単位を10m当りに改訂	適正な数量を計上するため改訂
巻末	(付録)公共建築数量積算基準(平成18年度版)	「公共建築数量積算基準」を追加	建築工事積算基準に整合

1-3 公共住宅電気設備工事積算基準
(平成19年度版)

改訂方針

<改訂方針> (1) 公共建築工事積算基準への整合 公共住宅建設工事積算基準を統一基準に位置づけることを視野に入れ、「公共建築工事積算基準(平成19年改訂)」との整合を図りつつ、公共住宅用の積算基準として使い勝手の良いものを目指す。	
(2) 公共住宅建設工事共通仕様書改定への対応 公共住宅建設工事共通仕様書の改定に対応した内容とする。	
(3) 市場単価追加導入への対応 新たに市場単価に移行された資材について、積算基準に反映する。	
(4) 会員要望事項への対応 平成16年度版に対する、質疑や意見等への対応を行う。	

共通事項

項目	改訂事項
項目の参照をする場合の表現	<ul style="list-style-type: none"> 編が異なる場合 項目⇒1編1章1節「目的及び適用範囲」、1編1.1.1「目的」 表⇒1編表1.5.1「一般管理費等補正率」、1編別表-1「共通仮設費」、 同じ編の場合 項目⇒1章1節「目的及び適用範囲」、1.1.1「目的」 表⇒表1.5.1「一般管理費等補正率」、別表-1「共通仮設費」
本文中の表及び図の番号	<ul style="list-style-type: none"> 本文中の表⇒表1.1.1((章番号).(節番号).(節における表の順番)) 図⇒図1.1.1((章番号).(節番号).(節における図の順番)) 章の末尾に記載の表⇒別表-1 共通仮設費(章ごとに振りなおす) 別表以外は「-」は使わない。

1編 総則

項目	改訂事項	ページ	改訂理由等
1編 総則			
1章 工事費の積算		P1	
1節 目的及び適用範囲		P1	
1.1.1 目的	<p><u>本基準は、公共住宅電気設備工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費(以下「工事費」という。)の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。</u></p>	P1	「目的」を追加(公共建築工事積算基準に整合)
1.1.2 適用範囲	<p>1 本基準は、次に示す公共住宅建設工事における工事種別のうち「電気設備工事」の積算に適用するものとして、その取扱いを定めたものである。</p>	P1	<ul style="list-style-type: none"> ・工事種別=「建築工事」、「電気設備工事」、「機械設備工事」などであることの明確化 ・『なお、特殊な工法によるもの又は、工事規模・内容等が特殊なものでこの基準によることが適切でない判断される場合には、実情に応じ一部変更などのうえ適用するものとする。』を削除(各事業体で定めることであるため)

2節 工事費の区分及び構成		P1	
1.2.1 工事費の区分	工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。 <u>直接工事費については、各工事種目に区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。</u>	P1	文章の整理(公共建築工事積算基準に整合)
3節 工事費内訳書		P2	
1.3.1 工事費内訳書	<u>工事費内訳書は、4編「電気設備工事内訳書標準書式」による。</u>	P2	節の追加(公共建築工事積算基準に整合)
4節 直接工事費		P2	
1.4.1 直接工事費	1 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、 <u>その算定は次による。</u> <u>(1) 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。</u> <u>(2) (1)によりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。</u>	P2	文章の整理(公共建築工事積算基準に整合) 『なお、工事中に発生する材料の端材に価値のあるときは、その数量に有価額を乗じて算定した額を控除する。』を削除
	<u>2 直接工事費は、各工事種目に区分する。工事種目は工事別、建物の棟別、用途別等に区分する。</u>	P2	文章の整理
	<u>3 各工事種目は、科目及び細目に区分する。</u> <u>(1) 科目区分は、表 1.4.1「科目の区分」を標準とする。また、科目別の他に部分別又は機能別により区分することができる。</u> <u>(2) 細目は、各科目を細分化したもので、材料費、労務費、仮設費、機械器具費、運搬費等又はそれら複数を組み合わせたものに区分する。</u>	P2	科目区分と細目の文章の整理
	表 1.4.1 科目の区分 ・「 <u>インターホン設備工事</u> 」の追加 ・「 <u>インターホンオートドアロック設備工事</u> 」の追加 ・「放送設備」を「 <u>拡声設備</u> 」に変更 ・「インターネット設備工事」を「 <u>LAN 設備工事</u> 」及び「 <u>光配線設備工事</u> 」に変更 ・「 <u>駐車場管制設備工事</u> 」を追加 ・「 <u>宅配ボックス設備工事</u> 」を追加 ・「 <u>ガス漏れ警報設備工事</u> 」を追加 ・「 <u>中央監視制御設備工事</u> 」を追加	P3	「公共住宅建設工事共通仕様書」に整合
1.4.3 単価	<u>細目に計上する単価は、3編「単価」による。</u>	P3	文章の整理
5節 共通費		P4	
1.5.1 共通費の区分と内容	<u>共通費は、1.5.2「共通仮設費」、1.5.3「現場管理費」及び 1.5.4「一般管理費等」に区分し、それぞれ別表-1「共通仮設費」、別表-2「現場管理費」及び別表-3「一般管理費等」の内容と付加利益を一式として計上する。</u>	P4	「共通費の区分と内容」を追加(公共建築工事共通費積算基準に整合)
1.5.2 共通仮設費	<u>2 共通仮設費は、別表-1「共通仮設費」の内容について、費用を積み上げにより算定するか、直接工事費に対する比率(以下「共通仮設費率」という。)により算定する</u>	P4	・文章の整理(公共建築工事共通費積算基準との整合) ・標準共通仮設費→共通仮設費(公共建築工事共通費積算基準に整合)
	<u>3 共通仮設費は、原則として共通仮設費率を用いて次により算定する。</u> <u>(1) 直接工事費に、共通仮設費率を乗じて算定する。</u> <u>(2) 共通仮設費率に含まれる内容は、別表-4「共通仮設費率に含む内容」による。</u> <u>(3) 共通仮設費率は、別表-5「共通費率」の共通仮設費率による。</u> <u>(4) 共通仮設費率に含まれない内容は、必要に応じ別途積み上げにより算定して、(1)により算定した共通仮設費に加算する。</u>	P4	文章の整理(公共建築工事共通費積算基準との整合)

<p>1.5.2.1 特殊工事費を含む工事費の共通仮設費</p>	<p>特殊工事費を含む工事費の共通仮設費は、次式により算定する。 <u>特殊工事費を含む工事費の共通仮設費</u> = $A \times \alpha$ なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。</p>	<p>P4</p>	<ul style="list-style-type: none"> 標準共通仮設費→共通仮設費（公共建築工事共通費積算基準に整合） 『なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。』の追加（文章の整理）
<p>1.5.2.2 専門工事業者等（メーカー含む）に発注する工事の共通仮設費</p>	<p><u>見積りによって専門工事業者等（メーカーを含む）に発注する工事の共通仮設費は、専門工事業者等の見積りを検討の上、共通仮設費を見積りに含む場合は重複計上しないよう留意する。</u></p>	<p>P4</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文章の整理 専門業者等→専門工事業者等（表現の統一）
<p>1.5.2.3 支給材を含む工事費の共通仮設費</p>	<p>支給材を含む工事費の共通仮設費は、次式により算定する。 <u>支給材を含む工事費の共通仮設費</u> = $(A+B) \times \alpha$ 上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。 A: 支給材評価額を除く直接工事費 B: 支給材評価額 α: (A+B)の額に対する共通仮設費率</p>	<p>P5</p>	<p>「支給材を含む工事費の共通仮設費の計算方法」の追加</p>
<p>1.5.2.4 総合発注（一括発注）工事の共通仮設費</p>	<p>「建築工事」と「電気設備工事（屋外含む）」、「機械設備工事（屋外含む）」及び「屋外整備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の共通仮設費は、次式により算定する。 なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独発注工事扱いとすることができる。</p>	<p>P5</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文章の整理 『なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独発注工事扱いとすることができる。』の追加 標準共通仮設費→共通仮設費（公共建築工事共通費積算基準に整合）
<p>α_1: A_1の額に対する建築工事の共通仮設費率</p>		<p>P5</p>	<p>『建築工事の』の追加</p>
<p>1.5.3 現場管理費</p>	<p>1 現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。 2 現場管理費は、別表-2「現場管理費」の内容について、費用を積み上げにより算定するか、純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。 3 現場管理費は、原則として現場管理費率を用いて次により算定する。 (1) <u>純工事費に、現場管理費率を乗じて算定する。</u> (2) 現場管理費率に含まれる内容は、別表-2「現場管理費」による。 (3) 現場管理費率は、別表-5「共通費率」の現場管理費率による。 (4) 現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して、(1)により算定した現場管理費に加算する。</p>	<p>P5</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文章の整理（公共建築工事共通費積算基準に整合） 現場管理費と一般管理費の分離 1.5.2「共通仮設費」と表現の統一
<p>1.5.3.1 特殊工事費を含む工事費の現場管理費</p>	<p>特殊工事費を含む工事費の現場管理費は、次式により算定する。 <u>特殊工事費を含む工事費の現場管理費</u> = $A \times \alpha$ なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。</p>	<p>P6</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文章の整理 現場管理費と一般管理費の分離 『なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。』の追記
<p>1.5.3.2 専門工事業者等（メーカー含む）に発注する工事の現場管理費</p>	<p><u>見積りによって専門工事業者等（メーカーを含む）に発注する工事の現場管理費は、専門工事業者等の見積りを検討の上、現場管理費を見積りに含む場合は重複計上しないよう留意する</u></p>	<p>P6</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文章の整理 現場管理費と一般管理費の分離 専門業者→専門工事業者等（表現を統一）

<p>1.5.3.3 支給材を含む 工事費の現場 管理費</p>	<p>支給材を含む工事費の現場管理費は、次式により算定する。 $\text{支給材を含む工事費の現場管理費} = (A+B) \times \alpha$ 上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。 A: 支給材評価額を除く純工事費 B: 支給材評価額 α: (A+B)の額に対する現場管理費率</p>	<p>P6</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現場管理費と一般管理費の分離 ・文章の整理 										
<p>1.5.3.4 総合発注（一 括発注）工事 の現場管理費</p>	<p>「建築工事」と「電気設備工事(屋外含む)」、「機械設備工事(屋外含む)」及び「屋外整備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の現場管理費は、次式により算定する。</p>	<p>P6</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文章の整理 ・現場管理費と一般管理費の分離 										
<p>1.5.4 一般管理費等</p>	<p>1 一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益からなる。 2 一般管理費等は、別表-3「一般管理費」の内容と付加利益について、工事原価に対する比率(以下「一般管理費等率」という)により算定する。 なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。 3 一般管理費等率は、別表-5「共通費率」の一般管理費等率による。 4 一般管理費等率に含まれる内容は、別表-3「一般管理費」と付加利益の合計による。</p> <p>前払金支出割合が35パーセント以下において一般管理費等を算定する場合は、表1-4-1の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じるものとする。</p> <p>表1-4-1 一般管理費等率補正係数</p> <table border="1" data-bbox="331 1003 1137 1193"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分(%)</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5以下</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>5を超え15以下</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>15を超え25以下</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>25を超え35以下</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table>	前払金支出割合区分(%)	補正係数	5以下	1.05	5を超え15以下	1.04	15を超え25以下	1.03	25を超え35以下	1.01	<p>P7</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文章の整理 ・現場管理費と一般管理費の分離 ・付加利益の文章を追加(公共建築工事共通費積算基準に整合) <p>旧5項の文章を削除(公共建築工事共通費積算基準についても改訂予定あり。改訂内容は、緊急的に発注する工事等で、予算の関係上前払ができない場合に適用する)</p>
前払金支出割合区分(%)	補正係数												
5以下	1.05												
5を超え15以下	1.04												
15を超え25以下	1.03												
25を超え35以下	1.01												
<p>1.5.4.1 特殊工事費を 含む工事費の 一般管理費等</p>	<p>特殊工事費を含む工事費の一般管理費等は、次式により算定する。 $\text{特殊工事費を含む工事費の一般管理費等} = (A+B) \times \alpha$ なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。</p>	<p>P7</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文章の整理、現場管理費と一般管理費の分離 ・『なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。』の追加(文章の整理) 										
<p>1.5.4.2 専門工事業者 等(メーカー含 む)に発注する 工事の一般管 理費等</p>	<p>見積りによって専門工事業者等(メーカーを含む)に発注する工事の一般管理費等は、専門工事業者等の見積りを検討の上、一般管理費等を見積りに含む場合は重複計上しないよう留意する。</p>	<p>P7</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文章の整理 ・現場管理費と一般管理費の分離 ・専門業者→専門工事業者等(表現を統一) 										
<p>1.5.4.3 支給材を含む 工事費の一般 管理費等</p>	<p>支給材を含む工事費の一般管理費等は、次式により算定する。 $\text{支給材を含む工事費の一般管理費等} = A \times \alpha$ 上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。 A: 支給材評価額を除く工事原価 α: Aの額に対する一般管理費等率</p>	<p>P7</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現場管理費と一般管理費の分離 										
<p>1.5.4.4 総合発注（一 括発注）工事 の一般管理費 等</p>	<p>「建築工事」と「電気設備工事(屋外含む)」、「機械設備工事(屋外含む)」及び「屋外整備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の一般管理費等は、次式により算定する。 $\text{総合発注工事の一般管理費等} = A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 + A_4 \times \alpha$</p>	<p>P8</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文章の整理 ・現場管理費と一般管理費の分離 										

<p>1.5.5 特殊工事費等</p>	<p>(改訂前) <u>特殊工事とは次の工事をいう。</u> (1) 発電機設備工事(機器費、運搬費、据付け費、試運転及び調整費) (2) 圧送給水装置設備工事(同上) (3) 中央監視制御設備工事(同上) (4) 特別高圧受変電設備工事(同上) (5) 電話交換機設備工事(同上) (6) 駐車場管制設備工事(ゲートを含む。)(同上) (7) 特殊工事費に準ずる費用 イ 建設発生土、発生材等の処分費 ロ 有料道路の通行料金 ハ 指定した受電開始日以降の電気基本料金 ニ テレビ電波受信障害防除設備工事における電柱共架料、道路占有料及び補償料(架上げ費用) <u>その他</u>、一般的な工事内容に共通して存在するとは限らない工事で、請負者の現場での関わりが比較的少なく、請負者の現場管理費を特に計上する必要がないと考えられる工事 ↓ (改定後) 1 特殊工事費とは、一般的な工事内容に共通して存在するとは限らない工事で、請負者の現場での関わりが比較的少なく、請負者の現場管理費を特に計上する必要がないと考えられる工事費をいい、次を標準とする。 (1) 発電機設備工事(機器費、運搬費、据付け費、試運転及び調整費) (2) 圧送給水装置設備工事(同上) (3) 中央監視制御設備工事(同上) (4) 特別高圧受変電設備工事(同上) (5) 電話交換機設備工事(同上) (6) 駐車場管制設備工事(ゲートを含む。)(同上) (7) 宅配ボックス設備工事(同上) 2 次に掲げる費用の共通費の算定方法は、特殊工事費に準ずるものとする。 (1) 建設発生土、発生材等の処分費 (2) 有料道路の通行料金 (3) 指定した受電開始日以降の電気基本料金 (4) テレビ電波受信障害防除設備工事における電柱共架料、道路占有料及び補償料(架上げ費用)</p>	<p>P8</p>	<p>・特殊工事費の定義を冒頭に記載</p> <p>・「宅配ボックス工事」の追加</p> <p>・特殊工事費に準ずるものについて扱いを明確化</p> <p>・解体発生材等の処分費も特殊工事費に準ずる扱いとなるため追加</p>
<p>7節 変更工事</p>		<p>P9</p>	
<p>1.7.1 変更工事</p>	<p>1 設計変更による変更部分の工事費は、本節によって求めた積算額に当該工事の落札率を乗じて得た額を目途として、請負者と協議の上決定した額に、消費税等相当額を加えたものとする。</p> <p>2 落札率 <u>ただし、落札率は、小数点以下3位までを定める。</u></p> <p>3 変更工事費の協議は、原則として、発注者と請負者の両者の積算総額について行う。なお、積算総額の差が著しい場合には、請負者の変更工事費内訳書の数量及び単価を検討し、再度協議する。</p> <p>4 <u>設計変更等による手もどり又は手待ちが生じた場合には、協議の上それらにかかる費用を工事費に計上する。</u></p>	<p>P9 P9 P9 P9</p>	<p>文章の整理</p> <p>落札率の算定方法の削除(各事業体により定める。)</p> <p>文語の整理</p> <p>手戻りについての文章削除(標準的なことではないため)</p>

1.7.2 変更工事の 直接仮設費	(3) <u>設計変更により、新しい細目等の単価を必要とする場合は、変更時(変更指示時点)の単価による。</u>	P9	文章の追加
	2 この場合の単価は、増減とも変更時(変更指示時点)の単価による <u>ことができる。</u>	P9	文章の変更(原設計の単価を用いることが考えられるため)
	3 <u>工事請負契約書の「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」の規定に基づき、請負代金額の変更を行った工事の場合は、当該時点で単価が見直されたこととなるため、以降の変更工事の積算にあたっては、十分留意する。</u>	P9	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更について追加
1.7.3 変更工事の 共通仮設費	1 <u>変更工事の共通仮設費は、変更工事の内容を当初発注内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。</u> ただし、軽微な変更工事にあつては、共通仮設費の増減はないものとみなすことができる。	P10	文章の整理
	2 <u>変更工事の共通仮設費は、次式により算定する。</u> $\text{変更工事の共通仮設費} = (A+B) \times \alpha(a+b) - A \times \alpha a$	P10	文章の整理
	3 <u>変更工事における共通仮設費(積み上げ部分)の増減額は、原則として、次の(1)～(4)に定めるところにより算定する。</u>	P10	文章の整理
1.7.4 変更工事の 現場管理費	<u>変更工事の現場管理費は、変更工事の内容を当初発注内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。</u>	P10	文章の整理 現場管理費と一般管理費の分離
1.7.5 変更工事の一 般管理費等	<u>変更工事の一般管理費等は、変更工事の内容を当初発注内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。</u> $\text{変更工事の一般管理費等} = (A+B) \times \alpha(a+b) - A \times \alpha a$	P10	文章の整理 現場管理費と一般管理費の分離
8節 追加工事		P11	
1.8.4 追加工事の現 場管理費	文章構成の変更	P11	文章の整理 現場管理費と一般管理費の分離
1.8.5 追加工事の一 般管理費等	文章構成の変更	P11	文章の整理 現場管理費と一般管理費の分離
9節 下請経費等		P11	
1.9.1 下請経費等	1 <u>下請経費等は、下請経費及び小器材の損耗費等をいい、標準歩掛りの「その他」にて算定する。</u> 2 <u>下請経費は、請負者が工事の施工の一部を、専門工事業者に下請けさせる場合の専門工事業者の現場管理費及び一般管理費等をいい、別表-2「現場管理費」及び別表-3「一般管理費」に準ずる。</u>	P11	文章の整理 下請け経費率を「その他」の率に変更(公共建築工事単価積算基準に整合)
	旧3項の削除	P11	旧3項『「その他」とは下請経費及び小器材損料等であり、標準歩掛りで定める。「その他」の率は、表1-8-1による。』を3編単価へ移動(公共建築工事単価積算基準に整合)
別表1～5	「共通仮設費に含む内容」を別表-4として、区分する。 別表-4「共通仮設費率に含む内容」の内容を修正。	P 12 ～ P15	公共建築工事共通積算基準に整合

2編 数量

2編 数量																																																																																																					
2章 直接工事費		P20																																																																																																			
A 共通事項	電気設備工事の数量のうち、各科目に共通する工事の計測・計算について、以下に示す。 <u>なお、「B(工事科目関連)」における当該事項と併せて適用する。</u>	P20	文章の整理																																																																																																		
B 工事科目 関連	電気設備工事の数量のうち、各科目の工事のみに係る計測・計算について、以下に示す。 <u>なお、「A(共通事項)」における当該事項と併せて適用する。</u>	P28	文章の整理																																																																																																		
1節~16節	文章の整理	P20 P37	公共建築設備数量積算基準に整合(内容を公共建築工事数量積算基準に整合し、住宅独自の内容を追記)																																																																																																		
3章 共通仮設費		P38																																																																																																			
1節 一般事項		P38																																																																																																			
3.1.1 一般事項	2 <u>共通仮設費率を用いて算定する内容と積み上げにより算定する内容の区分は表 3.1.1「共通仮設費内訳区分表」による</u>	P38	文章の整理																																																																																																		
	3 <u>積み上げにより算定する内容は、2節「準備費」から8節「その他」による。</u>	P38	文章の整理																																																																																																		
	<u>5月数の算定は、小数点以下第2位を四捨五入とする。</u>	P38	文章の削除(設置期間の計測は各事業体の基準による)																																																																																																		
3.1.2 共通仮設費内訳区分	<u>共通仮設費率を用いて算定する内容と積み上げにより算定する内容の区分は、次のとおりとする。</u>	P38	文章の整理																																																																																																		
表 3.1.1 共通仮設費内訳区分表	表 3.1.1 共通仮設費内訳区分表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="2">共通仮設費率を用いて算定する内容</th> <th colspan="2">積み上げにより算定する内容</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>摘要</th> <th>区分</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">準備費</td> <td>敷地測量</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>敷地整理</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路占有料</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設用借地料</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の準備費</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">仮設建物費</td> <td>監督員事務所</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>備品含む</td> </tr> <tr> <td>現場事務所</td> <td>○</td> <td>備品含む</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉庫</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下小屋</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿舍</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業員施設等</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イメージアップに要する費用</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>設計図書による</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">工事施設費</td> <td>仮囲い</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用道路</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>進入路、場内路</td> </tr> <tr> <td>歩道構台</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>場内通信設備等の工事用施設</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イメージアップに要する費用</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>設計図書による</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	共通仮設費率を用いて算定する内容		積み上げにより算定する内容		区分	摘要	区分	摘要	準備費	敷地測量			○		敷地整理			○		道路占有料			○		仮設用借地料			○		その他の準備費	○				仮設建物費	監督員事務所			○	備品含む	現場事務所	○	備品含む			倉庫	○				下小屋	○				宿舍			○		作業員施設等	○				イメージアップに要する費用	○		○	設計図書による	工事施設費	仮囲い			○		工事用道路			○	進入路、場内路	歩道構台			○		場内通信設備等の工事用施設	○				イメージアップに要する費用	○		○	設計図書による	P38	<ul style="list-style-type: none"> 文章の整理 1編「総則」の共通仮設費率に含まれる内容に整合
項目	内容			共通仮設費率を用いて算定する内容		積み上げにより算定する内容																																																																																															
		区分	摘要	区分	摘要																																																																																																
準備費	敷地測量			○																																																																																																	
	敷地整理			○																																																																																																	
	道路占有料			○																																																																																																	
	仮設用借地料			○																																																																																																	
	その他の準備費	○																																																																																																			
仮設建物費	監督員事務所			○	備品含む																																																																																																
	現場事務所	○	備品含む																																																																																																		
	倉庫	○																																																																																																			
	下小屋	○																																																																																																			
	宿舍			○																																																																																																	
	作業員施設等	○																																																																																																			
	イメージアップに要する費用	○		○	設計図書による																																																																																																
工事施設費	仮囲い			○																																																																																																	
	工事用道路			○	進入路、場内路																																																																																																
	歩道構台			○																																																																																																	
	場内通信設備等の工事用施設	○																																																																																																			
	イメージアップに要する費用	○		○	設計図書による																																																																																																

項目	内容	共通仮設費率を用いて算定する内容		積み上げにより算定する内容	
		区分	摘要	区分	摘要
		環境安全費	安全標識	○	
消火設備等の施設	○				
安全管理・合図等の要員				○	交通整理員
隣接物等の養生及び補償復旧				○	
動力用水光熱費	工所用電気設備	○	電気料金、負担金含む <u>(本受電後の基本料金は除く)</u>	○	監督員事務所に係るもの
	工所用給排水設備	○	水道料金、負担金含む	○	〃
屋外整理清掃費	清掃費 屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分並びに除雪	○		○	除雪費用
機械器具費	測量機器	○	共通的な工所用機械器具		
	揚重機械器具			○	共通的な工所用機械器具
	雑機械器具	○	共通的な工所用機械器具		
その他	材料及び製品の品質管理試験	(削除)	(削除) コンクリート圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費	○	
	その他 (上記項目のいずれにも属さない費用)	○	上記項目のいずれにも属さないものうち軽微なもの	○	

注) 積み上げにより算定する内容の区分に○印が無い場合においても、必要に応じて別途計上することができる。

P39

・文章の整理

1編「総則」の共通仮設費率に含まれる内容に整合

1編「総則」の共通仮設費率に含まれる内容に整合

1編「総則」に整合

P40

3編「単価」の整理に伴い
2編「数量」での単価の表記方法の変更

P10

同上

P40

同上

P41

同上

P41

同上

P41

同上

3編 単価

3編 単価			
共通事項	<p>・節番号 (従来) 1 電気設備工事の計上方法 1節～ 2 労務歩掛り 1節～ ↓ (変更後) 1 電気設備工事の計上方法 1節～ 2 労務歩掛り ○節～(連番とする。)</p> <p>・表番号 「<u>1</u>」の取りやめ (従来) → (変更後) 表<u>1</u>-1-1 表 1.1.1</p>		
1章 総則		P43	章の名称変更(公共建築工事標準単価積算基準に整合)
1節 基本的事項		P43	
1.1.1 基本的事項	<p><u>本編は、公共住宅建築工事における工事費積算に用いる単価に関する基本的事項を定める。なお、山間へき地、離島等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等は、実情に応じた適切な単価を用いる。</u></p>	P43	「基本的事項」の追加(公共建築工事標準単価積算基準に整合)
2節 単価の算定		P43	
共通事項	<p>単価の構成を変更 複合単価→3編「単価」の歩掛りによる単価 市場単価→物価資料等掲載の単位施工当たりの単価 その他単価→上記以外の単価全て</p>	P43	公共建築工事標準単価積算基準に整合
1.2.1 複合単価	<p><u>複合単価は、材料、労務、機械器具等の各要素と単位施工当たりに必要とされる数量(以下「所要量」という。)から構成される歩掛りに、次の単価等に乗じて算定する。</u></p> <p><u>イ. 材料単価</u> 材料単価は、物価資料等の掲載価格等による。</p> <p><u>ロ. 労務単価</u> 労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、基準作業時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。</p> <p><u>ハ. 機械器具費</u> 機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」(昭和49年3月15日付建設省機発第44号)による。また、建設機械賃料は、物価資料等の掲載価格による。</p> <p><u>ニ. 仮設材費</u> 仮設材費は、物価資料等の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。</p>	P43	<p>・単価構成の変更により改訂(公共建築工事標準単価積算基準に整合)</p> <p>・構成図の削除</p>
1.2.2 市場単価	<p><u>市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料等に掲載された「建築工事市場単価」による。なお、2章「標準歩掛り(直接工事費)」に定める工種に適用する。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。</u></p>	P43	単価構成の変更により改訂(公共建築工事標準単価積算基準に整合)
1.2.3 上記以外の単価	<p><u>上記以外の単価は、物価資料等の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考に定める。</u></p>	P43	単価構成の変更により改訂(公共建築工事標準単価積算基準に整合)

3節 歩掛り	P44																																					
1.3.1 歩掛り	<p>1章2節「単価の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、2章「標準歩掛り(直接工事費)」に定める歩掛りを標準(以下「標準歩掛り」という。)とする。なお、歩掛りにおける構成については次による。</p> <p>(1) 材料 材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等(以下「端材等」という。)を考慮した割増しを含む。</p> <p>(2) 労務 労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。</p> <p>(3) 機械器具 機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。</p> <p>(4) その他 「その他」は、下請経費及び小器材の損耗費等であり、表 1.3.1「「その他」の率」の工種毎の率による。 下請経費の内容は、1編1章9節「下請経費等」とする。</p>	<p>P44</p> <p>節の追加(公共建築工事標準単価積算基準に整合)</p>																																				
	<p>表 1.3.1 下請経費等率→「その他」の率</p> <table border="1" data-bbox="320 757 1214 1422"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>「その他」の率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1) 配管工事</td><td>(労)×(12~20%)</td></tr> <tr><td>2) 配線工事</td><td>(労)×(12~20%)</td></tr> <tr><td>3) 接地工事</td><td>(労)×(12~20%)</td></tr> <tr><td>4) 塗装工事、土工事</td><td>公共住宅建築工事積算基準による。</td></tr> <tr><td>5) はつり工事</td><td>(労)×(12~20%)</td></tr> <tr><td>6) 撤去工事</td><td>(労)×(12~20%)</td></tr> <tr><td>7) 機器搬入</td><td>(労)×(10~20%)</td></tr> <tr><td>8) ハンドホール(既製品の場合)</td><td>(労)×(8~15%)</td></tr> <tr><td>9) コンクリート工事</td><td>公共住宅屋外整備工事積算基準による。</td></tr> <tr><td>10) 照明器具、配線器具</td><td>(労)×(12~20%)</td></tr> <tr><td>11) 配電盤類、変圧器、コンデンサ</td><td>(労)×(10~18%)</td></tr> <tr><td>12) 空調機</td><td>公共住宅機械設備工事積算基準による。</td></tr> <tr><td>13) 太陽光発電機器</td><td>(労)×(10~18%)</td></tr> <tr><td>14) 情報設備</td><td>(労)×(10~18%)</td></tr> <tr><td>15) 雷保護設備</td><td>(労)×(12~20%)</td></tr> <tr><td>16) 防災設備(雷保護設備以外)</td><td>(労)×(10~18%)</td></tr> <tr><td>17) テレビ電波障害防除設備</td><td>(労)×(10~18%)</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 表中、(材)は「材料費」、(労)は「労務費」を示す。 2. 物価資料等掲載価格及び専門工事業者の見積価格による複合単価については、下請経費を重複しないよう留意する。</p>	工 種	「その他」の率	1) 配管工事	(労)×(12~20%)	2) 配線工事	(労)×(12~20%)	3) 接地工事	(労)×(12~20%)	4) 塗装工事、土工事	公共住宅建築工事積算基準による。	5) はつり工事	(労)×(12~20%)	6) 撤去工事	(労)×(12~20%)	7) 機器搬入	(労)×(10~20%)	8) ハンドホール(既製品の場合)	(労)×(8~15%)	9) コンクリート工事	公共住宅屋外整備工事積算基準による。	10) 照明器具、配線器具	(労)×(12~20%)	11) 配電盤類、変圧器、コンデンサ	(労)×(10~18%)	12) 空調機	公共住宅機械設備工事積算基準による。	13) 太陽光発電機器	(労)×(10~18%)	14) 情報設備	(労)×(10~18%)	15) 雷保護設備	(労)×(12~20%)	16) 防災設備(雷保護設備以外)	(労)×(10~18%)	17) テレビ電波障害防除設備	(労)×(10~18%)	<p>P44</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 編「総則」の工事科目に整合 ・電気設備工事の土工事積算は、公共住宅建築工事積算基準を使用 ・撤去工事の率変更(公共建築工事標準単価積算基準に整合) ・電気設備工事のコンクリート工事積算は公共住宅屋外整備工事積算基準を使用 ・太陽光発電機器の率を追加 ・空調機の積算は公共住宅機械設備工事積算基準を使用
工 種	「その他」の率																																					
1) 配管工事	(労)×(12~20%)																																					
2) 配線工事	(労)×(12~20%)																																					
3) 接地工事	(労)×(12~20%)																																					
4) 塗装工事、土工事	公共住宅建築工事積算基準による。																																					
5) はつり工事	(労)×(12~20%)																																					
6) 撤去工事	(労)×(12~20%)																																					
7) 機器搬入	(労)×(10~20%)																																					
8) ハンドホール(既製品の場合)	(労)×(8~15%)																																					
9) コンクリート工事	公共住宅屋外整備工事積算基準による。																																					
10) 照明器具、配線器具	(労)×(12~20%)																																					
11) 配電盤類、変圧器、コンデンサ	(労)×(10~18%)																																					
12) 空調機	公共住宅機械設備工事積算基準による。																																					
13) 太陽光発電機器	(労)×(10~18%)																																					
14) 情報設備	(労)×(10~18%)																																					
15) 雷保護設備	(労)×(12~20%)																																					
16) 防災設備(雷保護設備以外)	(労)×(10~18%)																																					
17) テレビ電波障害防除設備	(労)×(10~18%)																																					
4節 単価の適用	P45																																					
1.4.1 単価の適用	<p>単価の適用については、2章「標準歩掛り」によるほか、次による。</p> <p>(1) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き単位施工当たりが必要となる単価に含む。</p> <p>(2) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価に含む。</p>	<p>P45</p> <p>「単価の適用」の追加(公共建築工事標準単価積算基準に整合)</p>																																				

5節 単価の決定方法		P45															
1.5.1 単価の決定方法	1 物価資料等とは、次のものとする。 (1) 積算資料（財）経済調査会発行 (2) 建設物価（財）建設物価調査会発行 (3) 建築施工単価（財）経済調査会発行 (4) 建築コスト情報（財）建設物価調査会発行	P45	文章の整理														
	2 製造業者・専門工事業者の見積価格等とは、次のものとする。 (1) 製造業者・専門工事業者の見積価格及び取引価格 (2) 製造業者・専門工事業者のカタログ及び定価表の掲載価格 (3) 類似工事における実例価格	P45	文章の整理														
	3 <u>物価資料等</u> からの決定方法は次による。 (1) 材料単価は、原則として「大口需要者渡し価格」を採用する。 (2) 施工規模、取引条件等が大きく異なる工事においては、 <u>物価資料等</u> の掲載価格を補正することができる。	P45	文章の整理														
	4 <u>見積価格等</u> からの決定方法は次による。 (1) 見積依頼先は、工事規模、施工難易度及び過去の施工実績を勘案のうえ、選定する。 (2) 見積を依頼する場合には、「見積依頼書」、「見積条件書」及び「設計図書、仕様書等」を明示する。 (3) 見積内訳書の様式は、見積依頼先の様式とするが、原則として仮設費、材料費、労務費、機械器具費、運搬費、経費等の内訳とともに「工事名称」、「見積り月日」及び「見積り有効期限」を明示する。 (4) <u>見積価格等</u> からの価格決定については、見積り条件、内容等を十分に確認し、 <u>項目ごと</u> に、 <u>2編「数量」</u> により算出した数値を基準として査定する。また、市場の実勢取引状況を勘案の上、適正補正して設定する。	P45	文章の整理														
2章 標準歩掛り		P46															
1 計上方法		P46															
1節 配管工事		P46															
共通	・ <u>節の順序変更</u> ・ <u>節、項の整理</u>	P46 ～ P54															
	2)その他 表2.1.1 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">費用項目</th> <th style="width:55%;">計上方法</th> <th style="width:30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 管材料</td> <td>所要数量^{※1} × 材料単価</td> <td rowspan="2">※1 設計数量×(1+<u>補給率</u>)</td> </tr> <tr> <td>2) 付属品</td> <td>管材料費 × 乗率</td> </tr> <tr> <td>3) 雑材料</td> <td>(管材料費+付属品費) × 乗率</td> <td rowspan="3">※2 設計数量×労務歩掛り</td> </tr> <tr> <td>4) <u>労務</u></td> <td>労務数量^{※2} × 労務単価</td> </tr> <tr> <td>5) その他</td> <td>労務費 × 乗率</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) <u>補給率及び乗率</u>については、<u>表2.16.1「補給率、付属品率及び消耗品雑材料率」</u>及び<u>表1.3.1「その他」の率</u>を参照。</p>	費用項目	計上方法	備考	1) 管材料	所要数量 ^{※1} × 材料単価	※1 設計数量×(1+ <u>補給率</u>)	2) 付属品	管材料費 × 乗率	3) 雑材料	(管材料費+付属品費) × 乗率	※2 設計数量×労務歩掛り	4) <u>労務</u>	労務数量 ^{※2} × 労務単価	5) その他	労務費 × 乗率	P46 ～ P54
費用項目	計上方法	備考															
1) 管材料	所要数量 ^{※1} × 材料単価	※1 設計数量×(1+ <u>補給率</u>)															
2) 付属品	管材料費 × 乗率																
3) 雑材料	(管材料費+付属品費) × 乗率	※2 設計数量×労務歩掛り															
4) <u>労務</u>	労務数量 ^{※2} × 労務単価																
5) その他	労務費 × 乗率																

1 節 配管工事		P46	
6 節 機器搬入	<p>1項 一般事項 <u>機器搬入は、機器を現場敷地内の仮置場から設置場所まで運び入れ、又は基礎上に仮据付けを行う費用であり、単独の機器の質量が 100kg 以上のものについて適用する。なお、機器は、受変電、自家発電、電源装置等とする。</u></p> <p>2項 計上方法 <u>搬入費の計上方法は次による。</u> <u>搬入費＝搬入機器質量×基準単価×補正率</u></p> <p>(1) 基準単価 <u>基準単価は労務費、機械器具損料及び運搬費の合計とし、内容は次による。</u></p> <p>1) 労務費 <u>労務費＝標準歩掛(とび工 1.33 人/人)×基準賃金円/人×(1+その他)</u></p> <p>2) 機械器具損料 <u>機械器具損料は、22 節「機器搬入」を標準とする。</u></p> <p>3) 運搬費 <u>油圧ジャッキ、コロ及び道板の運送に要する費用</u></p> <p>(2) 補正率</p> <p>1) 質量又は容積質量による補正 <u>搬入機器をその質量及び容積から 600kg/m³ 以上の重量品と 600kg/m³ 未満の容積品とに分け、補正率を適用する。補正率は、22 節「機器搬入」による。</u></p> <p>2) 単独搬入による補正 <u>単独搬入の場合は補正率を 30%割増して適用する。</u></p>	P49	内容の変更(公共建築工事標準単価積算基準の H19 改訂に整合)
7 節 土工事		P49	
	土工事費の計上方法は、「 <u>公共住宅建築工事積算基準</u> 」によるものとする。	P49	土工事費の計上方法は、「公共住宅建築工事積算基準」による
13 節 情報設備		P54	
	項目の整理	P54	電話設備、住宅情報設備、放送設備等を「情報設備」として1つの節に整理
14 節 防災設備		P54	
	項目の整理	P54	雷保護設備、自動火災報知設備等を「防災設備」として1つの節に整理
16 節 補給率、付属品率及び消耗品雑材料率		P55	
	・ポリエチレン被覆鋼管→「 <u>ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管</u> 」	P55	JIS に整合
	・配線資材名称の整理	P55 ～ P56	JCS に整合

2 労務歩掛り	P58																																		
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 表のフォーマットの整理 表中の「#」を取りやめ 資材名称等をJIS及びJCSに整合 「ワイヤー」→「ワイヤ」 「型」→「形」 など 	表のフォーマットの整理 表現の統一																																	
1節 配管・配線工事	P58																																		
1項 配管工事	P58																																		
(4) フロアダクト	表2.17.4 <table border="1" data-bbox="344 477 1193 819"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th colspan="2">規格</th> <th>単位</th> <th>職種</th> <th>人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">フロアダクト</td> <td>F-5</td> <td>25mm×51mm</td> <td rowspan="4">m</td> <td rowspan="4">電工</td> <td>0.313</td> </tr> <tr> <td>F-6 →F-7</td> <td>35mm×73mm</td> <td>0.383</td> </tr> <tr> <td>FC-6</td> <td>24mm×60mm</td> <td>0.348</td> </tr> <tr> <td>FC-8</td> <td>24mm×80mm</td> <td>0.374</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ジャンクションボックス</td> <td colspan="2">1ダクト用</td> <td rowspan="3">個</td> <td rowspan="3"></td> <td>0.261</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2ダクト用</td> <td>0.278</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3ダクト用</td> <td>0.296</td> </tr> </tbody> </table>	細目	規格		単位	職種	人	フロアダクト	F-5	25mm×51mm	m	電工	0.313	F-6 → F-7	35mm×73mm	0.383	FC-6	24mm×60mm	0.348	FC-8	24mm×80mm	0.374	ジャンクションボックス	1ダクト用		個		0.261	2ダクト用		0.278	3ダクト用		0.296	P59 規格内容の訂正
細目	規格		単位	職種	人																														
フロアダクト	F-5	25mm×51mm	m	電工	0.313																														
	F-6 → F-7	35mm×73mm			0.383																														
	FC-6	24mm×60mm			0.348																														
	FC-8	24mm×80mm			0.374																														
ジャンクションボックス	1ダクト用		個		0.261																														
	2ダクト用				0.278																														
	3ダクト用				0.296																														
(7) 金属製可とう電線管	表2.17.7 <table border="1" data-bbox="355 875 1182 1256"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>摘要</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>職種</th> <th>人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">金属製可とう電線管</td> <td rowspan="3">分岐</td> <td>17</td> <td rowspan="10">m</td> <td rowspan="10">電工</td> <td>0.026</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>0.035</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>0.044</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">幹線</td> <td>38</td> <td>0.054</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>0.073</td> </tr> <tr> <td>63</td> <td>0.099</td> </tr> <tr> <td>76</td> <td>0.115</td> </tr> <tr> <td>83</td> <td>0.138</td> </tr> <tr> <td>101</td> <td>0.154</td> </tr> </tbody> </table> 注) 管の加工、支持金具類の取付け、管内の清掃、導通調べ及び場内小運搬を含み、ボックス類の取付けは含まない。また、カップリング、ボックスコネクタ等は、別途計上する。	細目	摘要	規格	単位	職種	人	金属製可とう電線管	分岐	17	m	電工	0.026	24	0.035	30	0.044	幹線	38	0.054	50	0.073	63	0.099	76	0.115	83	0.138	101	0.154	P60 項目を5編「電気設備工事参考資料」から移行(公共建築工事標準単価積算基準に整合)				
細目	摘要	規格	単位	職種	人																														
金属製可とう電線管	分岐	17	m	電工	0.026																														
		24			0.035																														
		30			0.044																														
	幹線	38			0.054																														
		50			0.073																														
		63			0.099																														
		76			0.115																														
		83			0.138																														
		101			0.154																														
		(8) 市場単価			項目の追加	P61 項目の追加(公共建築工事標準単価積算基準に整合)																													
2項 配線工事	P62																																		
旧(1) EM-IE 電線等	・5編「参考資料」に移行	市場単価化による(公共建築工事標準単価積算基準に整合)																																	
旧(2) EM-EE ケーブル(平型)	・5編「参考資料」に移行	市場単価化による(公共建築工事標準単価積算基準に整合)																																	
(1) 600V ポリエチレンケーブル(CV, CET)	表2.17.9 <table border="1" data-bbox="360 1845 1177 2074"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>摘要</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>職種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">600Vポリエチレンケーブル</td> <td rowspan="5">分岐</td> <td>1.6mm 2.0 mm²</td> <td rowspan="5">m</td> <td rowspan="5">電工</td> </tr> <tr> <td>2.0mm 3.5 mm²</td> </tr> <tr> <td>2.6mm 5.5 mm²</td> </tr> <tr> <td>3.2mm 8 mm²</td> </tr> <tr> <td>14 mm²</td> </tr> </tbody> </table>	細目	摘要	規格	単位	職種	600Vポリエチレンケーブル	分岐	1.6mm 2.0 mm ²	m	電工	2.0mm 3.5 mm ²	2.6mm 5.5 mm ²	3.2mm 8 mm ²	14 mm ²	P62 規格名称の変更(mm表記を削除)																			
細目	摘要	規格	単位	職種																															
600Vポリエチレンケーブル	分岐	1.6mm 2.0 mm ²	m	電工																															
		2.0mm 3.5 mm ²																																	
		2.6mm 5.5 mm ²																																	
		3.2mm 8 mm ²																																	
		14 mm ²																																	

(9) 耐熱ケーブル	<p><u>注)2 警報用絶縁ケーブル(AE)の場合にも用いる。</u></p>	P68	注記の追加(公共建築工事標準単価積算基準に整合)																																																									
(13) 同軸ケーブル	<p>10) 架空配線</p> <p>表2.17.22</p> <table border="1" data-bbox="351 369 1181 604"> <thead> <tr> <th rowspan="2">細目</th> <th rowspan="2">摘要</th> <th rowspan="2">規格</th> <th colspan="2">職 種</th> </tr> <tr> <th>電 工 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">同 軸 ケーブル</td> <td rowspan="3">架線</td> <td>SSなし 5C</td> <td>0.012</td> <td>0.006</td> </tr> <tr> <td>SSなし 7C</td> <td>0.013</td> <td>0.006</td> </tr> <tr> <td>SSなし 10C</td> <td>0.015</td> <td>0.006→0.008</td> </tr> </tbody> </table>	細目	摘要	規格	職 種		電 工 (人)	普通作業員 (人)	同 軸 ケーブル	架線	SSなし 5C	0.012	0.006	SSなし 7C	0.013	0.006	SSなし 10C	0.015	0.006→0.008	P69	労務訂正																																							
細目	摘要				規格	職 種																																																						
		電 工 (人)	普通作業員 (人)																																																									
同 軸 ケーブル	架線	SSなし 5C	0.012	0.006																																																								
		SSなし 7C	0.013	0.006																																																								
		SSなし 10C	0.015	0.006→0.008																																																								
(23) ライティングダクト	<p>表2.17.33 (変更前)</p> <table border="1" data-bbox="438 716 1093 1332"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th colspan="2">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ライティングダクト I 型</td> <td rowspan="3"></td> <td colspan="2">2線式 15A</td> </tr> <tr> <td colspan="2">" 20A</td> </tr> <tr> <td colspan="2">" 30A</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">ライティングダクト II 型</td> <td rowspan="3">附 属 品</td> <td colspan="2">本 体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">フィードインキャップ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ジョイナー</td> </tr> <tr> <td colspan="2">エンドキャップ</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">配 線 器 具 等</td> <td colspan="2">コンセントプラグ</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">引掛コードプラグ</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">アースターミナル</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">吊フック</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">テレビ端子</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">電話コンセント</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">ブランクプレート</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 I型とは天井付をいい、II型とは巾木付をいう。 2 I型を使用し、直付によらない場合は、下記による。 ・吊下げ 直付歩掛りの 1.2倍とする。 ・埋込み " 1.4 " ・4線式 2線式歩掛りの1.2倍とする。 3 I型の附属品は、II型の附属品の歩掛りを適用する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	種 別		規 格		ライティングダクト I 型		2線式 15A		" 20A		" 30A		ライティングダクト II 型	附 属 品	本 体		フィードインキャップ		ジョイナー		エンドキャップ				配 線 器 具 等	コンセントプラグ				引掛コードプラグ				アースターミナル				吊フック				テレビ端子				電話コンセント				ブランクプレート								P78	表の整理(付属品はI型及びII型に共通して使用可能であることから表を整理)
種 別		規 格																																																										
ライティングダクト I 型		2線式 15A																																																										
		" 20A																																																										
		" 30A																																																										
ライティングダクト II 型	附 属 品	本 体																																																										
		フィードインキャップ																																																										
		ジョイナー																																																										
	エンドキャップ																																																											
	配 線 器 具 等	コンセントプラグ																																																										
		引掛コードプラグ																																																										
		アースターミナル																																																										
		吊フック																																																										
		テレビ端子																																																										
		電話コンセント																																																										
		ブランクプレート																																																										

	<p>(変更後)</p> <table border="1" data-bbox="424 210 1110 831"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ライティングダクト I形</td> <td>2線式 15A</td> </tr> <tr> <td>2線式 20A</td> </tr> <tr> <td>2線式 30A</td> </tr> <tr> <td>II形</td> <td>本体</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">付属品</td> <td>フィードインキャップ</td> </tr> <tr> <td>ジョイナ</td> </tr> <tr> <td>エンドキャップ</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">配線器具等</td> <td>コンセントプラグ</td> </tr> <tr> <td>引掛けコードプラグ</td> </tr> <tr> <td>アースターミナル</td> </tr> <tr> <td>吊フック</td> </tr> <tr> <td>テレビ端子</td> </tr> <tr> <td>電話コンセント</td> </tr> <tr> <td>ブランクプレート</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 I形とは天井付けをいい、II形とは巾木付けをいう。 2 I形を使用し、直付けによらない場合は、下記による。 ・吊下げの場合は、直付け歩掛りの1.2倍とする。 ・埋込みの場合は、直付け歩掛りの1.4倍とする。 ・4線式の場合は、2線式歩掛りの1.2倍とする。 3 付属品は、I形、II形の双方に適用する。</p>	細目	規格	ライティングダクト I形	2線式 15A	2線式 20A	2線式 30A	II形	本体	付属品	フィードインキャップ	ジョイナ	エンドキャップ	配線器具等	コンセントプラグ	引掛けコードプラグ	アースターミナル	吊フック	テレビ端子	電話コンセント	ブランクプレート		<p>注記3を変更</p>
細目	規格																						
ライティングダクト I形	2線式 15A																						
	2線式 20A																						
	2線式 30A																						
II形	本体																						
付属品	フィードインキャップ																						
	ジョイナ																						
	エンドキャップ																						
配線器具等	コンセントプラグ																						
	引掛けコードプラグ																						
	アースターミナル																						
	吊フック																						
	テレビ端子																						
	電話コンセント																						
	ブランクプレート																						
(24) バスダクト	<p>1) バスダクト(アルミ-鉄、アルミ-アルミ)</p> <p>表2.18.34</p> <table border="1" data-bbox="434 1146 871 1299"> <thead> <tr> <th>細目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バスダクト (アルミ-鉄)</td> </tr> <tr> <td>(アルミ-アルミ)</td> </tr> </tbody> </table>	細目	バスダクト (アルミ-鉄)	(アルミ-アルミ)	P79	<p>仕様の明確化(公共建築工事標準単価積算基準に整合)</p>																	
細目																							
バスダクト (アルミ-鉄)																							
(アルミ-アルミ)																							
(25) 市場単価	<p>項目の追加(IV、EM-IE、VVF、EM-EEF)</p>	P79	<p>市場単価化による(公共建築工事標準単価積算基準に整合)</p>																				
18節 接地工事		P80																					
(2) 市場単価	<p>項目の追加</p>	P80	<p>項目の追加(公共建築工事標準単価積算基準に整合)</p>																				

22節 機器搬入		P83																																																																										
	<p>(1) 適用条件及び留意事項 <u>機器搬入費は、機器を現場敷地内の仮置場から設置場所まで運び入れ、基礎上に仮据付けを行うまでの費用であり、単独の機器の質量が100kg以上の機器搬入に適用する。</u> <u>なお、機器は、受変電、自家発電、電源装置等とする。</u></p> <p>(2) 細目工種 表2.22.1 機器搬入費</p> <table border="1" data-bbox="331 448 1197 840"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>単位</th> <th>機械器具</th> <th>規格寸法等</th> <th>単位</th> <th>所要量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">機器搬入費</td> <td rowspan="7">t</td> <td>トラッククレーン賃料</td> <td>16t</td> <td>台</td> <td>0.347</td> </tr> <tr> <td>油圧ジャッキ損料</td> <td>20t</td> <td>台</td> <td>1.736</td> </tr> <tr> <td>コロ材料単価</td> <td>SGP100A×2m</td> <td>M</td> <td>8.119×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>道板材料単価</td> <td>松 4m×3.6cm×15cm</td> <td>M³</td> <td>0.198×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>とび工</td> <td>人</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td>運搬費</td> <td>油圧ジャッキ、 コロ及び道板</td> <td></td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td>一式</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 搬入費は、質量、容積及び同時搬入の有無により表2.22.2「補正率」の補正を行う。</p> <p>表2.22.2 補正率</p> <table border="1" data-bbox="399 963 1133 1534"> <thead> <tr> <th colspan="2">質量又は容積質量</th> <th>補正率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">重量品</td> <td rowspan="9">600kg/m³以上</td> <td>250kg以下</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>500kg以下</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>800kg以下</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>1,000kg以下</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>3,000kg以下</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>5,000kg以下</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>7,000kg以下</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>10,000kg以下</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>15,000kg以下</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">容積品</td> <td rowspan="6">600kg/m³未満</td> <td>600kg/m³未満</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>500kg/m³未満</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>400kg/m³未満</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>300kg/m³未満</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>200kg/m³未満</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>100kg/m³未満</td> <td>2.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 単独搬入の場合は、補正率を30%割増する。</p>	細目	単位	機械器具	規格寸法等	単位	所要量	機器搬入費	t	トラッククレーン賃料	16t	台	0.347	油圧ジャッキ損料	20t	台	1.736	コロ材料単価	SGP100A×2m	M	8.119×10 ⁻³	道板材料単価	松 4m×3.6cm×15cm	M ³	0.198×10 ⁻³	労務費	とび工	人	1.33	運搬費	油圧ジャッキ、 コロ及び道板		一式	その他			一式	質量又は容積質量		補正率	重量品	600kg/m ³ 以上	250kg以下	1.3	500kg以下	1.2	800kg以下	1.1	1,000kg以下	1.0	3,000kg以下	0.85	5,000kg以下	0.75	7,000kg以下	0.7	10,000kg以下	0.6	15,000kg以下	0.5	容積品	600kg/m ³ 未満	600kg/m ³ 未満	1.0	500kg/m ³ 未満	1.2	400kg/m ³ 未満	1.4	300kg/m ³ 未満	1.7	200kg/m ³ 未満	2.0	100kg/m ³ 未満	2.5	P83	内容の変更(公共建築工事標準単価積算基準のH19改訂に整合)
細目	単位	機械器具	規格寸法等	単位	所要量																																																																							
機器搬入費	t	トラッククレーン賃料	16t	台	0.347																																																																							
		油圧ジャッキ損料	20t	台	1.736																																																																							
		コロ材料単価	SGP100A×2m	M	8.119×10 ⁻³																																																																							
		道板材料単価	松 4m×3.6cm×15cm	M ³	0.198×10 ⁻³																																																																							
		労務費	とび工	人	1.33																																																																							
		運搬費	油圧ジャッキ、 コロ及び道板		一式																																																																							
		その他			一式																																																																							
質量又は容積質量		補正率																																																																										
重量品	600kg/m ³ 以上	250kg以下	1.3																																																																									
		500kg以下	1.2																																																																									
		800kg以下	1.1																																																																									
		1,000kg以下	1.0																																																																									
		3,000kg以下	0.85																																																																									
		5,000kg以下	0.75																																																																									
		7,000kg以下	0.7																																																																									
		10,000kg以下	0.6																																																																									
		15,000kg以下	0.5																																																																									
容積品	600kg/m ³ 未満	600kg/m ³ 未満	1.0																																																																									
		500kg/m ³ 未満	1.2																																																																									
		400kg/m ³ 未満	1.4																																																																									
		300kg/m ³ 未満	1.7																																																																									
		200kg/m ³ 未満	2.0																																																																									
		100kg/m ³ 未満	2.5																																																																									
23節 電力設備工事		P584																																																																										
1項 屋内電灯設備		P84																																																																										
(1) 配線器具等	<p>電話用コンセントを27節4項「住宅情報設備工事」へ移行</p> <table border="1" data-bbox="351 1736 1173 1960"> <tbody> <tr> <td rowspan="6">住宅用分電盤</td> <td>同上 10回路用</td> <td rowspan="6">面</td> <td rowspan="6">電工</td> <td>0.600</td> </tr> <tr> <td>同上 11回路用</td> <td>0.620</td> </tr> <tr> <td>同上 12回路用</td> <td>0.630</td> </tr> <tr> <td>同上 13回路用</td> <td>0.650</td> </tr> <tr> <td>同上 14回路用</td> <td>0.670</td> </tr> <tr> <td>同上 15回路以上</td> <td>0.680</td> </tr> </tbody> </table>	住宅用分電盤	同上 10回路用	面	電工	0.600	同上 11回路用	0.620	同上 12回路用	0.630	同上 13回路用	0.650	同上 14回路用	0.670	同上 15回路以上	0.680	P84	P85 項目の整理 住宅用分電盤の歩掛り新設(10～15回路以上)																																																										
住宅用分電盤	同上 10回路用		面			電工	0.600																																																																					
	同上 11回路用						0.620																																																																					
	同上 12回路用						0.630																																																																					
	同上 13回路用						0.650																																																																					
	同上 14回路用						0.670																																																																					
	同上 15回路以上	0.680																																																																										
(2) 設備機械等	・注記の追加	P86 ～ P87	・公共住宅機械設備工事積算基準に整合																																																																									

(3) 照明器具	2) 蛍光灯(直管、環形)	P89	埋込型照明器具の表を削除(内容の整理)																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>職種</th> <th>直付け(人)</th> <th>つり下げ(人)</th> <th>埋込み(人)</th> <th>埋込み木枠なし(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埋込型照明器具</td> <td>#</td> <td>#</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.209</td> <td>0.145</td> </tr> </tbody> </table>	規格	単位	職種	直付け(人)	つり下げ(人)	埋込み(人)	埋込み木枠なし(人)	埋込型照明器具	#	#	-	-	0.209	0.145																								
	規格	単位	職種	直付け(人)	つり下げ(人)	埋込み(人)	埋込み木枠なし(人)																																
	埋込型照明器具	#	#	-	-	0.209	0.145																																
	注4 システム天井に取り付ける場合は、 <u>埋込み歩掛り</u> の0.6倍とする。	P89	システム天井に取り付ける場合は「埋込み歩掛り」の0.6倍とする。(公共建築工事標準単価積算基準に整合)																																				
	注5 <u>外部センサから接続される器具には、0.05人/個を加算する。</u>	P89	注記を追加(公共建築工事標準単価積算基準に整合)																																				
	3) 蛍光灯(Hf蛍光灯) 表2.23.8	P90	「16/22Wの埋込木枠なし歩掛り」及び「86Wの歩掛り」の新設																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th colspan="2">規格</th> <th>直付け(人)</th> <th>つり下げ(人)</th> <th>埋込み(人)</th> <th>埋込み木枠なし(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">蛍光灯(Hf蛍光灯)</td> <td rowspan="2">16/22W</td> <td>1灯用</td> <td>0.117</td> <td>0.141</td> <td>0.180</td> <td><u>0.126</u></td> </tr> <tr> <td>2灯用</td> <td>0.149</td> <td>0.180</td> <td>0.227</td> <td><u>0.158</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">32/45W</td> <td>1灯用</td> <td>0.178</td> <td>0.214</td> <td>0.266</td> <td>0.186</td> </tr> <tr> <td>2灯用</td> <td>0.222</td> <td>0.266</td> <td>0.332</td> <td>0.232</td> </tr> <tr> <td>86W</td> <td>1灯用</td> <td><u>0.332</u></td> <td><u>0.398</u></td> <td><u>0.502</u></td> <td><u>0.351</u></td> </tr> </tbody> </table>	細目	規格		直付け(人)	つり下げ(人)	埋込み(人)	埋込み木枠なし(人)	蛍光灯(Hf蛍光灯)	16/22W	1灯用	0.117	0.141	0.180	<u>0.126</u>	2灯用	0.149	0.180	0.227	<u>0.158</u>	32/45W	1灯用	0.178	0.214	0.266	0.186	2灯用	0.222	0.266	0.332	0.232	86W	1灯用	<u>0.332</u>	<u>0.398</u>	<u>0.502</u>	<u>0.351</u>		
	細目	規格		直付け(人)	つり下げ(人)	埋込み(人)	埋込み木枠なし(人)																																
	蛍光灯(Hf蛍光灯)	16/22W	1灯用	0.117	0.141	0.180	<u>0.126</u>																																
2灯用			0.149	0.180	0.227	<u>0.158</u>																																	
32/45W		1灯用	0.178	0.214	0.266	0.186																																	
		2灯用	0.222	0.266	0.332	0.232																																	
86W		1灯用	<u>0.332</u>	<u>0.398</u>	<u>0.502</u>	<u>0.351</u>																																	
注3 旧: システム天井に取り付ける場合は、埋込み木枠なし歩掛りの0.6倍とする。 ↓ 新: システム天井に取り付ける場合は、 <u>埋込み歩掛り</u> の0.6倍とする。	P90	上記を参照																																					
注5 <u>外部センサから接続される器具には、0.05人/個を加算する。</u>	P90	上記を参照																																					
4) 蛍光灯(コンパクト形) 表2.23.9	P90	規格の見直し(JILの改訂による)																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th colspan="2">規格</th> <th>直付け(人)</th> <th>つり下げ(人)</th> <th>埋込み(人)</th> <th>埋込み木枠なし(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">蛍光灯(コンパクト形)</td> <td rowspan="2">1灯用</td> <td>13,18,27W →<u>13~27W</u></td> <td>0.113</td> <td>0.139</td> <td>0.174</td> <td>0.121</td> </tr> <tr> <td>36,55W →<u>32~55W</u></td> <td>0.130</td> <td>0.157</td> <td>0.209</td> <td>0.145</td> </tr> <tr> <td>2灯用</td> <td>36,55W →<u>32~55W</u></td> <td>0.165</td> <td>0.200</td> <td>0.252</td> <td>0.176</td> </tr> <tr> <td>3灯用</td> <td>36,55W →<u>32~55W</u></td> <td>0.209</td> <td>0.252</td> <td>0.313</td> <td>0.219</td> </tr> <tr> <td>4~6灯用</td> <td>36,55W →<u>32~55W</u></td> <td>0.304</td> <td>0.365</td> <td>0.461</td> <td>0.322</td> </tr> </tbody> </table>	細目	規格		直付け(人)	つり下げ(人)	埋込み(人)	埋込み木枠なし(人)	蛍光灯(コンパクト形)	1灯用	13,18,27W → <u>13~27W</u>	0.113	0.139	0.174	0.121	36,55W → <u>32~55W</u>	0.130	0.157	0.209	0.145	2灯用	36,55W → <u>32~55W</u>	0.165	0.200	0.252	0.176	3灯用	36,55W → <u>32~55W</u>	0.209	0.252	0.313	0.219	4~6灯用	36,55W → <u>32~55W</u>	0.304	0.365	0.461	0.322		
細目	規格		直付け(人)	つり下げ(人)	埋込み(人)	埋込み木枠なし(人)																																	
蛍光灯(コンパクト形)	1灯用	13,18,27W → <u>13~27W</u>	0.113	0.139	0.174	0.121																																	
		36,55W → <u>32~55W</u>	0.130	0.157	0.209	0.145																																	
	2灯用	36,55W → <u>32~55W</u>	0.165	0.200	0.252	0.176																																	
	3灯用	36,55W → <u>32~55W</u>	0.209	0.252	0.313	0.219																																	
	4~6灯用	36,55W → <u>32~55W</u>	0.304	0.365	0.461	0.322																																	
注3 システム天井に取り付ける場合は、 <u>埋込み歩掛り</u> の0.6倍とする。	P90	上記を参照																																					
注5 <u>外部センサから接続される器具には、0.05人/個を加算する。</u>	P90	上記を参照																																					
5) HID灯 注2 システム天井に取り付ける場合は、 <u>埋込み歩掛り</u> の0.6倍とする。	P91	上記を参照																																					

3項 屋外配線設備工事		P95																																	
(1) 架空配線工事	1) 電柱 ア. 人力 表2.23.15	P95	歩掛り訂正(公共建築工事単価積算基準に整合)																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">細目</th> <th rowspan="2">規格</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">職 種</th> </tr> <tr> <th>電 工 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">コンクリート柱</td> <td>8 m</td> <td rowspan="8">本</td> <td>1.74</td> <td><u>0.975→0.957</u></td> </tr> <tr> <td>9 m</td> <td>2.17</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>10 m</td> <td>2.61</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>11 m</td> <td>3.04</td> <td>1.22</td> </tr> <tr> <td>12 m</td> <td>3.48</td> <td>1.74</td> </tr> <tr> <td>13 m</td> <td>3.91</td> <td>1.91</td> </tr> <tr> <td>14 m</td> <td>4.35</td> <td>2.09</td> </tr> <tr> <td>15 m</td> <td>4.78</td> <td>2.43</td> </tr> </tbody> </table>	細目	規格	単位	職 種		電 工 (人)	普通作業員 (人)	コンクリート柱	8 m	本	1.74	<u>0.975→0.957</u>	9 m	2.17	1.04	10 m	2.61	1.04	11 m	3.04	1.22	12 m	3.48	1.74	13 m	3.91	1.91	14 m	4.35	2.09	15 m	4.78	2.43	
細目	規格				単位	職 種																													
		電 工 (人)	普通作業員 (人)																																
コンクリート柱	8 m	本	1.74	<u>0.975→0.957</u>																															
	9 m		2.17	1.04																															
	10 m		2.61	1.04																															
	11 m		3.04	1.22																															
	12 m		3.48	1.74																															
	13 m		3.91	1.91																															
	14 m		4.35	2.09																															
	15 m		4.78	2.43																															
(2) 地中管路工事	8) ポリエチレン被服鋼管(PE)→ <u>ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管(GLT)</u>	P101	JISに整合																																
24節 受変電設備工事		P105																																	
(3) 変圧器、高圧コンデンサ	表2.24.2	P106	規格名称の変更(公共建築工事単価積算基準に整合)																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">細目</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">職 種</th> </tr> <tr> <th>電 工 (人)</th> <th>普通 作業員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">直 列 リアクトル (6kV/3kV)</td> <td>三相 3 kvar →<u>三相SC 50 kvar用</u></td> <td rowspan="5">台</td> <td>0.629</td> <td>0.629</td> </tr> <tr> <td>三相 4.5 kvar →<u>三相SC 75 kvar用</u></td> <td>0.682</td> <td>0.682</td> </tr> <tr> <td>三相 6 kvar →<u>三相SC 100 kvar用</u></td> <td>0.823</td> <td>0.823</td> </tr> <tr> <td>三相 9 kvar →<u>三相SC 150 kvar用</u></td> <td>0.911</td> <td>0.911</td> </tr> <tr> <td>三相 12 kvar →<u>三相SC 200 kvar用</u></td> <td>0.973</td> <td>0.973</td> </tr> </tbody> </table>	細目	規 格	単位	職 種		電 工 (人)	普通 作業員 (人)	直 列 リアクトル (6kV/3kV)	三相 3 kvar → <u>三相SC 50 kvar用</u>	台	0.629	0.629	三相 4.5 kvar → <u>三相SC 75 kvar用</u>	0.682	0.682	三相 6 kvar → <u>三相SC 100 kvar用</u>	0.823	0.823	三相 9 kvar → <u>三相SC 150 kvar用</u>	0.911	0.911	三相 12 kvar → <u>三相SC 200 kvar用</u>	0.973	0.973										
細目	規 格				単位	職 種																													
		電 工 (人)	普通 作業員 (人)																																
直 列 リアクトル (6kV/3kV)	三相 3 kvar → <u>三相SC 50 kvar用</u>	台	0.629	0.629																															
	三相 4.5 kvar → <u>三相SC 75 kvar用</u>		0.682	0.682																															
	三相 6 kvar → <u>三相SC 100 kvar用</u>		0.823	0.823																															
	三相 9 kvar → <u>三相SC 150 kvar用</u>		0.911	0.911																															
	三相 12 kvar → <u>三相SC 200 kvar用</u>		0.973	0.973																															
25節 静止形電源設備工事		P109																																	
(1) 直流電源装置	注)1 据付け、結線、試験調整及び <u>場内小運搬</u> を含む。	P109	注記の追加																																
27節 情報設備工事		P111																																	
1項 電話設備工事		P111																																	
(1) 端子箱その他	<u>資材名称の変更</u> ・保安装置のみ収容する端子箱→保安器箱 ・保安装置を収容しない端子箱→端子箱	P111	資材名称の変更																																
	<u>歩掛りの削除</u> ・保安装置を収容する局線用端子箱の歩掛り削除 ・保安装置を収容する端子箱(分散設置)の歩掛り削除 ・中継端子盤の歩掛り削除	P111 ～ P112	歩掛りの整理																																

2項 テレビ・FM共同受信設備工事		P113																							
(3) 機器取付けその他	表2.27.4	P114	・分配器及び分岐器の歩掛り新設及び変更(公共建築工事標準単価積算基準に整合) ・「方向性結合器」→「分岐器」																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>職種</th> <th>人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">分配器</td> <td>75Ω-75Ω 2分配</td> <td rowspan="4">個</td> <td rowspan="4">電工</td> <td>0.186</td> </tr> <tr> <td>75Ω-75Ω 4分配</td> <td>0.239</td> </tr> <tr> <td>75Ω-75Ω 6分配</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>75Ω-75Ω 8分配</td> <td>→0.292</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">方向性結合器 →分岐器</td> <td>75Ω-75Ω 1分岐</td> <td rowspan="3">個</td> <td rowspan="3">電工</td> <td>0.19</td> </tr> <tr> <td>75Ω-75Ω 2分岐</td> <td>→0.186</td> </tr> <tr> <td>75Ω-75Ω 4分岐</td> <td>0.265</td> </tr> </tbody> </table>			細目	規格	単位	職種	人	分配器	75Ω-75Ω 2分配	個	電工	0.186	75Ω-75Ω 4分配	0.239	75Ω-75Ω 6分配	0.25	75Ω-75Ω 8分配	→0.292	方向性結合器 → 分岐器	75Ω-75Ω 1分岐	個	電工	0.19	75Ω-75Ω 2分岐
細目	規格	単位	職種	人																					
分配器	75Ω-75Ω 2分配	個	電工	0.186																					
	75Ω-75Ω 4分配			0.239																					
	75Ω-75Ω 6分配			0.25																					
	75Ω-75Ω 8分配			→0.292																					
方向性結合器 → 分岐器	75Ω-75Ω 1分岐	個	電工	0.19																					
	75Ω-75Ω 2分岐			→0.186																					
	75Ω-75Ω 4分岐			0.265																					
	表2.27.4	P114	110度CSを追加																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>規格</th> <th>人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">アウトレット端子調整 (調整・受像テスト・電測) UHF・VHF・BS・ 110度CS・FMとも</td> <td>映像チャンネル数 1～3</td> <td>0.08n</td> </tr> <tr> <td>映像チャンネル数 4～6</td> <td>0.09n</td> </tr> <tr> <td>映像チャンネル数 7～9</td> <td>0.10n</td> </tr> <tr> <td>映像チャンネル数 10～12</td> <td>0.11n</td> </tr> <tr> <td>映像チャンネル数 13～15</td> <td>0.12n</td> </tr> <tr> <td></td> <td>映像チャンネル数 16チャンネル以上</td> <td>0.13n</td> </tr> </tbody> </table>	細目	規格	人	アウトレット端子調整 (調整・受像テスト・電測) UHF・VHF・BS・ 110度CS ・FMとも	映像チャンネル数 1～3	0.08n	映像チャンネル数 4～6	0.09n	映像チャンネル数 7～9	0.10n	映像チャンネル数 10～12	0.11n	映像チャンネル数 13～15	0.12n		映像チャンネル数 16チャンネル以上	0.13n							
細目	規格	人																							
アウトレット端子調整 (調整・受像テスト・電測) UHF・VHF・BS・ 110度CS ・FMとも	映像チャンネル数 1～3	0.08n																							
	映像チャンネル数 4～6	0.09n																							
	映像チャンネル数 7～9	0.10n																							
	映像チャンネル数 10～12	0.11n																							
	映像チャンネル数 13～15	0.12n																							
	映像チャンネル数 16チャンネル以上	0.13n																							
3項 インターホン設備工事		P115																							
	保守連絡用インターホン設備工事→ インターホン設備工事	P115	項名称の変更(1編「総則」に整合)																						
4項 住宅情報設備工事		P115																							
	表2.27.6 電話用コンセントを屋内電灯設備より移行	P115	項目の整理																						
5項 インターホンオートドアロック設備工事		P116																							
	表2.27.8	P116	非接触キーの歩掛り新設																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>職種</th> <th>人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">制御装置</td> <td>通話・映像共</td> <td rowspan="2">面</td> <td rowspan="2">電工</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>非接触キー</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table>	細目	規格	単位	職種	人	制御装置	通話・映像共	面	電工	0.50	非接触キー	0.50												
細目	規格	単位	職種	人																					
制御装置	通話・映像共	面	電工	0.50																					
	非接触キー			0.50																					
6項 拡声設備工事		P116																							
	放送設備工事→ 拡声設備工事	P116	項名称の変更(1編「総則」に整合)																						
8項 緊急通報設備工事		P116																							
	表2.27.10 注)接続、調整、総合動作試験、絶縁抵抗試験及び場内小運搬を含む。	P117	注記の追加																						
28節 防災設備工事		P118																							
3項 非常警報設備工事		P121																							
	表2.28.3 注)接続、回路表示、調整、総合動作試験、絶縁抵抗試験及び場内小運搬を含む。	P121	注記の追加																						
4項 防火戸自動閉鎖設備工事		P121																							
	表2.28.4 注)接続、回路表示、調整、総合動作試験、絶縁抵抗試験及び場内小運搬を含む。	P121	注記の追加																						
5項 ガス漏れ警報設備工事		P122																							
	表2.28.5 注)接続、回路表示、調整、総合動作試験、絶縁抵抗試験及び場内小運搬を含む。	P122	注記の追加																						
29節 テレビ電波障害防除設備工事		P123																							
	表2.28.3 注)1 接続、回路表示及び場内小運搬を含む 2 機器の取付けは、F型接合接続を含む、ただし、フィッティング型接合を使用する場合は、0.05人個増しとする。	P124	注記の追加																						

4編 電気設備工事内訳書標準書式

1章 内訳書標準書式		P125	
1.1.1 一般事項～ 1.4.1 書式	構成及び文章変更	P125 ～ P126	公共建築工事内訳書標準書式に整合
標準書式	表4.1～表4.3 内訳書標準書式の修正	P127 ～ P136	

5編 電気設備工事参考資料

1章 参考歩掛り			P137	
	本編は、下記の項目を、市場単価以外の積算手法で採用する場合や、 <u>市場単価を補正して使用する際の補正係数を算定する場合等</u> の検討資料とする。		P137	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
1節 配管設備工事			P137	
旧 1-2 金属製 可とう電線管	<u>3編「単価」へ移行</u>		P137	公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合
(6) 線び類	表5.1.6 <u>注) ボックス吊金物等は別途加算計上する。</u>		P122	注記の追加(公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合)
(7) 防火区画 貫通処理	表5.1.7 <u>注) 取付け及び場内小運搬を含む。</u>		P122	注記の追加
2節 配線設備工事			P141	
(1) ビニル電 線 IV、EM-IE 電線	<u>3編「単価」より移行</u>		P141	市場単価化による(公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合)
(2) ビニルケーブ ル (VVF) 、 EM-EE ケーブル (EM-EEF)	<u>3編「単価」より移行</u>		P142	市場単価化による(公共建築工事積算研究会参考歩掛りに整合)
3節 接地工事			P141	
	表5.3.1 <u>注) 掘削及び埋戻しなどの土工事を含む。</u>		P141	注記の追加

1 - 4 公共住宅機械設備工事積算基準
(平成19年度版)

改訂方針

<p><改訂方針></p> <p>(1) 公共建築工事積算基準への整合 公共住宅建設工事積算基準を統一基準に位置づけることを視野に入れ、「公共建築工事積算基準(平成19年改訂)」との整合を図りつつ、公共住宅用の積算基準として使い勝手の良いものを目指す。</p> <p>(2) 公共住宅建設工事共通仕様書改定への対応 公共住宅建設工事共通仕様書の改定に対応した内容とする。</p> <p>(3) 市場単価追加導入への対応 新たに市場単価に移行された資材について、積算基準に反映する。</p> <p>(4) 会員要望事項への対応 平成16年度版に対する、質疑や意見等への対応を行う。</p>

共通事項

項目	改訂事項
項目の参照をする場合の表現	<ul style="list-style-type: none"> ・編が異なる場合 項目⇒1編1章1節「目的及び適用範囲」、1編1.1.1「目的」 表 ⇒1編 表 1.5.1「一般管理費等補正率」、1編 別表-1「共通仮設費」 ・同じ編の場合 項目⇒1章1節「目的及び適用範囲」、1.1.1「目的」 表 ⇒表 1.5.1「一般管理費等補正率」、別表-1「共通仮設費」
本文中の表及び図の番号	<ul style="list-style-type: none"> ・本文中の図表 表⇒表 1.1.1((章番号). (節番号). (節における表の順番)) 図⇒図 1.1.1((章番号). (節番号). (節における図の順番)) ・章の末尾に記載の表⇒別表-1 共通仮設費(章ごとに振りなおす) ・別表以外は「-」は使わない。

機械編 1編 総則

項目	改訂事項	ページ	改訂根拠（理由）
1章 工事費の積算		P1	
1節 目的及び適用範囲		P1	
1.1.1 目的	<u>本基準は、公共住宅機械設備工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。</u>	P1	「目的」を追加（公共建築工事積算基準との整合）
1.1.2 適用範囲	1 本基準は、公共住宅建設工事における工事種別のうち「機械設備工事」の積算に適用するものとして、その取扱いを定めたものである。	P1	・工事種別＝「建築工事」、「電気設備工事」、「機械設備工事」などであることの明確化 ・『なお、特殊な工法によるもの又は、工事規模・内容等が特殊なものでこの基準によることが適切でないと判断される場合には、実情に応じ一部変更などのうえ適用するものとする。』を削除（各事業体で定めることであるため）
2節 工事費の区分及び構成		P1	
1.2.1 工事費の区分	工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。 <u>直接工事費については、各工事種目に区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。</u>	P1	文言の整理（公共建築工事積算基準に整合）
3節 工事費内訳書		P2	
1.3.1	<u>工事費内訳書は、4編「機械設備工事内訳書標準書式」による。</u>	P2	節の追加（公共建築工事積算基準に整合）
4節 直接工事費		P2	
1.4.1 直接工事費	1 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、 <u>その算定は次による。</u> (1) <u>単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。</u> (2) (1)によりがたい場合は、 <u>施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。</u>	P2	文章の整理（公共建築工事積算基準に整合） 『なお、工事中に発生する材料の端材に価値のあるときは、その数量に有価額を乗じて算定した額を控除する。』を削除
	2 <u>直接工事費は、各工事種目に区分する。工事種目は工事別、建物の棟別、用途別等に区分する。</u>	P2	文章の整理
	3 <u>各工事種目は、科目及び細目に区分する。</u> (1) <u>科目区分は、表1.4.1「科目の区分」を標準とする。また、科目別の他に部分別又は機能別により区分することができる。</u> (2) <u>細目は、各科目を細分化したもので、材料費、労務費、仮設費、機械器具費、運搬費等又はそれら複数を組み合わせたものに区分する。</u>	P2	科目区分と細目の文章の整理
1.4.1	表1.4.1 科目の区分 ・ 給水・排水・ガス設備工事の「屋内」・「屋外」の区分の取りやめ ・ し尿浄化槽設備→浄化槽設備工事	P2	「公共住宅建設工事共通仕様書」に整合
1.4.2	細目に計上する数量は、2編「数量」による。		『及び「建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を削除（2編数量「一般事項」で記載のため）

5節 共通費			
1.5.1 共通費の区分と内容	<u>共通費は、1.5.2「共通仮設費」、1.5.3「現場管理費」及び1.5.4「一般管理費等」に区分し、それぞれ別表-1「共通仮設費」、別表-2「現場管理費」及び別表-3「一般管理費等」の内容と付加利益を一式として計上する。</u>	P3	「共通費の区分と内容」を追加(公共建築工事共通費積算基準に整合)
1.5.2 共通仮設費	<u>2 共通仮設費は、別表-1「共通仮設費」の内容について、費用を積み上げにより算定するか、直接工事費に対する比率(以下「共通仮設費率」という。)により算定する</u>	P3	・文章の整理(公共建築工事共通費積算基準との整合) ・標準共通仮設費→共通仮設費(公共建築工事共通費積算基準に整合)
	<u>3 共通仮設費は、原則として共通仮設費率を用いて次により算定する。</u> <u>(1) 直接工事費に、共通仮設費率を乗じて算定する。</u> <u>(2) 共通仮設費率に含まれる内容は、別表-4「共通仮設費率を含む内容」による。</u> <u>(3) 共通仮設費率は、別表-5「共通費率」の共通仮設費率による。</u> <u>(4) 共通仮設費率に含まれない内容は、必要に応じ別途積み上げにより算定して、(1)により算定した共通仮設費に加算する。</u>	P3	文章の整理(公共建築工事共通費積算基準との整合)
1.5.2.1	特殊工事費を含む工事費の共通仮設費は、次式により算定する。 <u>特殊工事費を含む工事費の共通仮設費 = A × α</u> なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。	P3	・標準共通仮設費→共通仮設費(公共建築工事共通費積算基準に整合) ・『なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。』の追加(文章の整理)
1.5.2.2 専門工事業者等(メーカーを含む)に発注する工事の共通仮設費	<u>見積りによって専門工事業者等(メーカーを含む)に発注する工事の共通仮設費は、専門工事業者等の見積りを検討の上、共通仮設費を見積りに含む場合は重複計上しないよう留意する。</u>	P3	・文章の整理 ・専門業者等→専門工事業者等(表現の統一)
1.5.2.3 支給材を含む工事費の共通仮設費	<u>支給材を含む工事費の共通仮設費は、次式により算定する。</u> <u>支給材を含む工事費の共通仮設費 = (A+B) × α</u> 上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。 <u>A：支給材評価額を除く直接工事費</u> <u>B：支給材評価額</u> <u>α：(A+B)の額に対する共通仮設費率</u>	P4	「支給材の計算方法」の追加
1.5.2.4 総合発注(一括発注)工事の共通仮設費	「建築工事」と「電気設備工事(屋外含む)」、「機械設備工事(屋外含む)」及び「屋外整備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の共通仮設費は、次式により算定する。 なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独発注工事扱いとすることができる。	P4	・文章の整理 ・『なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独発注工事扱いとすることができる。』の追加 ・標準共通仮設費→共通仮設費(公共建築工事共通費積算基準に整合)
1.5.3 現場管理費	1 現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。 2 現場管理費は、別表-2「現場管理費」の内容について、費用を積み上げにより算定するか、純工事費に対する比率(以下「現場管理費率」という。)により算定する。 3 現場管理費は、原則として現場管理費率を用いて次により算定する。 <u>(1) 純工事費に、現場管理費率を乗じて算定する。</u> <u>(2) 現場管理費率に含まれる内容は、別表-2「現場管理費」による。</u>	P4	・文章の整理(公共建築工事共通費積算基準に整合) ・現場管理費と一般管理費の分離 ・1.5.2「共通仮設費」と表現の統一

	(3) 現場管理費率は、別表-5「共通費率」の現場管理費率による。 (4) 現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して、(1)により算定した現場管理費に加算する。												
1.5.3.1 特殊工事費を含む工事費の現場管理費	特殊工事費を含む工事費の現場管理費は、次式により算定する。 $\text{特殊工事費を含む工事費の現場管理費} = A \times \alpha$ なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。	P5	・文章の整理 ・現場管理費と一般管理費の分離 ・『なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。』の追記										
1.5.3.2 専門工事業者等（メーカーを含む）に発注する工事の現場管理費	見積りによって専門工事業者等（メーカーを含む）に発注する工事の現場管理費は、専門工事業者等の見積りを検討の上、現場管理費を見積りに含む場合は重複計上しないよう留意する	P5	・文章の整理 ・現場管理費と一般管理費の分離 ・専門業者→専門工事業者等(表現を統一)										
1.5.3.3 支給材を含む工事費の現場管理費	支給材を含む工事費の現場管理費は、次式により算定する。 $\text{支給材を含む工事費の現場管理費} = (A+B) \times \alpha$ 上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。 A: 支給材評価額を除く純工事費 B: 支給材評価額 α : (A+B)の額に対する現場管理費率	P4	・現場管理費と一般管理費の分離 ・文章の整理										
1.5.3.4 総合発注（一括発注）工事の現場管理費	「建築工事」と「電気設備工事（屋外含む）」、「機械設備工事（屋外含む）」及び「屋外整備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の現場管理費は、次式により算定する。	P5	・文章の整理 ・現場管理費と一般管理費の分離										
1.5.4 一般管理費等	1 一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益からなる。 2 一般管理費等は、別表-3「一般管理費」の内容と付加利益について、工事原価に対する比率（以下「一般管理費等率」という）により算定する。 なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。 3 一般管理費等率は、別表-5「共通費率」の一般管理費等率による。 4 一般管理費等率に含まれる内容は、別表-3「一般管理費」と付加利益の合計による。	P6	・文章の整理 ・現場管理費と一般管理費の分離 ・付加利益の文章を追加（公共建築工事共通費積算基準に整合）										
	前払金支出割合が35パーセント以下において一般管理費等を算定する場合は、表1-4-1の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じるものとする。 表1-4-1 一般管理費等率補正係数	P6	旧3項の以下の文章を削除（公共建築工事共通費積算基準についても改訂予定あり。改訂内容は、緊急的に発注する工事等で、予算の関係上前払ができない場合に適用する。）										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分 (%)</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5以下</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>5を超え15以下</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>15を超え25以下</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>25を超え35以下</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table>	前払金支出割合区分 (%)	補正係数	5以下	1.05	5を超え15以下	1.04	15を超え25以下	1.03	25を超え35以下	1.01		
前払金支出割合区分 (%)	補正係数												
5以下	1.05												
5を超え15以下	1.04												
15を超え25以下	1.03												
25を超え35以下	1.01												
1.5.4.1 特殊工事費を含む工事費の一般管理費等	特殊工事費を含む工事費の一般管理費等は、次式により算定する。 $\text{特殊工事費を含む工事費の一般管理費等} = (A+B) \times \alpha$ なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。	P6	・文章の整理、現場管理費と一般管理費の分離 ・『なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。』の追加(文章の整理)										
1.5.4.2 専門工事業者等（メーカーを含む）に発注する工事の一般管理費等	見積りによって専門工事業者等（メーカーを含む）に発注する工事の一般管理費等は、専門工事業者等の見積りを検討の上、一般管理費等を見積りに含む場合は重複計上しないよう留意する。	P6	・文章の整理 ・現場管理費と一般管理費の分離 ・専門業者→専門工事業者等(表現を統一)										

<p>一般管理費等</p> <p>1.5.4.3 支給材を含む 工事費の一般 管理費等</p>	<p><u>支給材を含む工事費の一般管理費等は、次式により算定する。</u></p> <p><u>支給材を含む工事費の一般管理費等 = $A \times \alpha$</u></p> <p><u>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</u></p> <p><u>A: 支給材評価額を除く工事原価</u></p> <p><u>α: Aの額に対する一般管理費等率</u></p>	P4	<p>・現場管理費と一般管理費 の分離</p>
<p>1.5.4.4 総合発注（一 括発注）工事 の一般管理費 等</p>	<p><u>「建築工事」と「電気設備工事（屋外含む）」、「機械設備工事（屋外含む）」及 び「屋外整備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の一般管理費等は、次 式により算定する。</u></p> <p>なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める 割合が軽微な場合は、主たる工事の単独発注工事扱いとすることができる。</p> <p><u>総合発注工事の一般管理費等 = $A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 + A_4 \times \alpha_4$</u></p>	P7	<p>・文章の整理</p> <p>・現場管理費と一般管理費 の分離</p>
<p>1.5.5 特殊工事費等</p>	<p><u>特殊工事とは次の工事をいう。</u></p> <p>(1) 空気調和機器設備工事（機器費、運搬費、搬入・据付け、試運転調整等を含む）</p> <p>(2) 機械式駐車装置設備工事（同 上）</p> <p>(3) 圧送給水装置設備工事（同 上）</p> <p>(4) 現場組立てによる受水槽及び高置水槽設備工事（同 上）</p> <p>(5) 機械式ごみ貯留装置設備工事（同 上）</p> <p>(6) ユニット型し尿浄化槽設備工事（同 上）</p> <p>(7) 特殊工事費に準ずる費用</p> <p>イ 建設発生土の処分費（運搬費を除く）</p> <p>ロ 有料道路の通行料金</p> <p><u>その他、一般的な工事内容に共通して存在するとは限らない工事で、請負者の現 場での関わりが比較的少なく、請負者の現場管理費を特に計上する必要がないと考 えられる工事</u></p> <p style="text-align: center;">↓（改定後）</p> <p><u>1 特殊工事費とは、一般的な工事内容に共通して存在するとは限らない工事で、 請負者の現場での関わりが比較的少なく、請負者の現場管理費を特に計上する必要 がないと考えられる工事費をいい、次を標準とする。</u></p> <p>(1) 空気調和機器設備工事費（機器費、運搬費、搬入・据付け費、試運転調整費等 を含む）</p> <p>(2) 機械式駐車装置設備工事費（同 上）</p> <p>(3) 圧送給水装置設備工事費（同 上）</p> <p>(4) 現場組立てによる受水槽及び高置水槽設備工事費（同 上）</p> <p>(5) 機械式ごみ貯留装置設備工事費（同 上）</p> <p>(6) ユニット型浄化槽設備工事費（同 上）</p> <p><u>2 次に掲げる費用の共通費の算定方法は、特殊工事費に準ずるものとする。</u></p> <p>(1) 建設発生土、<u>解体発生材等</u>の処分費（運搬費を除く）</p> <p>(2) 有料道路の通行料金</p>	P7	<p>・特殊工事費の定義を冒 頭に記載</p> <p>・特殊工事費に準ずるもの について扱いを明確化</p> <p>・解体発生材等の処分費 も特殊工事費に準ずる扱 いとなるため追加</p>
<p>7節 変更工事</p>		P8	
<p>1.7.1 変更工事</p>	<p>1 設計変更による変更部分の工事費は、本節によって求めた積算額に当該工事の 落札率を乗じて得た額を目途として、請負者と協議の上決定した額に、<u>消費税等相 当額を加えたものとする。</u></p>	P8	<p>文章の整理</p>
	<p>2 落札率</p> <p><u>ただし、落札率は、小数点以下3位までを求める。</u>を削除</p>	P8	<p>落札率の算定方法の削除 （各事業体により定めるた め）</p>
	<p>3 変更工事費の協議は、原則として、発注者と請負者の両者の積算総額について 行う。なお、積算総額の差が著しい場合には、請負者の<u>変更工事費内訳書</u>の数量及 び単価を検討し、再度協議する。</p>	P8	<p>文語の整理</p>
	<p>4 設計変更等による手もどり又は手持ちが生じた場合には、協議の上それらにかか る費用を工事費に計上する。</p>	P8	<p>旧4項の手戻りについて の文章削除（標準的なこと</p>

			ではないため) 文章の追加
1.7.2 変更工事の 直接工事費	(3) <u>設計変更により、新しい細目等の単価を必要とする場合は、変更時（変更指示時点）の単価による。</u> を追記。	P8	
	2 この場合の単価は、増減とも変更時（変更指示時点）の単価による <u>ことができる。</u>	P8	文章の変更(原設計の単価を用いることが考えられるため)
	3 <u>工事請負契約書の「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」の規定に基づき、請負代金額の変更を行った工事の場合は、当該時点で単価が見直されたこととなるため、以降の変更工事の積算にあたっては、十分留意する。</u> を追記	P8	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更について追加
1.7.3 変更工事の 共通仮設費	1 <u>変更工事の共通仮設費は、変更工事の内容を当初発注内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。</u> ただし、軽微な変更工事にあつては、共通仮設費の増減はないものとみなすことができる。	P9	文章の整理
	2 変更工事の共通仮設費は、次式による。 $\text{変更工事の共通仮設費} = (A+B) \times \alpha(a+b) - A \times \alpha a$	P9	文章の整理
	3 <u>変更工事における共通仮設費（積み上げ部分）の増減額は、原則として、次の(1)から(4)に定めるところにより算定する。</u>	P9	文章の整理
1.7.4 変更工事の 現場管理費	<u>変更工事の現場管理費は、変更工事の内容を当初発注内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。</u>	P9	・文章の整理 ・現場管理費と一般管理費の分離
1.7.5 変更工事の一般管理費等	<u>変更工事の一般管理費等は、変更工事の内容を当初発注内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。</u> $\text{変更工事の一般管理費等} = (A+B) \times \alpha(a+b) - A \times \alpha a$	P9	・文章の整理 ・現場管理費と一般管理費の分離
8節 追加工事		P10	
1.8.4 追加工事の現場管理費	文章構成の変更	P10	・文章の整理 ・現場管理費と一般管理費の分離
1.8.5 追加工事の一般管理費等	文章構成の変更	P10	・文章の整理 ・現場管理費と一般管理費の分離
9節 下請経費等		P10	
1.9.1 下請経費等	1 <u>下請経費等は、下請経費及び小器材の損耗費等をいれ、標準歩掛りの「その他」にて算定する。</u> 2 <u>下請経費は、請負者が工事の施工の一部を、専門工事業者に下請けさせる場合の専門工事業者の現場管理費及び一般管理費等をいれ、別表-2「現場管理費」及び別表-3「一般管理費」に準ずる。</u>	P10	・文章の変更 ・下請け経費率を「その他」の率に
	旧3項の削除		旧3項『「その他」とは下請経費及び小器材損料等であり、標準歩掛りで定める。「その他」の率は、表1.8.1による。』を3編単価へ移動(公共建築工事標準単価積算基準に整合)
別表1～5	「共通仮設費率に含む内容」を別表-4として、区分する。 また、別表-4「共通仮設費に含む内容」の内容を修正。	P11 ～ P15	公共建築工事共通費積算基準に整合

機械編 2編 数量

項目	改訂事項	ページ	改訂根拠（理由）
1章 数量及び計測・計算		P17	
1.1.1 一般事項	1 数量及び計測・計算の方法は、本編によるほか、「 <u>公共建築設備数量積算基準（国土交通大臣官房官庁営繕部）</u> 」の定める方法による。を追加。以降、項番号繰り下げ。	P17	他の公共住宅積算基準（建築・電気等）と整合
	3(1) 長さ、面積、体積及び質量の単位はそれぞれm、㎡、m³、Kg 及びtとするほか <u>適切な単位とする。</u>	P17	文語の整理（公共建築工事数量積算基準と整合）
2章 直接工事費			
A 共通事項	機械設備工事の数量のうち、各科目に共通する工事の計測・計算について、以下に示す。 なお、「 <u>B（工事科目関連）</u> 」における当該事項と併せて適用する。	P18	文章の整理
B 工事科目関連	機械設備工事の数量算出のうち、各科目の工事のみに係る計測・計算について、以下に示す。 なお、「 <u>A（共通事項）</u> 」における当該事項と併せて適用する。	P25	文章の整理
17節 浄化槽設備工事		P28	
2.17.1 一般事項	<u>し尿浄化槽→浄化槽</u>	P28	文語の整理（公共住宅工事共通仕様書と整合）
18節 暖冷房設備工事		P29	
2.18.1 一般事項	1 <u>機器類</u> (1) <u>各機器類は、2.11.1.1機器類(1)に準ずる。</u> (2) <u>上記以外は、2.11.1の当該事項に準ずる。</u> 2 <u>配管類</u> (1) <u>2.11.1の当該事項に準ずるほかは、次による。</u> (2) <u>機器周りの配管数量は、設計図書に示す寸法を基準として計測する。</u>	P29	文章の整理
2.18.2 機器類	<u>2.11.2に同じ。</u>	P29	文章の整理
2.18.3 配管類	<u>2.11.4に同じ。</u>	P29	文章の整理
2.18.4 取付労務	<u>2.10.3に同じ。</u>	P29	文章の整理
3章 共通仮設費		P32	
1節 一般事項			
3.1.1 一般事項	2 <u>共通仮設費率を用いて算定する内容と積み上げにより算定する内容の区分は表 3.1.1「共通仮設費内訳区分表」による</u>	P32	文章の整理
	3 <u>積み上げにより算定する内容は、2節「準備費」から8節「その他」による。</u>	P32	文章の整理
	5 月数の算定は、小数点以下第2位を四捨五入とする。	P32	文章の削除（設置期間の計測は各事業体の基準による）
3.1.2 共通仮設費内訳区分	<u>共通仮設費率を用いて算定する内容と積み上げにより算定する内容の区分は、次のとおりとする。</u>	P32	文章の整理

表3.1.1 共通仮設 費内訳区 分表	表3.1.1 共通仮設費内訳区分表 (1)						P32 ・文章の整理(・1 編「総則」において、積み上げより算定するか、直接工事費に対する比率により算定するかを選択可能としたため) ・1 編「総則」の共通仮設費率に含まれる内容に整合
	項目	内容	共通仮設費率を用いて算定する内容 (名称変更)		積み上げにより算定する内容 (名称変更)		
			区分	摘要	区分	摘要	
	準備費	敷地測量			○		
		敷地整理			○		
		道路占有料			○		
		仮設用借地料			○		
		その他の準備費	○				
	仮設 建物費	監督員事務所			○	備品含む	
		現場事務所	○	備品含む			
		倉庫	○				
		下小屋	○				
		宿舎			○		
		作業員施設等	○				
		イメージアップに要する費用	○	(削除) 設計図書に記載のないもの	○	設計図書による	
工事 施設費	仮囲い			○	(削除) 万能鋼板塀等		
	工事用道路			○	進入路、場内路		
	歩道構台			○			
	場内通信設備等の工事用施設	○					
	イメージアップに要する費用	○	(削除) 設計図書に記載のないもの	○	設計図書による		
注) 積み上げにより算定する内容の区分に○印が無い場合においても、必要に応じて別途計上することができる。							

表 3.1.1 共通仮設費内訳区分表 (2)		P33				
項目	内容	共通仮設費率を用いて算定する内容 (名称変更)		積み上げにより算定する内容 (名称変更)		
		区分	摘要	区分	摘要	
環境 安全費	安全標識	○				
	消火設備等の施設	○				
	安全管理・合図等の要員			○	交通整理員	
	隣接物等の養生及び補償復旧			○		
動力用水 光熱費	工事用電気設備	○	電気料金、負担金含む	○	監督員事務所に係るもの	
	工事用給排水設備	○	水道料金、負担金含む	○	〃	
屋外 整理 清掃費	清掃費 屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分並びに除雪	○		○	除雪費用	
機械 器具費	測量機器	○	共通的な工事用機械器具			
	揚重機械器具	(削除)	(削除)	○	共通的な工事用機械器具	
	雑機械器具	○	共通的な工事用機械器具			
その他	材料及び製品の品質管理試験	(削除)	(削除) コンクリート圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費	○		
	その他 (上記項目のいずれにも属さない費用)	○	上記項目のいずれにも属さないものうち軽微なもの	○		
注) 積み上げにより算定する内容の区分に○印が無い場合においても、必要に応じて別途計上することができる。						
3.3.1 監督員事務所	一式 → m ² 計画数量×複合単価 → 計画数量×単価	P34				「公共住宅建築工事積算基準」と整合
3.3.3 宿舍	計画数量×複合単価 → 計画数量×単価					同上
3.4.1 仮囲い万能鋼板塀等	計画数量×複合単価 → 計画数量×単価					同上
3.4.2 工事用道路進入路場内路	計画数量×複合単価 → 計画数量×単価					同上
3.5.1 安全管理合図などの要員	日月 → 月(日) 計画数量×複合単価 → 計画数量×単価					同上

機械編 3編 単価

項目	改訂事項	ページ	改訂根拠（理由）
共通事項	・節番号 （従来） 1 電気設備工事の計上方法 1 節～ 2 労務歩掛り 1 節～ ↓ （変更後） 1 電気設備工事の計上方法 1 節～ 2 労務歩掛り 〇節～（連番とする。）		
	・表番号 「□」の取りやめ （従来） → （変更後） 表□-1-1 表 1.1.1		
1章 総則			章の名称変更(公共建築工事標準単価積算基準に整合)
1節 基本的事項			
1.1.1 基本的事項	<u>本編は、公共住宅建築工事における工事費積算に用いる単価に関する基本的事項を定める。なお、山間へき地、離島等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等は、実情に応じた適切な単価を用いる。</u>	P37	「基本的事項」の追加(公共建築工事標準単価積算基準に整合)
2節 単価の算定			
共通事項	単価の構成を変更 複合単価→3編「単価」の歩掛りによる単価 市場単価→物価資料等掲載の単位施工当たりの単価 その他単価→上記以外の単価全て		公共建築工事標準単価積算基準に整合
1.2.1 複合単価	<u>複合単価は、材料、労務、機械器具等の各要素と単位施工当たりに必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等に乗じて算定する。</u> イ. 材料単価 <u>材料単価は、物価資料等の掲載価格等による。</u> ロ. 労務単価 労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、基準作業時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。 ハ. 機械器具費 <u>機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和 49 年 3 月 15 日付建設省機発第 44 号）による。また、建設機械賃料は、物価資料等の掲載価格による。</u> ニ. 仮設材費 <u>仮設材費は、物価資料等の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。</u>	P37	・単価構成の変更により改訂(公共建築工事積算基準に整合) ・構成図の削除
1.2.2 市場単価	<u>市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料等に掲載された「建築工事市場単価」による。なお、2章「標準歩掛り」に定める工種に適用する。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。</u>	P37	単価構成の変更により改訂(公共建築工事積算基準に整合)
1.2.3 上記以外の単価	<u>上記以外の単価は、物価資料等の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考に定める。</u>	P37	単価構成の変更により改訂(公共建築工事積算基準に整合)

3節 歩掛り																																	
1.3.1 歩掛り	<p>1章2節「単価の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、2章「標準歩掛り（直接工事費）」に定める歩掛りを標準（以下「標準歩掛り」という。）とする。なお、歩掛りにおける構成については次による。</p> <p>（1）材料 材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（以下「端材等」という。）を考慮した割増しを含む。</p> <p>（2）労務 労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。</p> <p>（3）機械器具 機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。</p> <p>（4）その他 「その他」は、下請経費及び小器材の損耗費等であり、表1.3.1「「その他」の率」の工種毎の率による。 下請経費の内容は、1編1章9節「下請経費等」とする。</p>	P38	節の追加(公共建築工事標準単価積算基準に整合)																														
	<p>表1.3.1 下請経費等率→「その他」の率</p> <table border="1" data-bbox="319 716 1212 1433"> <thead> <tr> <th>工事種目→工種</th> <th>下請経費等率 → 「その他」の率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 仮設工事、土工事、地業工事、コンクリート工事、左官工事等 → 土工事、コンクリート工事等</td> <td>建築工事積算基準による。→「公共住宅建築工事積算基準」による。</td> </tr> <tr> <td>2) 電気設備工事 → 削除</td> <td>電気設備工事積算基準による。→ 削除</td> </tr> <tr> <td>2) 樹類工事</td> <td>屋外整備工事積算基準による。→ (10~18%)</td> </tr> <tr> <td>3) 各種配管工事</td> <td>(労) × (10~20%)</td> </tr> <tr> <td>4) 衛生器具類</td> <td>(労) × (12~20%)</td> </tr> <tr> <td>5) 給・排水、給湯器具類(各種弁類、水栓類、量水器、排水金物、トラップ等)</td> <td>(労) × (10~18%)</td> </tr> <tr> <td>6) 消火器具類(消火栓、消火器等)</td> <td>(労) × (10~18%)</td> </tr> <tr> <td>7) 各種機器類(ポンプ、タンク、水槽、湯沸器、換気扇等)</td> <td>(労) × (10~18%)</td> </tr> <tr> <td>8) ダクト工事(フレキシブル、換気用塩ビ管等)</td> <td>(労) × (8~15%)</td> </tr> <tr> <td>9) 塗装及び保温工事</td> <td>(材+労) × (12~20%)</td> </tr> <tr> <td>10) 搬入・据付、撤去工事 → 機器搬入工事</td> <td>(労) × (10~20%)</td> </tr> <tr> <td>11) 撤去工事 追加</td> <td>(労) × (12~20%)</td> </tr> <tr> <td>12) はつり工事</td> <td>(労) × (12~20%)</td> </tr> <tr> <td>13) 給水配管埋設工事</td> <td>(労) × (12~20%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 表中、(材)は「材料費」、(労)は「労務費」を示す。 2. 物価資料等掲載価格及び専門工事業者の見積価格による複合単価については、下請経費を重複しないよう留意する。</p>	工事種目→工種	下請経費等率 → 「その他」の率	1) 仮設工事、土工事、地業工事、コンクリート工事、左官工事等 → 土工事、コンクリート工事等	建築工事積算基準による。→「公共住宅建築工事積算基準」による。	2) 電気設備工事 → 削除	電気設備工事積算基準による。→ 削除	2) 樹類工事	屋外整備工事積算基準による。→ (10~18%)	3) 各種配管工事	(労) × (10~20%)	4) 衛生器具類	(労) × (12~20%)	5) 給・排水、給湯器具類(各種弁類、水栓類、量水器、排水金物、トラップ等)	(労) × (10~18%)	6) 消火器具類(消火栓、消火器等)	(労) × (10~18%)	7) 各種機器類(ポンプ、タンク、水槽、湯沸器、換気扇等)	(労) × (10~18%)	8) ダクト工事(フレキシブル、換気用塩ビ管等)	(労) × (8~15%)	9) 塗装及び保温工事	(材+労) × (12~20%)	10) 搬入・据付、撤去工事 → 機器搬入工事	(労) × (10~20%)	11) 撤去工事 追加	(労) × (12~20%)	12) はつり工事	(労) × (12~20%)	13) 給水配管埋設工事	(労) × (12~20%)	P38	・1) 2) 公共住宅機械設備工事積算基準に記載のある工種のみ記載 ・1) 機械設備工事の土工事及びコンクリート工事の「その他」の率は、公共住宅建築工事積算基準を準用(公共建築工事標準単価積算基準に整合) ・10) 文語の整理(公共建築工事標準単価積算基準に整合) ・11) 撤去工事の追加(公共建築工事標準単価積算基準に整合) ・他、文語の整理
工事種目→工種	下請経費等率 → 「その他」の率																																
1) 仮設工事、土工事、地業工事、コンクリート工事、左官工事等 → 土工事、コンクリート工事等	建築工事積算基準による。→「公共住宅建築工事積算基準」による。																																
2) 電気設備工事 → 削除	電気設備工事積算基準による。→ 削除																																
2) 樹類工事	屋外整備工事積算基準による。→ (10~18%)																																
3) 各種配管工事	(労) × (10~20%)																																
4) 衛生器具類	(労) × (12~20%)																																
5) 給・排水、給湯器具類(各種弁類、水栓類、量水器、排水金物、トラップ等)	(労) × (10~18%)																																
6) 消火器具類(消火栓、消火器等)	(労) × (10~18%)																																
7) 各種機器類(ポンプ、タンク、水槽、湯沸器、換気扇等)	(労) × (10~18%)																																
8) ダクト工事(フレキシブル、換気用塩ビ管等)	(労) × (8~15%)																																
9) 塗装及び保温工事	(材+労) × (12~20%)																																
10) 搬入・据付、撤去工事 → 機器搬入工事	(労) × (10~20%)																																
11) 撤去工事 追加	(労) × (12~20%)																																
12) はつり工事	(労) × (12~20%)																																
13) 給水配管埋設工事	(労) × (12~20%)																																
4節 単価の適用		P39																															
1.4.1 単価の適用	<p>単価の適用については、2章「標準歩掛り」によるほか、次による。</p> <p>(1) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き単位施工当たりが必要となる単価を含む。</p> <p>(2) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価を含む。</p>	P39	「単価の適用」の追加(公共建築工事標準単価積算基準に整合)																														
5節 単価の決定方法		P39																															
1.5.1 単価の決定方法	<p>1 物価資料等とは、次のものとする。</p> <p>(1) 積算資料 (財)経済調査会発行 (2) 建設物価 (財)建設物価調査会発行 (3) 建築施工単価 (財)経済調査会発行 (4) 建築コスト情報 (財)建設物価調査会発行</p>	P39	文章の整理																														
	<p>2 製造業者・専門工事業者の見積価格等とは、次のものとする。</p> <p>(1) 製造業者・専門工事業者の見積価格及び取引価格 (2) 製造業者・専門工事業者のカタログ及び定価表の掲載価格</p>	P39	文章の整理(公共建築工事標準単価積算基準に整合)																														

	<p>(3) 類似工事における実例価格</p> <p>3 <u>物価資料等</u>からの決定方法は次による。</p> <p>(1) 材料単価は、原則として「大口需要者渡し価格」を採用する。</p> <p>(2) 施工規模、取引条件等が大きく異なる工事においては、<u>物価資料等</u>の掲載価格を補正することができる。</p>	P39	文章の整理(公共建築工事標準単価積算基準に整合)																																										
	<p>4 <u>見積価格等</u>からの決定方法は次による。</p> <p>(1) 見積依頼先は、工事規模、施工難易度及び過去の施工実績を勘案のうえ、選定する。</p> <p>(2) 見積を依頼する場合には、「見積依頼書」、「見積条件書」及び「設計図書、仕様書等」を明示する。</p> <p>(3) 見積内訳書の様式は、見積依頼先の様式とするが、原則として仮設費、材料費、労務費、機械器具費、運搬費、経費等の内訳とともに「工事名称」、「見積り月日」及び「見積り有効期限」を明示する。</p> <p>(4) <u>見積価格等からの価格決定については</u>、見積り条件、内容等を十分に確認し、<u>項目ごと</u>に、2編「数量」により算出した数値を基準として査定する。また、市場の実勢取引状況を勘案の上、適正補正して設定する。</p>	P39	文章の整理(公共建築工事標準単価積算基準に整合)																																										
2章 標準歩掛り		P40																																											
1節 配管工事		P40																																											
1.1 配管部位別基準	(3) 屋外埋設配管 土中埋設配管に適用する。	P40	文語の整理(部位別基準の明確化)																																										
共通	<p>計上方法の表の表現方法の訂正①</p> <p>【一例】</p> <p>表1-1-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用項目</th> <th>計上方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 管</td> <td>所要数量*1×材料単価</td> <td>*1 設計数量×(1+割増率)</td> </tr> <tr> <td>2) 継手</td> <td>管材料費*2×乗率</td> <td>*2 設計数量×管材料単価</td> </tr> <tr> <td>3) 管支持金物</td> <td>〃 *2× 〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4) 雑材料</td> <td>〃 *2× 〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5) 配管工</td> <td>労務数量*3×労務単価</td> <td>*3 設計数量×労務歩掛り</td> </tr> <tr> <td>6) その他</td> <td>労務費*4×乗率</td> <td>*4 5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 割増率と乗率については表1-1-18を参照 ↓ (改定後)</p> <p>表2.1.1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用項目</th> <th>計上方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 管</td> <td>所要数量*1×材料単価</td> <td>*1 設計数量×(1+割増率)</td> </tr> <tr> <td>2) 継手</td> <td>管材料費*2×乗率</td> <td>*2 設計数量×管材料単価</td> </tr> <tr> <td>3) 管支持金物</td> <td>〃 × 〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4) 雑材料</td> <td>〃 × 〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5) 配管工</td> <td>労務数量*3×労務単価</td> <td>*3 設計数量×労務歩掛り</td> </tr> <tr> <td>6) その他</td> <td>労務費*4×乗率</td> <td>*4 5) 労務数量×労務単価</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 割増率と乗率については表2.1.18及び表1.3.1を参照</p>	費用項目	計上方法	備考	1) 管	所要数量*1×材料単価	*1 設計数量×(1+割増率)	2) 継手	管材料費*2×乗率	*2 設計数量×管材料単価	3) 管支持金物	〃 *2× 〃		4) 雑材料	〃 *2× 〃		5) 配管工	労務数量*3×労務単価	*3 設計数量×労務歩掛り	6) その他	労務費*4×乗率	*4 5)	費用項目	計上方法	備考	1) 管	所要数量*1×材料単価	*1 設計数量×(1+割増率)	2) 継手	管材料費*2×乗率	*2 設計数量×管材料単価	3) 管支持金物	〃 × 〃		4) 雑材料	〃 × 〃		5) 配管工	労務数量*3×労務単価	*3 設計数量×労務歩掛り	6) その他	労務費*4×乗率	*4 5) 労務数量×労務単価	P40	<ul style="list-style-type: none"> ・アスタリスクのふり方の整理 ・備考欄の文章の整理 ・(注)の参照表に表1.3.1「その他」の率」を追加
費用項目	計上方法	備考																																											
1) 管	所要数量*1×材料単価	*1 設計数量×(1+割増率)																																											
2) 継手	管材料費*2×乗率	*2 設計数量×管材料単価																																											
3) 管支持金物	〃 *2× 〃																																												
4) 雑材料	〃 *2× 〃																																												
5) 配管工	労務数量*3×労務単価	*3 設計数量×労務歩掛り																																											
6) その他	労務費*4×乗率	*4 5)																																											
費用項目	計上方法	備考																																											
1) 管	所要数量*1×材料単価	*1 設計数量×(1+割増率)																																											
2) 継手	管材料費*2×乗率	*2 設計数量×管材料単価																																											
3) 管支持金物	〃 × 〃																																												
4) 雑材料	〃 × 〃																																												
5) 配管工	労務数量*3×労務単価	*3 設計数量×労務歩掛り																																											
6) その他	労務費*4×乗率	*4 5) 労務数量×労務単価																																											

	<p>計上方法の表の表現方法の訂正②</p> <p>【一例】</p> <p>表1-1-7</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用項目</th> <th>計上方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 管</td> <td>設計数量 × 材料単価</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2) 異形管</td> <td><u>設計数量 × 材料単価</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3) 管支持金物</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4) 雑材料</td> <td>管材料費*¹ × 乗率</td> <td>*¹ 1) + 2)</td> </tr> <tr> <td>5) 配管工</td> <td>労務数量*² × 労務単価</td> <td>*² 設計数量 × 労務歩掛り</td> </tr> <tr> <td>6) その他</td> <td>労務費*³ × 乗率</td> <td>*³ 5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 割増率と乗率については表1-1-18を参照 ↓ (改定後)</p> <p>表2.1.7</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用項目</th> <th>計上方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 管</td> <td>設計数量 × 材料単価</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2) 異形管</td> <td>// × //</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3) 管支持金物</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4) 雑材料 (管)</td> <td>管材料費*¹ × 乗率</td> <td>*¹ 1) 設計数量 × 材料単価</td> </tr> <tr> <td>雑材料 (異形管)</td> <td><u>異形管材料費*² × 乗率</u></td> <td>*² 2) 設計数量 × 材料単価</td> </tr> <tr> <td>5) 配管工 (管)</td> <td>労務数量*³ × 労務単価</td> <td>*³ 1) 設計数量 × 労務歩掛り</td> </tr> <tr> <td><u>配管工 (異形管)</u></td> <td><u>労務数量*⁴ × 労務単価</u></td> <td>*⁴ 2) 設計数量 × 労務歩掛り</td> </tr> <tr> <td>6) その他</td> <td>労務費*⁵ × 乗率</td> <td>*⁵ 5) 労務数量 × 労務単価</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 割増率と乗率については表2.1.18及び表1.3.1を参照</p> <p>以降、計上方法備考欄で1) + 2) と表現されていたもの同様</p>	費用項目	計上方法	備考	1) 管	設計数量 × 材料単価		2) 異形管	<u>設計数量 × 材料単価</u>		3) 管支持金物	—		4) 雑材料	管材料費* ¹ × 乗率	* ¹ 1) + 2)	5) 配管工	労務数量* ² × 労務単価	* ² 設計数量 × 労務歩掛り	6) その他	労務費* ³ × 乗率	* ³ 5)	費用項目	計上方法	備考	1) 管	設計数量 × 材料単価		2) 異形管	// × //		3) 管支持金物	—		4) 雑材料 (管)	管材料費* ¹ × 乗率	* ¹ 1) 設計数量 × 材料単価	雑材料 (異形管)	<u>異形管材料費*² × 乗率</u>	* ² 2) 設計数量 × 材料単価	5) 配管工 (管)	労務数量* ³ × 労務単価	* ³ 1) 設計数量 × 労務歩掛り	<u>配管工 (異形管)</u>	<u>労務数量*⁴ × 労務単価</u>	* ⁴ 2) 設計数量 × 労務歩掛り	6) その他	労務費* ⁵ × 乗率	* ⁵ 5) 労務数量 × 労務単価	<p>P42</p>	<p>・雑材料の計上方法につき、1) + 2) と備考欄でまとめて表現されていたのを、必要な費用項目を「管」、「継手(異形管)」に分け、具体的に記載</p> <p>・同様に、配管工労務も労務歩掛りが、「管」と「継手(異形管等)」それぞれに設定されているものについては、計上方法においても読み取れるよう「管」、「継手(異形管)」に分け、具体的に記載</p>
費用項目	計上方法	備考																																																	
1) 管	設計数量 × 材料単価																																																		
2) 異形管	<u>設計数量 × 材料単価</u>																																																		
3) 管支持金物	—																																																		
4) 雑材料	管材料費* ¹ × 乗率	* ¹ 1) + 2)																																																	
5) 配管工	労務数量* ² × 労務単価	* ² 設計数量 × 労務歩掛り																																																	
6) その他	労務費* ³ × 乗率	* ³ 5)																																																	
費用項目	計上方法	備考																																																	
1) 管	設計数量 × 材料単価																																																		
2) 異形管	// × //																																																		
3) 管支持金物	—																																																		
4) 雑材料 (管)	管材料費* ¹ × 乗率	* ¹ 1) 設計数量 × 材料単価																																																	
雑材料 (異形管)	<u>異形管材料費*² × 乗率</u>	* ² 2) 設計数量 × 材料単価																																																	
5) 配管工 (管)	労務数量* ³ × 労務単価	* ³ 1) 設計数量 × 労務歩掛り																																																	
<u>配管工 (異形管)</u>	<u>労務数量*⁴ × 労務単価</u>	* ⁴ 2) 設計数量 × 労務歩掛り																																																	
6) その他	労務費* ⁵ × 乗率	* ⁵ 5) 労務数量 × 労務単価																																																	
<p>1 給水設備工事</p>		<p>P40</p>	<p>計上方法の分類を簡素化</p>																																																
<p>共通</p>	<p>表現方法の訂正</p> <p>【一例】</p> <p>(1) 鋼管(水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(PA、PB)、水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(VA、VB))、硬質塩化ビニル管(水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管(屋内)、水道用硬質塩化ビニル管(屋内))、銅管に関する配管工事費の計上方法は、表1-1-1に定める通りとする。</p> <p>↓ (改定後)</p> <p>(1) 鋼管(屋内)、銅管</p> <p>水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(PA、PB)、水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(VA、VB)、硬質塩化ビニル管(水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管、水道用硬質塩化ビニル管)、銅管に関する配管工事費の計上方法は、表2.1.1に定める通りとする。</p> <p>(1) ~ (9) まで同様</p>																																																		
	<p>(8) の計上方法に「水道配水用ポリエチレン管」を追加</p> <p>※継手の費用項目は、材・労とも設計数量に基づく</p>	<p>P43</p>	<p>・公共住宅建設工事共通仕様書に記載があり、住宅用途で採用実績があるため追加</p>																																																
	<p>(9) さや管ヘッダー工法</p> <p>表2.1.9において、10) の備考欄</p> <p>※ 設計数量 × 労務歩掛り → ※ 1) の 労務数量 × 労務歩掛り</p>	<p>P43</p>	<p>設計数量の計上対象が、「管」と「メカニカル継手」の2種類あるため、対象を特定できるよう文章を整理</p>																																																

2 排水・通気設備工事	(1) 鋼管（ねじ接合）、硬質塩化ビニル管（溶着接合） ・配管用炭素鋼管 → 配管用炭素鋼管（消火も同様） ・硬質塩化ビニル管 → 硬質ポリ塩化ビニル管	P44	JIS改訂による。
	・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管、排水用リサイクル硬質塩化ビニル管の追加	P44	記載漏れ
	・排水用耐火二層管の追加	P44	公共建築工事積算基準と整合
	(2) 鋼管（排水鋼管用可とう継手） 排水用タールエポキシ塗装鋼管 → 排水用ノントールエポキシ塗装鋼管		JIS改訂による
3 消火設備工事	消火用硬質塩化ビニルライニング鋼管 → 消火用硬質塩化ビニルライニング外面被覆鋼管	P45	公共住宅建設工事共通仕様書との整合
6 換気設備工事	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管の追加	P47	適用範囲の明確化、JIS改訂による対応
表2.1.18 割増率及び乗率表(1)	・フランジ付硬質ポリエチレン被覆ライニング鋼管（FPA）屋外埋設配管を適用外に ・フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管（FVA）（FVB）の屋内共用配管の割増率「10」「5」→「-」 ・同フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管（FVB）屋外埋設配管を適用外に ・銅管（屋内専用配管）の雑材料乗率 「-」→ 10% ・さや管ヘッダー工法 樹脂管（屋内専用配管）継手乗率 「-」→ 「積上げ」と明記	P48	誤記訂正
	・水道配水用ポリエチレン管（屋外埋設配管）の追加		追加
	・さや管ヘッダー工法の「同時施工」を追加（樹脂管の割増率10%、）		公共住宅建設工事共通仕様書に同時施工の記載があることから対応
表2.1.18 割増率及び乗率表(2)	・建物排水用リサイクル三層硬質塩化ビニル管（RF-VP）→リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)（排水通気設備、換気設備とも） ・排水用耐火二層管の割増率の追加	P50	JIS改訂による対応
	・消火用ポリエチレン外面被覆鋼管（STPB-PS） →同（STPG-PS） ・消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（PS） →同（VS） ・消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（STPB-PS） →同（STPG-VS）		誤記訂正
2節 塗装及び保温工事		P52	
2.2.1 塗装及び保温工事費の計上方法	設計数量×複合単価 とする (注) 表2-2-1配管類塗装工事複合単価内訳表、表2-2-4配管類保温工事複合単価内訳表、表2-2-7配管防食工事複合単価内訳表を参照。 ↓ (改定後) 塗装及び保温工事の計上方法は15節「塗装及び保温工事」による。	P52	文章の整理
5節 土工事		P52	
2.5.1 土工事費の計上方法	土工事費の計上方法は「公共住宅屋外整備工事積算基準」による。 ↓ (改定後) 土工事費の計上方法は「公共住宅建築工事積算基準」による。	P52	計上方法の整合（「その他」の率の整合）
6節 コンクリート工事		P52	
2.6.1 コンクリート工事費の計上方法	コンクリート工事費の計上方法は「公共住宅屋外整備工事積算基準」による。 ↓ (改定後) コンクリート工事費の計上方法は「公共住宅建築工事積算基準」による。	P52	同上
14節 配管工事		P56	
2.14.1 配管工事		P56	
1 給水設備工事	(6) 水道配水用ポリエチレン管を追加 (表2.14.9 水道配水用ポリエチレン管労務歩掛り表を追加)	P60	計上方法と整合
2 排水通気設備工事	(3) 排水用耐火二層管（溶着接合）の追加 (表2.14.16 排水用耐火二層管（溶着接合）労務歩掛り表の追加)	P63	公共建築工事積算基準と整合

	<p>表2. 14. 17 鋳鉄管（メカニカル接合（1種））労務歩掛り表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (A)</th> <th colspan="2">屋内共用配管</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>配管工 直管 (人/本)</th> <th>配管工 異形管 (人/個)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td>0.128</td> <td>0.102</td> <td rowspan="6">墨出し、接合、支持金物 取付け、小運搬及び満水 試験を含む。</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>0.166</td> <td>0.169</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.204</td> <td><u>0.222→0.223</u></td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>0.242</td> <td>0.348</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0.279</td> <td>0.440</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>0.354</td> <td><u>0.527→0.528</u></td> </tr> </tbody> </table>	呼び径 (A)	屋内共用配管		備 考	配管工 直管 (人/本)	配管工 異形管 (人/個)	50	0.128	0.102	墨出し、接合、支持金物 取付け、小運搬及び満水 試験を含む。	75	0.166	0.169	100	0.204	<u>0.222→0.223</u>	125	0.242	0.348	150	0.279	0.440	200	0.354	<u>0.527→0.528</u>	P64	歩掛り作成の際の 端数処理の見直し 屋内専用配管の歩 掛り×1/1.2(小 数点以下第4位を 四捨五入)
呼び径 (A)	屋内共用配管		備 考																									
	配管工 直管 (人/本)	配管工 異形管 (人/個)																										
50	0.128	0.102	墨出し、接合、支持金物 取付け、小運搬及び満水 試験を含む。																									
75	0.166	0.169																										
100	0.204	<u>0.222→0.223</u>																										
125	0.242	0.348																										
150	0.279	0.440																										
200	0.354	<u>0.527→0.528</u>																										
	<p>表2. 14. 18 鋳鉄管（ゴムリング接合）労務歩掛り表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (A)</th> <th colspan="2">屋内共用配管</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>配管工 直管 (人/本)</th> <th>配管工 異形管 (人/個)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td><u>0.102→0.103</u></td> <td>0.081</td> <td rowspan="6">墨出し、接合、支持金物取 付け、小運搬及び満水試験 を含む。</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td><u>0.132→0.133</u></td> <td>0.135</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td><u>0.162→0.163</u></td> <td><u>0.177→0.178</u></td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>0.193</td> <td>0.278</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0.223</td> <td>0.352</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td><u>0.282→0.283</u></td> <td><u>0.421→0.422</u></td> </tr> </tbody> </table>	呼び径 (A)	屋内共用配管		備 考	配管工 直管 (人/本)	配管工 異形管 (人/個)	50	<u>0.102→0.103</u>	0.081	墨出し、接合、支持金物取 付け、小運搬及び満水試験 を含む。	75	<u>0.132→0.133</u>	0.135	100	<u>0.162→0.163</u>	<u>0.177→0.178</u>	125	0.193	0.278	150	0.223	0.352	200	<u>0.282→0.283</u>	<u>0.421→0.422</u>	P64	同上
呼び径 (A)	屋内共用配管		備 考																									
	配管工 直管 (人/本)	配管工 異形管 (人/個)																										
50	<u>0.102→0.103</u>	0.081	墨出し、接合、支持金物取 付け、小運搬及び満水試験 を含む。																									
75	<u>0.132→0.133</u>	0.135																										
100	<u>0.162→0.163</u>	<u>0.177→0.178</u>																										
125	0.193	0.278																										
150	0.223	0.352																										
200	<u>0.282→0.283</u>	<u>0.421→0.422</u>																										
	<p>表2. 14. 19 鋳鉄管（差込形RJ管）労務歩掛り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (A)</th> <th colspan="2">屋内共用配管</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>配管工 直管 (人/本)</th> <th>配管工 異形管 (人/個)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75</td> <td>0.123</td> <td>0.126</td> <td rowspan="3">墨出し、接合、支持金物取 付け、小運搬及び満水試験 を含む。</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.151</td> <td><u>0.165→0.166</u></td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>0.179</td> <td>0.261</td> </tr> </tbody> </table>	呼び径 (A)	屋内共用配管		備 考	配管工 直管 (人/本)	配管工 異形管 (人/個)	75	0.123	0.126	墨出し、接合、支持金物取 付け、小運搬及び満水試験 を含む。	100	0.151	<u>0.165→0.166</u>	125	0.179	0.261	P64	同上									
呼び径 (A)	屋内共用配管		備 考																									
	配管工 直管 (人/本)	配管工 異形管 (人/個)																										
75	0.123	0.126	墨出し、接合、支持金物取 付け、小運搬及び満水試験 を含む。																									
100	0.151	<u>0.165→0.166</u>																										
125	0.179	0.261																										
4 暖冷房設 備工事	<p>表2. 14. 19 冷媒用被覆銅管労務歩掛り表 呼び径(A) 6.4×9.5 屋内配管(配管工 人/m) 0.070 の追加</p>	P67	住宅の暖冷房設備 に一般的なルーム エアコンディショナ ーの積算に用いる ため																									

<p>6 換気設備 工事</p>	<p>(1) 表2. 14. 25 硬質塩化ビニル管等 労務歩掛り表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">呼び径 (A)</th> <th colspan="2">屋内配管</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>配管工 (人/m)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">硬質塩化ビニル管 (VP) 換気用耐火二層管</td> <td>100</td> <td>0.294</td> <td></td> <td rowspan="3">墨出し、接合、支持 金物取付け及び小運 搬を含む。</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>0.361</td> <td></td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0.427</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硬質塩化ビニル管VM規格 (2管路管) 換気用耐火二層管VM規格 (2管路管)</td> <td>125</td> <td>0.331</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">呼び径 (A)</th> <th colspan="2">屋内配管</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>配管工 (人/m)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">硬質塩化ビニル管 (VP) リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡 三層管</td> <td>100</td> <td>0.294</td> <td></td> <td rowspan="3">墨出し、接合、支持 金物取付け及び小 運搬を含む。</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>0.361</td> <td></td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0.427</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">換気用耐火二層管</td> <td><u>100</u></td> <td><u>0.341</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>125</u></td> <td><u>0.418</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>150</u></td> <td><u>0.495</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>硬質塩化ビニル管VM規格 (2管路管) 換気用耐火二層管VM規格 (2管路管)</td> <td>125</td> <td>0.331</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	呼び径 (A)	屋内配管		備 考	配管工 (人/m)		硬質塩化ビニル管 (VP) 換気用耐火二層管	100	0.294		墨出し、接合、支持 金物取付け及び小運 搬を含む。	125	0.361		150	0.427		硬質塩化ビニル管VM規格 (2管路管) 換気用耐火二層管VM規格 (2管路管)	125	0.331			名 称	呼び径 (A)	屋内配管		備 考	配管工 (人/m)		硬質塩化ビニル管 (VP) リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡 三層管	100	0.294		墨出し、接合、支持 金物取付け及び小 運搬を含む。	125	0.361		150	0.427		換気用耐火二層管	<u>100</u>	<u>0.341</u>			<u>125</u>	<u>0.418</u>			<u>150</u>	<u>0.495</u>			硬質塩化ビニル管VM規格 (2管路管) 換気用耐火二層管VM規格 (2管路管)	125	0.331			<p>P68</p>	<p>換気用耐火二層管 の歩掛りを、公共建 築工事積算基準の 歩掛り(排水用耐火 二層管・新規)を準 用し、改訂</p>
名 称	呼び径 (A)			屋内配管			備 考																																																							
		配管工 (人/m)																																																												
硬質塩化ビニル管 (VP) 換気用耐火二層管	100	0.294		墨出し、接合、支持 金物取付け及び小運 搬を含む。																																																										
	125	0.361																																																												
	150	0.427																																																												
硬質塩化ビニル管VM規格 (2管路管) 換気用耐火二層管VM規格 (2管路管)	125	0.331																																																												
名 称	呼び径 (A)	屋内配管		備 考																																																										
		配管工 (人/m)																																																												
硬質塩化ビニル管 (VP) リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡 三層管	100	0.294		墨出し、接合、支持 金物取付け及び小 運搬を含む。																																																										
	125	0.361																																																												
	150	0.427																																																												
換気用耐火二層管	<u>100</u>	<u>0.341</u>																																																												
	<u>125</u>	<u>0.418</u>																																																												
	<u>150</u>	<u>0.495</u>																																																												
硬質塩化ビニル管VM規格 (2管路管) 換気用耐火二層管VM規格 (2管路管)	125	0.331																																																												
<p>15節 塗装及び保温工事</p> <p>2.15.2 保温 工事</p>	<p>表を以下の4つに分割</p> <p>イ. <u>ポリスチレンフォーム</u></p> <p>ロ. <u>ポリエチレンフォーム</u></p> <p>ハ. <u>ロックウール</u></p> <p>ニ. <u>グラスウール</u></p> <p>⇒【改訂箇所は別紙参照】</p>	<p>P76～</p>																																																												
	<p>(2) ダクト類</p> <p>表2-2-5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工場所</th> <th rowspan="2">細目</th> <th rowspan="2">保 温 厚 mm</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="7">材 料</th> </tr> <tr> <th>ロック ウール 保温帯 ㎡</th> <th>アルミ ガラス クロス 化粧保 温帯 ㎡</th> <th>アルミ ガラス クロス ㎡</th> <th>アルミ ガラス クロス 粘着テ ープ65 巾 ㎡</th> <th>き っ 金網 (鉄) m</th> <th>雑材 料</th> <th>保温工 人</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排 気 筒</td> <td>屋内 隠ぺ い</td> <td>50</td> <td>㎡</td> <td>1.45</td> <td></td> <td>1.64</td> <td></td> <td>1.70</td> <td>〃</td> <td>0.220</td> <td>一 式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 雑材料は、材料費×0.1とする</p> <p style="text-align: center;">↓ (改定後)</p> <p>表2. 15. 5 ダクト類保温工事標準歩掛り表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工場所</th> <th rowspan="2">細目</th> <th rowspan="2">保 温 厚 mm</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="7">材 料</th> </tr> <tr> <th>ロック ウール 保温帯 (㎡)</th> <th>アルミ ガラス クロス (㎡)</th> <th>き っ 金網 (鉄) (m)</th> <th>雑材料</th> <th>保温工 (人)</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排 気 筒</td> <td>屋内 隠ぺ い</td> <td>50</td> <td>㎡</td> <td>1.45</td> <td>1.64</td> <td>1.70</td> <td><u>一式(材 料費× 0.1)</u></td> <td>0.220</td> <td>一 式</td> </tr> </tbody> </table>	施工場所	細目	保 温 厚 mm	単 位	材 料							ロック ウール 保温帯 ㎡	アルミ ガラス クロス 化粧保 温帯 ㎡	アルミ ガラス クロス ㎡	アルミ ガラス クロス 粘着テ ープ65 巾 ㎡	き っ 金網 (鉄) m	雑材 料	保温工 人	そ の 他	排 気 筒	屋内 隠ぺ い	50	㎡	1.45		1.64		1.70	〃	0.220	一 式	施工場所	細目	保 温 厚 mm	単 位	材 料							ロック ウール 保温帯 (㎡)	アルミ ガラス クロス (㎡)	き っ 金網 (鉄) (m)	雑材料	保温工 (人)	そ の 他	排 気 筒	屋内 隠ぺ い	50	㎡	1.45	1.64	1.70	<u>一式(材 料費× 0.1)</u>	0.220	一 式	<p>P84</p>	<p>表の整理</p>	
施工場所	細目					保 温 厚 mm	単 位	材 料																																																						
		ロック ウール 保温帯 ㎡	アルミ ガラス クロス 化粧保 温帯 ㎡	アルミ ガラス クロス ㎡	アルミ ガラス クロス 粘着テ ープ65 巾 ㎡			き っ 金網 (鉄) m	雑材 料	保温工 人	そ の 他																																																			
排 気 筒	屋内 隠ぺ い	50	㎡	1.45		1.64		1.70	〃	0.220	一 式																																																			
施工場所	細目	保 温 厚 mm	単 位	材 料																																																										
				ロック ウール 保温帯 (㎡)	アルミ ガラス クロス (㎡)	き っ 金網 (鉄) (m)	雑材料	保温工 (人)	そ の 他																																																					
排 気 筒	屋内 隠ぺ い	50	㎡	1.45	1.64	1.70	<u>一式(材 料費× 0.1)</u>	0.220	一 式																																																					

	<p>表2. 15. 6 ガラスマット断熱材標準歩掛り表の新規追加</p>	P84	台所排気ダクト用の防火材として追加																																																																																																						
	<p>表2-2-6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">細目</th> <th rowspan="2">保温厚 mm</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="4">材</th> <th colspan="4">料</th> </tr> <tr> <th>鋳 (38L) 本</th> <th>保温板 ㎡</th> <th>アスファルトルーフィング ㎡</th> <th>アルミニウム板 (0.8mm) ㎡</th> <th>雑材料</th> <th>保温工 人</th> <th>ダクト工 人</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鋼板製水槽</td> <td>ロックウール</td> <td>25</td> <td>㎡</td> <td>15</td> <td>1.3</td> <td>1.45</td> <td>1.9</td> <td>二式</td> <td>0.17</td> <td><u>0.45</u></td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>グラスウール</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>15</td> <td>1.3</td> <td>1.45</td> <td>1.9</td> <td>〃</td> <td>0.15</td> <td><u>0.45</u></td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓ (改定後)</p> <p>表2. 15. 7 機器類保温工事標準歩掛り表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">細目</th> <th rowspan="2">保温厚 mm</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="4">材</th> <th colspan="4">料</th> </tr> <tr> <th>鋳 (38L) (本)</th> <th>保温板 (㎡)</th> <th>ポリエチレンフィルム 1.35m幅 (㎡)</th> <th>外装材 (㎡)</th> <th>雑材料</th> <th>保温工 (人)</th> <th colspan="2">ダクト工</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>アルミニウム板 (0.8mm) (人)</td> <td>ステンレス鋼板 (0.3mm) (人)</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鋼板製水槽</td> <td>ロックウール</td> <td>25</td> <td>㎡</td> <td>15</td> <td>1.3</td> <td>1.45</td> <td>1.9</td> <td>一式 (材料費×0.1)</td> <td>0.17</td> <td>0.45</td> <td><u>0.64</u></td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>グラスウール</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>15</td> <td>1.3</td> <td>1.45</td> <td>1.9</td> <td>〃</td> <td>0.15</td> <td>0.45</td> <td><u>0.64</u></td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	区分	細目	保温厚 mm	単位	材				料				鋳 (38L) 本	保温板 ㎡	アスファルトルーフィング ㎡	アルミニウム板 (0.8mm) ㎡	雑材料	保温工 人	ダクト工 人	その他	鋼板製水槽	ロックウール	25	㎡	15	1.3	1.45	1.9	二式	0.17	<u>0.45</u>	一式	グラスウール	〃	〃	15	1.3	1.45	1.9	〃	0.15	<u>0.45</u>	〃	区分	細目	保温厚 mm	単位	材				料				鋳 (38L) (本)	保温板 (㎡)	ポリエチレンフィルム 1.35m幅 (㎡)	外装材 (㎡)	雑材料	保温工 (人)	ダクト工		その他											アルミニウム板 (0.8mm) (人)	ステンレス鋼板 (0.3mm) (人)		鋼板製水槽	ロックウール	25	㎡	15	1.3	1.45	1.9	一式 (材料費×0.1)	0.17	0.45	<u>0.64</u>	一式	グラスウール	〃	〃	15	1.3	1.45	1.9	〃	0.15	0.45	<u>0.64</u>	〃	P85	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築工事積算基準と整合 文章の整理
区分	細目					保温厚 mm	単位	材				料																																																																																													
		鋳 (38L) 本	保温板 ㎡	アスファルトルーフィング ㎡	アルミニウム板 (0.8mm) ㎡			雑材料	保温工 人	ダクト工 人	その他																																																																																														
鋼板製水槽	ロックウール	25	㎡	15	1.3	1.45	1.9	二式	0.17	<u>0.45</u>	一式																																																																																														
	グラスウール	〃	〃	15	1.3	1.45	1.9	〃	0.15	<u>0.45</u>	〃																																																																																														
区分	細目	保温厚 mm	単位	材				料																																																																																																	
				鋳 (38L) (本)	保温板 (㎡)	ポリエチレンフィルム 1.35m幅 (㎡)	外装材 (㎡)	雑材料	保温工 (人)	ダクト工		その他																																																																																													
										アルミニウム板 (0.8mm) (人)	ステンレス鋼板 (0.3mm) (人)																																																																																														
鋼板製水槽	ロックウール	25	㎡	15	1.3	1.45	1.9	一式 (材料費×0.1)	0.17	0.45	<u>0.64</u>	一式																																																																																													
	グラスウール	〃	〃	15	1.3	1.45	1.9	〃	0.15	0.45	<u>0.64</u>	〃																																																																																													
2.15.3 防錆工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ペトロタム等 →ペトロラタム ・土中埋設 →地中埋設 ・铸铁管用ポリエチレンスリーブに「その他」追加 	P87	誤記訂正																																																																																																						
	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックテープ →防食テープ (プラスチックテープ) 		仕様書と整合																																																																																																						
17節 機器搬入	<p>表2. 17. 1 機器搬入標準歩掛り表</p>	P89	公共建築工事積算基準との整合																																																																																																						
2.17.1 適用条件及び留意事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>単位</th> <th>機械器具</th> <th>規格寸法等</th> <th>単位</th> <th>所 要 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">機器搬入費</td> <td rowspan="8">t</td> <td>トラッククレーン賃料</td> <td>16t</td> <td>台</td> <td>0.347</td> </tr> <tr> <td>油圧ジャッキ損料</td> <td>20t</td> <td>台</td> <td>1.736</td> </tr> <tr> <td>コロ材料単価</td> <td>SG P100A×2m</td> <td>m</td> <td><u>8.119</u>×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>道板材料単価</td> <td>松 4m×3.6cm×15cm</td> <td>m³</td> <td><u>0.198</u>×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>とび工</td> <td>人</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td>運搬費</td> <td>油圧ジャッキ、コロ及び道板</td> <td></td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	細目	単位	機械器具	規格寸法等	単位	所 要 量	機器搬入費	t	トラッククレーン賃料	16t	台	0.347	油圧ジャッキ損料	20t	台	1.736	コロ材料単価	SG P100A×2m	m	<u>8.119</u> ×10 ⁻³	道板材料単価	松 4m×3.6cm×15cm	m ³	<u>0.198</u> ×10 ⁻³	労務費	とび工	人	1.33	運搬費	油圧ジャッキ、コロ及び道板		1式	その他			1式	P89	公共建築工事積算基準との整合																																																																		
細目	単位	機械器具	規格寸法等	単位	所 要 量																																																																																																				
機器搬入費	t	トラッククレーン賃料	16t	台	0.347																																																																																																				
		油圧ジャッキ損料	20t	台	1.736																																																																																																				
		コロ材料単価	SG P100A×2m	m	<u>8.119</u> ×10 ⁻³																																																																																																				
		道板材料単価	松 4m×3.6cm×15cm	m ³	<u>0.198</u> ×10 ⁻³																																																																																																				
		労務費	とび工	人	1.33																																																																																																				
		運搬費	油圧ジャッキ、コロ及び道板		1式																																																																																																				
		その他			1式																																																																																																				
		18節 土工事	<p>その他は「屋外整備工事基準」による。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>その他は「公共住宅建築工事積算基準」による。</p>	P89	計上方法の改訂内容と整合																																																																																																				
19節 コンクリート工事	<p>コンクリート工事は、「公共住宅建築工事積算基準」による。</p>	P89	労務歩掛りの扱いを明記																																																																																																						
21節 給水設備工事																																																																																																									

<p>2.21.1 給水 設備工事</p>	<p>(1) 水栓類 表2. 21. 1 水栓類労務歩掛り表</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道メータボックス及び弁ボックスの備考欄「<u>铸铁製</u>」の削除 メータバイパスユニットの歩掛り変更 <table border="1" data-bbox="343 257 1045 403"> <tr> <td>メータバイパスユニット</td> <td>組</td> <td><u>0.23</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">↓ (改定後)</td> </tr> <tr> <td>メータ バイパスユニット</td> <td>組</td> <td><u>0.63</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃</td> <td><u>0.70</u></td> </tr> </table> <p>・メーターユニットの歩掛り新規追加</p> <table border="1" data-bbox="343 470 1045 593"> <tr> <td rowspan="3"><u>メータユニット</u></td> <td><u>13 mm</u></td> <td>組</td> <td><u>0.07</u></td> </tr> <tr> <td><u>20 mm</u></td> <td>〃</td> <td><u>0.08</u></td> </tr> <tr> <td><u>25 mm</u></td> <td>〃</td> <td><u>0.09</u></td> </tr> </table>	メータバイパスユニット	組	<u>0.23</u>	↓ (改定後)			メータ バイパスユニット	組	<u>0.63</u>		〃	<u>0.70</u>	<u>メータユニット</u>	<u>13 mm</u>	組	<u>0.07</u>	<u>20 mm</u>	〃	<u>0.08</u>	<u>25 mm</u>	〃	<u>0.09</u>	<p>P91</p>	<p>実態を考慮し歩掛りを修正</p>																																																														
メータバイパスユニット	組	<u>0.23</u>																																																																																					
↓ (改定後)																																																																																							
メータ バイパスユニット	組	<u>0.63</u>																																																																																					
	〃	<u>0.70</u>																																																																																					
<u>メータユニット</u>	<u>13 mm</u>	組	<u>0.07</u>																																																																																				
	<u>20 mm</u>	〃	<u>0.08</u>																																																																																				
	<u>25 mm</u>	〃	<u>0.09</u>																																																																																				
<p>23 節 給湯 設備工事</p>	<p>(2) 水道用仕切り弁 表2. 21. 2 水道用仕切り弁労務歩掛り表 バタフライ弁は、50%の値とする。→バタフライ弁及び<u>合成樹脂製</u>は、50%の値とする。</p>	<p>P93</p>	<p>合成樹脂製の扱いを追加</p>																																																																																				
<p>2.23.1 給湯 設備</p>	<p>(1) 瞬間湯沸器 表2. 23. 1 瞬間湯沸器労務歩掛り表</p> <table border="1" data-bbox="343 772 1189 1120"> <thead> <tr> <th rowspan="2">能 力</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>瞬間湯沸器</th> <th>瞬間湯沸器バランス形</th> </tr> <tr> <th>配管工 (人/台)</th> <th>配管工 (人/台)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4号</td><td>台</td><td>0.75</td><td>〃</td></tr> <tr><td>5号</td><td>〃</td><td>0.83</td><td>〃</td></tr> <tr><td>6号</td><td>〃</td><td>0.88</td><td>〃</td></tr> <tr><td>7号</td><td>〃</td><td>1.07</td><td><u>1.32</u></td></tr> <tr><td>9号</td><td>〃</td><td>1.22</td><td><u>1.52</u></td></tr> <tr><td>13号</td><td>〃</td><td>1.50</td><td><u>1.80</u></td></tr> <tr><td>16号</td><td>〃</td><td>1.78</td><td><u>2.10</u></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="343 1153 1189 1680"> <thead> <tr> <th rowspan="2">能 力</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>瞬間湯沸器 (給湯専用壁掛型)</th> <th>瞬間湯沸器 (追焚付壁掛型)</th> <th rowspan="2">その他</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>配管工 (人)</th> <th>配管工 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4号</td><td>台</td><td>0.75</td><td>〃</td><td rowspan="10" style="text-align: center;">一式</td><td rowspan="10"></td></tr> <tr><td>5号</td><td>〃</td><td>0.83</td><td>〃</td></tr> <tr><td>6号</td><td>〃</td><td>0.88</td><td>〃</td></tr> <tr><td>7号</td><td>〃</td><td>1.07</td><td>〃</td></tr> <tr><td>9号</td><td>〃</td><td>1.22</td><td>〃</td></tr> <tr><td>13号</td><td>〃</td><td>1.50</td><td>〃</td></tr> <tr><td>16号</td><td>〃</td><td>1.78</td><td><u>2.11</u></td></tr> <tr><td><u>20号</u></td><td><u>〃</u></td><td><u>2.12</u></td><td><u>2.51</u></td></tr> <tr><td><u>24号</u></td><td><u>〃</u></td><td><u>2.47</u></td><td><u>2.92</u></td></tr> <tr><td><u>30号</u></td><td><u>〃</u></td><td><u>2.98</u></td><td><u>3.52</u></td></tr> </tbody> </table>	能 力	単位	瞬間湯沸器	瞬間湯沸器バランス形	配管工 (人/台)	配管工 (人/台)	4号	台	0.75	〃	5号	〃	0.83	〃	6号	〃	0.88	〃	7号	〃	1.07	<u>1.32</u>	9号	〃	1.22	<u>1.52</u>	13号	〃	1.50	<u>1.80</u>	16号	〃	1.78	<u>2.10</u>	能 力	単位	瞬間湯沸器 (給湯専用壁掛型)	瞬間湯沸器 (追焚付壁掛型)	その他	備考	配管工 (人)	配管工 (人)	4号	台	0.75	〃	一式		5号	〃	0.83	〃	6号	〃	0.88	〃	7号	〃	1.07	〃	9号	〃	1.22	〃	13号	〃	1.50	〃	16号	〃	1.78	<u>2.11</u>	<u>20号</u>	<u>〃</u>	<u>2.12</u>	<u>2.51</u>	<u>24号</u>	<u>〃</u>	<u>2.47</u>	<u>2.92</u>	<u>30号</u>	<u>〃</u>	<u>2.98</u>	<u>3.52</u>	<p>P98</p>	<p>・瞬間湯沸器バランス形の削除 ・瞬間湯沸器(追焚付壁掛型)の新規追加 ・瞬間湯沸器の20号から30号までの新規追加</p>
能 力	単位			瞬間湯沸器	瞬間湯沸器バランス形																																																																																		
		配管工 (人/台)	配管工 (人/台)																																																																																				
4号	台	0.75	〃																																																																																				
5号	〃	0.83	〃																																																																																				
6号	〃	0.88	〃																																																																																				
7号	〃	1.07	<u>1.32</u>																																																																																				
9号	〃	1.22	<u>1.52</u>																																																																																				
13号	〃	1.50	<u>1.80</u>																																																																																				
16号	〃	1.78	<u>2.10</u>																																																																																				
能 力	単位	瞬間湯沸器 (給湯専用壁掛型)	瞬間湯沸器 (追焚付壁掛型)	その他	備考																																																																																		
		配管工 (人)	配管工 (人)																																																																																				
4号	台	0.75	〃	一式																																																																																			
5号	〃	0.83	〃																																																																																				
6号	〃	0.88	〃																																																																																				
7号	〃	1.07	〃																																																																																				
9号	〃	1.22	〃																																																																																				
13号	〃	1.50	〃																																																																																				
16号	〃	1.78	<u>2.11</u>																																																																																				
<u>20号</u>	<u>〃</u>	<u>2.12</u>	<u>2.51</u>																																																																																				
<u>24号</u>	<u>〃</u>	<u>2.47</u>	<u>2.92</u>																																																																																				
<u>30号</u>	<u>〃</u>	<u>2.98</u>	<u>3.52</u>																																																																																				
<p>24 節 消火設備工事</p>	<p>(3) 浴槽(据置形) 表2. 23. 3 浴槽労務歩掛り表 ステンレス製 <u>1,000</u> → <u>1,000~1,200</u></p>	<p>P98</p>																																																																																					
<p>2.24.1 消火 設備</p>	<p>スプリンクラー設備を参考歩掛りへ移動</p>	<p>P99</p>	<p>公共建築工事積算基準との整合</p>																																																																																				
<p>25 節 暖冷房設備工事</p>	<p>泡消火設備を参考歩掛りへ移動</p>	<p>P99</p>	<p>公共建築工事積算基準との整合</p>																																																																																				

2.25.1 暖冷房設備	(1) 換気扇類 <u>ルームエアコン及び空気熱源ヒートポンプパッケージ歩掛り表に注を追加</u> <u>(注) 摘要欄は、JIS 標準条件(JIS B 8616)による定格冷房能力を示す。</u>	P 101、102	摘要能力の明記(公共建築工事積算基準との整合)
26 節 換気設備工事			
2.26.1 換気設備	(3) <u>ベントキャップ類</u> <u>ベントキャップの取付費は、市場単価による。</u> <u>パイプフードの取付費は、市場単価のベントキャップによる。</u> <u>点検口・排気フード・グリスフィルターの労務歩掛り削除</u>	P103 P 102 ～	旧表2-12-3の注釈から項目を新設 ・点検口(ダクト用)は角ダクトに取り付けるものであり削除 ・排気フード、グリスフィルターは厨房用途が主であるため削除

機械編 4編 機械設備工事内訳書標準書式

項目	改訂事項	ページ	改訂根拠 (理由)
1 章 内訳書標準書式		P106	
1.1.1 一般事項 ～1.4.1 書式	構成及び文章変更	P106	「公共建築工事内訳書標準書式」に整合
標準書式	表 4.1～表 4.3 内訳書書式修正	P107 ～ P115	

機械編 5編 機械設備工事参考資料

項目	改訂事項	ページ	改訂根拠 (理由)
1 章 参考歩掛り		P117	
1 節 衛生器具設備工事			
	(1) 大便器 (2) 小便器類 (3) 洗面器・手洗器類 (4) 流し類 の各表	P 117、118	型式を明確にするため、公共建築工事積算基準の記号を追記
3 節 換気設備工事			
	(2) <u>ダンパー</u> 細目追加 <u>防火ダンパー (FD)</u> ↓ (改定後) <u>防火ダンパー (FD)、風量調節・防火ダンパー (FVD)、防煙ダンパー (SD)、防火防煙ダンパー (SFD)、ピストンダンパー (PD)</u>	P119	細目の型式を追記(公共建築工事積算基準と整合)

4節 保温工事			表の整理										P120	表の整理(公共建築工事積算基準と整合)
区分	施工場所	細目	保温厚 mm	単位	材 料							保温工 人	その他	
					ロックウール 保温帯	ロックウール 保温帯	アルミガラス クロス化粧保 温帯	アルミガラス クロス	アルミガラス クロス	アルミガラス クロス	アルミガラス クロス			アルミガラス クロス
一般ダクト	スパイラル	屋内隠へい、ダクト、 シャフト内	25	m ²		1.45			4.45			一式	0.141	一式
排煙ダクト	円形	屋内隠へい	25	〃		1.45			4.45	1.65	〃	0.153	〃	
↓ (改定後)														
区分	施工場所	細目	保温厚 (mm)	単位	材 料							保温工 (人)	その他	
					アルミガラス クロス 化粧保温帯	アルミガラス クロス	アルミガラス クロス	アルミガラス クロス	アルミガラス クロス	アルミガラス クロス	アルミガラス クロス			きつ甲金網 (鉄)
一般ダクト	スパイラル	屋内隠へい、ダク トシャフト内	25	m ²	1.45	4.45	二	一式	0.141	一式				
排煙ダクト	円形	屋内隠へい	25	〃	1.45	4.45	1.65	〃	0.153	〃				
5節 消火設備工事														
(1) スプリンクラー設備歩掛り表 3編より参考資料に移動													P120	項目の移動(公共建築工事積算基準に整合)
(2) 泡消火設備歩掛り表 3編より参考資料に移動													P121	項目の移動

表 2. 15. 4 配管類保温工事標準歩掛り表

イ. ポリスチレンフォーム

区分	保温種別	単位	名称	単位	呼 び 径													
					15A	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300
給水管・排水管	ポリスチレンフォーム a 屋内露出	m	ポリスチレンフォーム 保温筒	m	(20厚) 1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	(30厚) 1.03	1.03	1.03
			粘着テープ	m	3.5	3.6	3.7	3.9	4.0	4.2	4.5	4.7	5.1	5.6	6.1	7.4	8.3	9.2
			綿布	m	(75幅) 4.3	4.7	(100幅) 3.6	4.0	4.3	4.9	(125幅) 4.3	4.8	(150幅) 5.7	5.4	6.1	8.3	9.8	11.4
			保温工	人	0.067	0.070	0.078	0.082	0.089	0.098	0.105	0.116	0.148	0.175	0.199	0.270	0.356	0.456
			雑材料	一式 (材料費×0.05)														
			その他	一式														
			ポリスチレンフォーム b 屋内隠ぺい (PS内、 メーター室内等)	m	ポリスチレンフォーム 保温筒	m	(20厚) 1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	(30厚) 1.03
	粘着テープ	m	3.5		3.6	3.7	3.9	4.0	4.2	4.5	4.7	5.1	5.6	6.1	7.4	8.3	9.2	
	アルミガラス クロス	m	(75幅) 4.3		4.7	(100幅) 3.6	4.0	4.3	4.9	(125幅) 4.3	4.8	(150幅) 5.7	5.4	6.1	8.3	9.8	11.4	
	保温工	人	0.060		0.063	0.070	0.074	0.080	0.088	0.094	0.104	0.133	0.157	0.179	0.243	0.320	0.410	
	雑材料	一式 (材料費×0.05)																
	その他	一式																
	ポリスチレンフォーム c 床下及び暗渠内	m	ポリスチレンフォーム 保温筒		m	(20厚) 1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	(30厚) 1.03	1.03
	粘着テープ		m	3.5	3.6	3.7	3.9	4.0	4.2	4.5	4.7	5.1	5.6	6.1	7.4	8.3	9.2	
	ポリエチレンフィルム		m	(100幅) 5.1	5.4	6.0	6.6	7.0	7.9	(125幅) 7.2	8.0	9.4	(150幅) 9.1	10.3	(200幅) 10.3	(250幅) 12.2	11.2	
	着色アルミガラスクロス		m	(75幅) 4.3	4.7	(100幅) 3.6	4.0	4.3	4.9	(125幅) 4.3	4.8	(150幅) 5.7	5.4	6.1	8.3	9.8	11.4	
	保温工		人	0.078	0.081	0.090	0.095	0.103	0.113	0.122	0.135	0.172	0.201	0.231	0.313	0.412	0.528	
	雑材料		一式 (材料費×0.05)															
	その他		一式															
	ポリスチレンフォーム d1、3 屋外露出及び浴室、 厨房などの多湿箇所 (パルコニー・開放廊下を 含む)	m	ポリスチレンフォーム 保温筒	m	(20厚) 1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	(30厚) 1.03	1.03	1.03
	粘着テープ		m	3.5	3.6	3.7	3.9	4.0	4.2	4.5	4.7	5.1	5.6	6.1	7.4	8.3	9.2	
	ポリエチレンフィルム		m	(100幅) 5.1	5.4	6.0	6.6	7.0	7.9	(125幅) 7.2	8.0	9.4	(150幅) 9.1	10.3	(200幅) 10.3	(250幅) 12.2	11.2	
	カラー亜鉛鉄板 (溶融アルミカム亜鉛鉄板)		m ²	(0.27mm) 0.34	0.36	0.39	0.42	0.44	0.49	0.55	0.60	0.71	0.81	0.91	(0.35mm) 1.19	1.40	1.60	
	保温工		人	0.056	0.058	0.064	0.068	0.073	0.080	0.087	0.096	0.122	0.145	0.164	0.223	0.294	0.376	
ダクト工	人		0.068	0.073	0.078	0.085	0.089	0.099	0.111	0.121	0.143	0.163	0.184	0.240	0.283	0.322		
雑材料	一式 (材料費×0.05)																	
その他	一式																	
ポリスチレンフォーム d2 屋外露出及び浴室、 厨房などの多湿箇所 (パルコニー・開放廊下を 含む)	m	ポリスチレンフォーム 保温筒	m	(20厚) 1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	(30厚) 1.03	1.03	1.03	
粘着テープ		m	3.5	3.6	3.7	3.9	4.0	4.2	4.5	4.7	5.1	5.6	6.1	7.4	8.3	9.2		
ポリエチレンフィルム		m	(100幅) 5.1	5.4	6.0	6.6	7.0	7.9	(125幅) 7.2	8.0	9.4	(150幅) 9.1	10.3	(200幅) 10.3	(250幅) 12.2	11.2		
ステンレス鋼板		m ²	(0.2mm) 0.34	0.36	0.39	0.42	0.44	0.49	0.55	0.60	0.71	0.81	0.91	1.19	1.40	1.60		
保温工		人	0.043	0.045	0.049	0.053	0.057	0.062	0.067	0.074	0.094	0.111	0.127	0.173	0.230	0.297		
ダクト工		人	0.093	0.099	0.106	0.115	0.121	0.135	0.151	0.165	0.195	0.222	0.250	0.327	0.385	0.439		
雑材料		一式 (材料費×0.05)																
その他	一式																	

表2. 15. 4② 配管類保温工事標準歩掛り表

ロ. ポリエチレンフォーム

区分	保温 種別	単位	名称	単位	呼 び 径										
					15A	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150
給水管・ 排水管	ポリエチレン フォーム b 屋内隠ぺい <u>(PS内、 メーター室内 等)</u>	m	ポリエチレンフォーム	m											
			保温筒 (厚10・15)	m	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03
			保温工	人	0.028	0.029	0.032	0.034	0.037	0.041	0.044	0.048	0.065	0.077	0.088
			雑材料		一式 (材料費×0.05)										
			その他		一式										

表2. 15. 4③ 配管類保温工事標準歩掛り表

ハ. ロックウール

区分	保温種別	単位	名称	単位	呼 び 径														
					15A	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300	
	ロックウール a 屋内露出	m	ロックウール保温筒	m	(20厚) 1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	(25) 1.05	1.05	1.05	(40) 1.05	1.05	1.05
			原紙	m	0.23	0.25	0.27	0.31	0.33	0.37	0.43	0.48	0.61	0.71	0.81	1.11	1.30	1.50	
			綿布	m	(75幅) 4.3	4.7	3.6	4.0	4.3	4.9	4.3	4.8	(125幅) 4.9	(125幅) 5.7	6.4	8.9	10.4	12.0	
			保温工	人	0.058	0.061	0.068	0.071	0.077	0.085	0.091	0.1000	0.135	0.160	0.182	0.259	0.321	0.400	
			雑材料	一式 (材料費×0.05)															
			その他	一式															
	ロックウール b 屋内隠ぺい (PS内、 メーター室内等)	m	ロックウール保温筒	m	(20厚) 1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	(25) 1.05	1.05	1.05	(40) 1.05	1.05	1.05
			原紙	m	<u>0.23</u>	<u>0.25</u>	<u>0.27</u>	<u>0.31</u>	<u>0.33</u>	<u>0.37</u>	<u>0.43</u>	<u>0.48</u>	<u>0.61</u>	<u>0.71</u>	<u>0.81</u>	<u>1.11</u>	<u>1.30</u>	<u>1.50</u>	
			アルミガラスクロス	m	(75幅) 4.3	4.7	(100幅) 3.6	4.0	4.3	4.9	4.3	4.8	(125幅) 4.9	(150幅) 5.7	6.4	8.9	10.4	12.0	
			保温工	人	0.075	0.078	0.085	0.088	0.095	0.104	0.112	0.123	0.164	0.192	0.219	0.316	0.386	0.470	
			雑材料	一式 (材料費×0.05)															
			その他	一式															
給水管・ 排水管・ 給湯管	ロックウール b 屋内隠ぺい (PS内、 メーター室内等)	m	ロックウール保温筒	m	(20厚) <u>1.05</u>	<u>1.05</u>	<u>1.05</u>	<u>1.05</u>	<u>1.05</u>	<u>1.05</u>	<u>1.05</u>	<u>1.05</u>	<u>1.05</u>	(25) <u>1.05</u>	<u>1.05</u>	<u>1.05</u>	(40) <u>1.05</u>	<u>1.05</u>	<u>1.05</u>
			原紙	m	<u>0.23</u>	<u>0.25</u>	<u>0.27</u>	<u>0.31</u>	<u>0.33</u>	<u>0.37</u>	<u>0.43</u>	<u>0.48</u>	<u>0.61</u>	<u>0.71</u>	<u>0.81</u>	<u>1.11</u>	<u>1.30</u>	<u>1.50</u>	
			アルミガラスクロス化粧原紙	m	(75幅) <u>4.3</u>	<u>4.7</u>	(100幅) <u>3.6</u>	<u>4.0</u>	<u>4.3</u>	<u>4.9</u>	<u>4.3</u>	<u>4.8</u>	(125幅) <u>4.9</u>	(150幅) <u>5.7</u>	<u>6.4</u>	<u>8.9</u>	<u>10.4</u>	<u>12.0</u>	
			保温工	人	<u>0.052</u>	<u>0.056</u>	<u>0.061</u>	<u>0.065</u>	<u>0.071</u>	<u>0.077</u>	<u>0.082</u>	<u>0.091</u>	<u>0.122</u>	<u>0.143</u>	<u>0.163</u>	<u>0.231</u>	<u>0.291</u>	<u>0.359</u>	
			雑材料	一式 (材料費×0.05)															
			その他	一式															
	ロックウール c 床下及び暗渠内 (屋外ビット内)	m	ロックウール保温筒	m	(20厚) 1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	(25) 1.05	1.05	1.05	(40) 1.05	1.05	1.05
			ポリエチレンフィルム	m	(100幅) 5.1	5.4	6	6.6	7.0	7.9	7.2	8.0	(125幅) 8.3	(150幅) 9.6	10.8	(200幅) 11.0	(250幅) 12.9	(250幅) 11.8	
			着色アルミガラスクロス	m	(75幅) 4.3	4.7	(100幅) 3.6	4.0	4.3	4.9	4.3	4.8	(125幅) 4.9	(150幅) 5.7	6.4	8.9	10.4	12.0	
			保温工	人	<u>0.062</u>	<u>0.068</u>	<u>0.073</u>	<u>0.078</u>	<u>0.086</u>	<u>0.094</u>	<u>0.102</u>	<u>0.113</u>	<u>0.150</u>	<u>0.177</u>	<u>0.201</u>	<u>0.284</u>	<u>0.363</u>	<u>0.428</u>	
			雑材料	一式 (材料費×0.05)															
			その他	一式															
給水管・ 排水管・ 給湯管	ロックウール d1、3 屋外露出及び浴室、 厨房などの多湿箇所 (バルコニー・開放廊下を含む)	m	ロックウール保温筒	m	(20厚) <u>1.05</u>	<u>1.05</u>	<u>1.05</u>	<u>1.05</u>	<u>1.05</u>	<u>1.05</u>	<u>1.05</u>	<u>1.05</u>	<u>1.05</u>	(25) <u>1.05</u>	<u>1.05</u>	<u>1.05</u>	(40) <u>1.05</u>	<u>1.05</u>	<u>1.05</u>
			ポリエチレンフィルム	m	(100幅) <u>5.1</u>	<u>5.4</u>	<u>6.0</u>	<u>6.6</u>	<u>7.0</u>	<u>7.9</u>	<u>7.2</u>	<u>8.0</u>	(125幅) <u>8.3</u>	(150幅) <u>9.6</u>	<u>10.8</u>	(200幅) <u>11.0</u>	(250幅) <u>12.9</u>	(250幅) <u>11.8</u>	
			カラー亜鉛鉄板 (溶融Zn-Ni系亜鉛鉄板)	m ²	(0.27mm) <u>0.340</u>	<u>0.36</u>	<u>0.39</u>	<u>0.42</u>	<u>0.44</u>	<u>0.49</u>	<u>0.55</u>	<u>0.6</u>	<u>0.75</u>	<u>0.85</u>	<u>0.95</u>	(0.35mm) <u>1.27</u>	<u>1.48</u>	<u>1.68</u>	
			保温工	人	<u>0.046</u>	<u>0.049</u>	<u>0.052</u>	<u>0.056</u>	<u>0.061</u>	<u>0.066</u>	<u>0.071</u>	<u>0.078</u>	<u>0.107</u>	<u>0.122</u>	<u>0.143</u>	<u>0.201</u>	<u>0.25</u>	<u>0.315</u>	
			ダクト工	人	<u>0.068</u>	<u>0.073</u>	<u>0.078</u>	<u>0.085</u>	<u>0.089</u>	<u>0.099</u>	<u>0.111</u>	<u>0.121</u>	<u>0.151</u>	<u>0.172</u>	<u>0.191</u>	<u>0.256</u>	<u>0.298</u>	<u>0.339</u>	
			雑材料	一式 (材料費×0.05)															
その他	一式																		
給水管・ 排水管・ 給湯管	ロックウール d2 屋外露出及び浴室、 厨房などの多湿箇所 (バルコニー・開放廊下を含む)	m	ロックウール保温筒	m	(20厚) 1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	(25) 1.05	1.05	1.05	(40) 1.05	1.05	1.05
			ポリエチレンフィルム	m	(100幅) 5.1	5.4	6.0	6.6	7.0	7.9	7.2	8.0	(125幅) 8.3	(150幅) 9.6	10.8	(200幅) 11.0	(250幅) 12.9	(250幅) 11.8	
			ステンレス鋼板	m ²	(0.2mm) 0.34	0.36	0.39	0.42	0.44	0.49	0.55	0.60	0.75	0.85	0.95	1.27	1.48	1.68	
			保温工	人	0.046	0.049	0.052	0.056	0.061	0.066	0.071	0.078	0.107	0.122	0.143	0.201	0.250	0.315	
			ダクト工	人	0.093	0.099	0.106	0.115	0.121	0.135	0.151	0.165	0.205	0.234	0.261	0.349	0.406	0.462	
			雑材料	一式 (材料費×0.05)															
その他	一式																		

表2. 15. 4④ 配管類保温工事標準歩掛り表

二. グラスウール

区分	保温種別	単位	名称	厚	保温単位	呼 び 径																			
						15A	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300						
給水管・排水管・給湯管	グラスウール a 屋内露出	m	グラスウール保温筒	20 ~ 30	m	(20厚)	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	(25厚)	1.05	1.05	(40厚)	(50厚)	1.05	1.05	1.05	
			原紙		m ²	(75幅)	0.23	0.25	0.27	0.31	0.33	0.37	0.43	0.48	0.61	0.71	0.81	1.11	1.38	1.57					
			綿布		m	(75幅)	4.3	4.7	5.0	4.0	4.3	4.9	4.3	4.8	4.9	5.7	6.4	8.9	11.0	12.6					
			保温工		人	0.051	0.053	0.060	0.067	0.068	0.076	0.080	0.088	0.119	0.141	0.160	0.229	0.295	0.364						
			雑材料		一式 (材料費×0.05)																				
	その他 一式																								
	グラスウール b 屋内隠ぺい (PS内、メーカー至内等)	m	グラスウール保温筒	20 ~ 30	m	(20厚)	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	(25厚)	1.05	1.05	1.05	(40厚)	(50厚)	1.05	1.05	1.05
			原紙		m ²	(75幅)	0.23	0.25	0.27	0.31	0.33	0.37	0.43	0.48	0.61	0.71	0.81	1.11	1.38	1.57					
			アルミガラスクロス		m	(75幅)	4.3	4.7	3.6	4.0	4.3	4.9	4.3	4.8	4.9	5.7	6.4	8.9	11.0	12.6					
			保温工		人	0.068	0.070	0.077	0.079	0.080	0.095	0.101	0.111	0.148	0.173	0.197	0.286	0.366	0.435						
雑材料			一式 (材料費×0.05)																						
その他 一式																									
グラスウール b 屋内隠ぺい (PS内、メーカー至内等)	m	グラスウール保温筒	20 ~ 30	m	(20厚)	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	(25厚)	1.05	1.05	1.05	(40厚)	(50厚)	1.05	1.05	1.05	
		アルミガラス化粧原紙		m ²	(75幅)	0.23	0.25	0.27	0.31	0.33	0.37	0.43	0.48	0.61	0.71	0.81	1.11	1.38	1.57						
		保温工		人	0.047	0.049	0.053	0.056	0.061	0.068	0.073	0.080	0.108	0.128	0.146	0.207	0.269	0.330							
		雑材料		一式 (材料費×0.05)																					
		その他 一式																							
グラスウール c 床下、暗渠内 (ピット内を含む)	m	グラスウール保温筒	20 ~ 30	m	(20厚)	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	(25厚)	1.05	1.05	1.05	(40厚)	(50厚)	1.05	1.05	1.05	
		ポリエチレンフィルム		m	(100幅)	5.1	5.4	6.0	6.6	7.0	7.9	7.2	8.0	8.3	9.6	10.8	11.0	13.6	12.4						
		着色アルミガラスクロス		m ²	(75幅)	4.3	4.7	3.6	4.0	4.3	4.9	4.3	4.8	4.9	5.7	6.4	8.9	11.0	12.6						
		保温工		人	0.058	0.060	0.068	0.070	0.076	0.084	0.090	0.099	0.133	0.158	0.180	0.257	0.332	0.409							
		雑材料		一式 (材料費×0.05)																					
その他 一式																									
グラスウール d1、3→d2	m	グラスウール保温筒	20 ~ 30	m	(20厚)	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	(25厚)	1.05	1.05	1.05	(40厚)	(50厚)	1.05	1.05	1.05	
		ポリエチレンフィルム		m	(100幅)	5.1	5.4	6.0	6.6	7.0	7.9	7.2	8.0	8.3	9.6	10.8	11.0	13.6	12.4						
		ステンレス鋼板		m ²	(0.3mm)	0.34	0.36	0.39	0.42	0.44	0.49	0.55	0.60	0.75	0.85	0.95	1.27	1.55	1.76						
		保温工		人	0.041	0.044	0.48	0.050	0.053	0.60	0.064	0.070	0.095	0.112	0.128	0.182	0.237	0.291							
		ダクト工		人	0.093	0.099	0.106	0.115	0.121	0.135	0.151	0.165	0.205	0.234	0.261	0.349	0.426	0.484							
雑材料	一式 (材料費×0.05)																								
その他 一式																									
グラスウール d2→d1, 3	m	グラスウール保温筒	20 ~ 30	m	(20厚)	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	(25厚)	1.05	1.05	1.05	(40厚)	(50厚)	1.05	1.05	1.05	
		ポリエチレンフィルム		m	(100幅)	5.1	5.4	6.0	6.6	7.0	7.9	7.2	8.0	8.3	9.6	10.8	11.0	13.6	12.4						
		カラー亜鉛鉄板 (溶融アルミニウム亜鉛鉄板)		m ²	(0.27mm)	0.34	0.36	0.39	0.42	0.44	0.49	0.55	0.60	0.75	0.85	0.95	1.27	1.55	1.76						
		保温工		人	0.041	0.044	0.048	0.050	0.053	0.060	0.064	0.070	0.095	0.112	0.128	0.182	0.237	0.291							
		ダクト工		人	0.068	0.073	0.078	0.085	0.089	0.099	0.111	0.121	0.151	0.172	0.191	0.256	0.312	0.355							
雑材料	一式 (材料費×0.05)																								
その他 一式																									

正誤

正誤

正誤

正誤